中心市街地活性化協議会設立･運営ガイド

令和８年３月

独 立 行 政 法 人 中 小 企 業 基 盤 整 備 機 構

高度化事業部まちづくり推進室

はじめに

本書は、中心市街地活性化協議会の設立及び運営改善を検討されている地域商業者、地域支援機関、市町村及び地域のまちづくり会社向けに作成したものです。特に協議会の設立事務や事務局を担うことの多い市町村及び商工会・商工会議所を想定しました。

中心市街地活性化協議会は、必要性に応じて中心市街地ごとに、中心市街地の活性化に関する法律（中心市街地活性化法）に基づいて設立されます。これまでに約 200 の協議会が設立され、現在約 110 の協議会が継続しています。

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、同法の規定により、協議会からの協力の求めに応じていますが、あわせて協議会の設立状況や運営状況等の情報を収集蓄積してきました。

本書は、それら実際の設立状況や運営状況等の情報に基づき、協議会の構成や設立手続き、運営方法を解説し、協議会の円滑な設立や運営に役立てて頂くことを目的としています。

本書は全３章からなります。各章の内容をかいつまんで紹介すると、以下のとおりです。

第１章では、協議会の設立状況等について説明します。協議会の設立ルールとあわせて、どのような構成の協議会が設立されているか、統計等とともに解説します。

第２章では、協議会の設立手続きについて説明します。構成員や事務局、財源等の検討事項、そして設立準備協議会やスケジュール、また、支援機関の活用について解説します。

第３章では、協議会の運営状況について説明します。協議会を設立してからの組織構成、協議会の開催等を紹介します。

また参考として、中心市街地活性化基本計画の認定状況、まちづくり会社の設立について概説するほか、基本計画終了後の展開についても事例を交えて紹介しています。

中心市街地活性化協議会は、都市機能増進と経済活力向上の一体的推進の調整、また、公的事業と民間事業等の一体的推進の調整を図る場と言えます。

本書が、協議会の円滑な設立や運営に活用され、協議会の活動を通じた中心市街地の活性化とともに、地域の活性化等に結びつく一助となれば幸いです。

独立行政法人中小企業基盤整備機
高度化事業部まちづくり推進室

目次

はじめに … 1

第１章　中心市街地活性化協議会の設立状況等 … 4
１－１　基本計画策定と協議会設立の関係 … 4
１－２　協議会の設立状況 … 7
１－３　協議会の設立ルール … 9
１－４　協議会の基本構成 … 13

第２章　中心市街地活性化協議会の設立手順 … 18
２－１　設立に向けた行動 … 18
２－２　検討事項 … 26
２－３　設立準備会 … 35
２－４　支援機関の活用 … 41

第３章　中心市街地活性化協議会の運営 … 43
３－１　構成員の構成 … 43
３－２　事務局体制 … 51
３－３　会議の開催等 … 53
３－４　基本計画終了後 … 56
事例　エリアプラットフォームへの移行 … 59

参考編
参－１　中心市街地活性化基本計画の認定状況 … 62
参－２　まちづくり会社の設立と状況 … 68

資料編
資－１　中心市街地の活性化に関する法律等 … 79
資－２　中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（基本方針）（抄） …110
資－３　中心市街地活性化プラットフォーム（内閣府地方創生推進事務局） …111
資－４　中心市街地活性化協議会支援センター …114

用　語

中活法、法…中心市街地の活性化に関する法律（中心市街地活性化法）

旧中活法　…中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律

基本方針　…中心市街地の活性化を図るための基本的な方針

基本計画　…中心市街地活性化基本計画

協議会　　…中心市街地活性化協議会
　　　　　　組織としての協議会（協議会を組織する）、
　　　　　　会議としての協議会（協議会を開催する）の使い分けがある

都市機能増進を図る者　…都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者

経済活力向上を図る者　…経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者

中小機構　…独立行政法人中小企業基盤整備機構

MINTO 機構…一般財団法人民間都市開発推進機構

数値（時点）

協議会の数　　　　　　…令和 7 年 4 月 1 日現在（200 協議会）

認定基本計画の数　　　…令和 7 年 3 月末までの数（296 計画）

計画期間中の基本計画　…令和 7 年 4 月 1 日現在（50 地域）

第１章　中心市街地活性化協議会の設立状況等

中心市街地は、商業、業務、居住等の都市機能が集積し、長い歴史の中で文化、伝統をはぐくみ、各種機能を整備してきた「まちの顔」とも言うべき地区です。中心市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性に鑑み、人口減少・少子高齢社会に対応し、多くの人にとって暮らしやすい、多様な都市機能が集積したコンパクトな中心市街地のまちづくりが求められています。

ここでは、はじめに基本計画策定と協議会設立の関係を概観したあと、協議会の設立状況、協議会の設立ルール、協議会の基本構成について解説します。

※基本計画の認定状況は、参考編の参－１「基本計画の認定状況」に示します。

１－１　基本計画策定と協議会設立の関係

（１）市町村の基本計画作成との連携

2006（平成 18）年に施行された中心市街地の活性化に関する法律（中心市街地活性化法）において、内閣府（内閣総理大臣）は、市町村が策定した中心市街地活性化基本計画（以下「基本計画」という）が基準に適合すると認めるとき、その認定をしています。

図表　「中心市街地活性化基本計画」総理大臣認定について（概要）

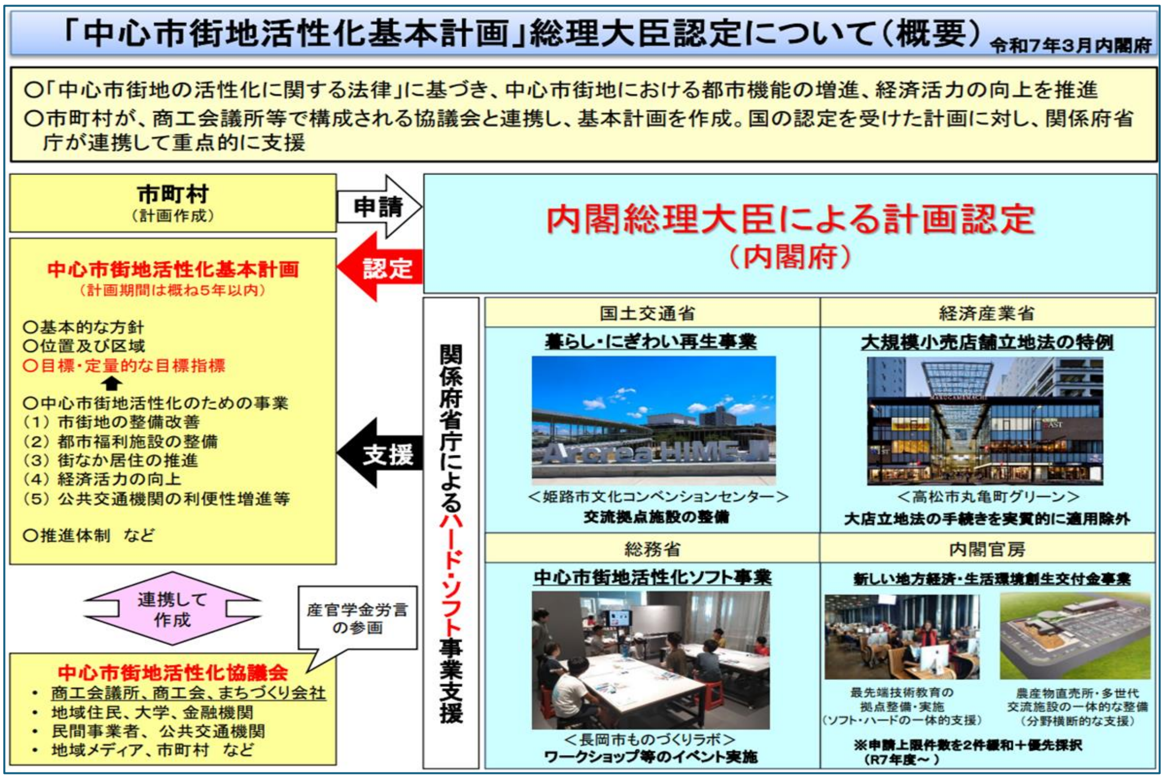

内閣府地方創生推進事務局

https://www.chisou.go.jp/tiiki/chukatu/pdf/05_chukatu_gaiyou.pdf

国は、中心市街地活性化法（以下「中活法」という。）に則った基本計画の認定を受けた市町村が、中心市街地活性化に向けた事業等を総合的かつ一体的に推進できるよう、支援体制を整えています。

その一つとして、中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議するため、中心市街地ごとに、協議により規約を定め、共同で中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）を組織することができます。（中活法第 15 条第 1 項）

（２）協議会の役割

●基本計画等への意見

市町村は、基本計画の認定の申請を行う際に、協議会が存在する場合には、その意見を聞くこととされています。協議会は、市町村が作成しようとする基本計画等に定める事項に対して意見を述べ、連携して作成し、民意を反映する重要な役割を担っています。そのため、協議会には、地域の多様な担い手（産官学金労言）の参画が求められています。（中活法第 15 条第 9 項）

●民間中心市街地商業活性化事業等に関する協議

民間中心市街地商業活性化事業等（認定基本計画に記載されたものに限る）を実施しようとする者は、単独又は共同して、協議会における協議を経て、その計画を作成し、経済産業大臣の認定を申請することができます。（中活法第 42 条、第 48 条、第 50 条）

（３）中心市街地活性化の課題

中心市街地活性化の課題をみると、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するには、関係者間の連携が重要であることが分かります。具体的には行政の都市部門と商工部門との連携、行政・公共部門と民間部門との連携と言えます。

図表　中心市街地活性化の課題

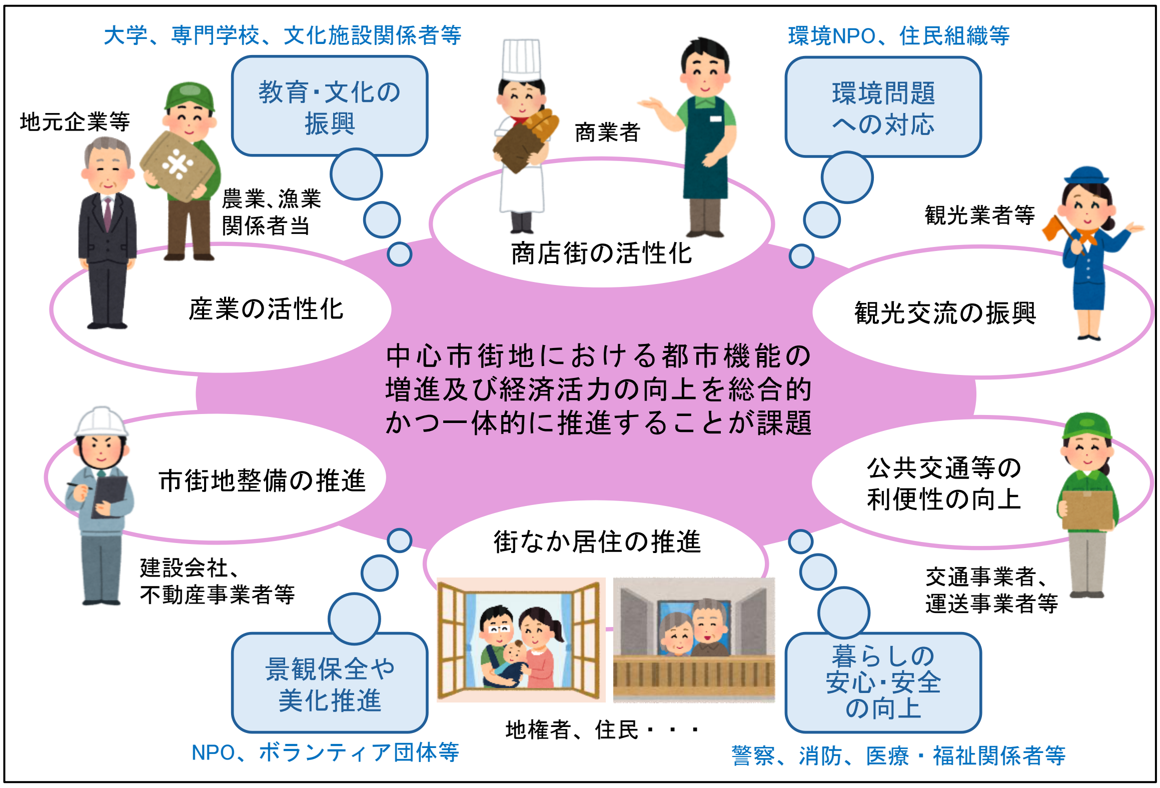

中心市街地活性化協議会立ち上げガイド（平成 18 年 7 月）を参考に作成

１－２　協議会の設立状況

協議会は、中心市街地活性化に関する事業の総合調整や、事業の推進に関すること、及び市が策定する基本計画の実効性に寄与することなど、まちづくりを総合的に推進する組織です。基本計画の認定を受けるには、地域に中活法に基づく協議会の設置が求められます。ここでの協議会は、中活法第 15 条に基づき組織されたものを指します。

（１）協議会数

中小機構に設置されている「中心市街地活性化協議会支援センター（以下「支援センター」という)」では、定期的に協議会数の実態調査を行っています。

2025（令和 7）年 4 月に行った調査時点における、協議会の活動状況を示します。

●協議会数

これまでに累計 200 協議会が設立されています。計画準備中や計画期間中 50 地域はもとより、計画期間終了後も継続し、独自のまちづくり計画に活かしている地域もあります。また認定を受けずに、地域との関係から協議会によるまちづくりの枠組みを維持しながら認定基本計画に準じた取り組みを続ける自治体も存在しています。

図表　中心市街地活性化協議会の数

	認定基本計画	協議会数	活動中※1	解散等※2
計画準備中（未認定）　※3	－	42	28	14
計画期間中　※3	50	50	50	－
計画期間終了　※4	108	108	73	35
合計	158	200	151	49

※1：休止中を含む

※2：他の協議会へ統合を含む

※3：支援センターが把握している数、協議会設立準備地域を含む

※4：次期計画準備中の地域を含む

●継続型と臨時型

協議会は、組織された後、規約に基づいた運営が開始されます。組織の方針によりますが、次の 2 つに分けることができます。

・基本計画の策定を契機として組織され、計画期間の満了後も継続する（継続型）

・基本計画の期間に対応して組織され、計画期間の満了とともに解散する（臨時型）

継続型は、基本計画の期間に関わらず、長期的・継続的なまちづくりを協議する場として運営されています。一方の臨時型は、基本計画の認定を要件とした補助金の獲得や支援制度の活用、特定のハード整備などの調整を目的としたケースの場合が多く、事業終了とともに解散若しくは休止しています。

●協議会設立数の推移

2006（平成 18）年度以降の協議会設立数の推移は以下のとおりです。2006（平成 18）年度から 2008（平成 20）年度の 3 年間で半数以上の協議会が設立されています。

図表　協議会の設立数の推移

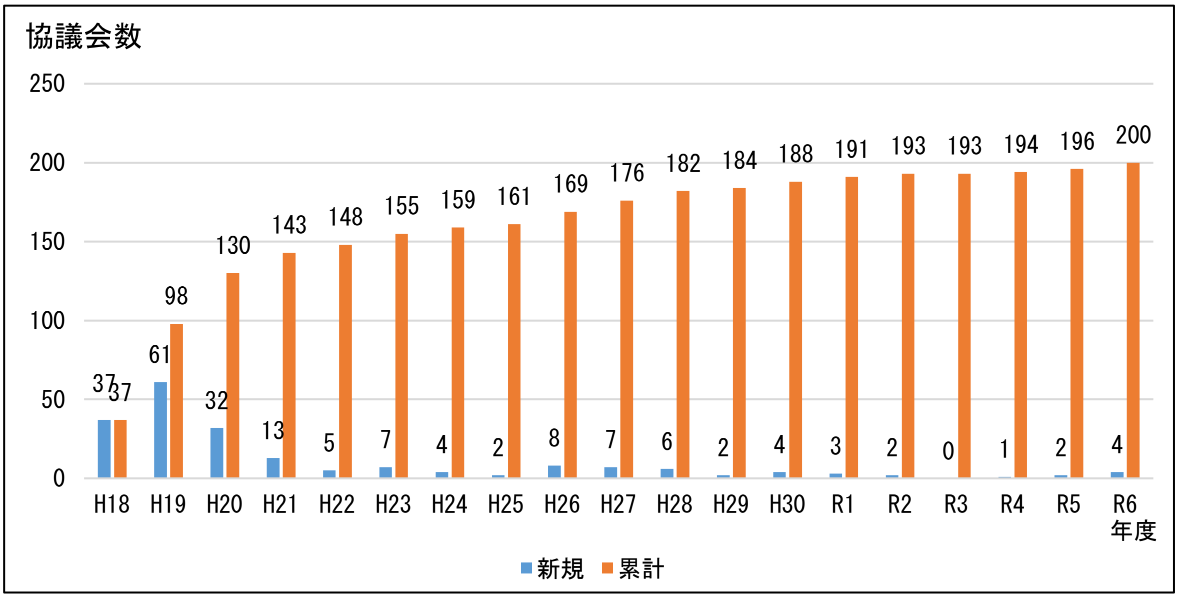

中心市街地活性化協議会支援センター調べ

１－３　協議会の設立ルール

協議会組織の設立は、中活法第 15 条において、中心市街地ごとに、協議により規約を定めることによりできるとしています。

ここでは、はじめに中心市街地と協議会の関係を示し、次いで協議会を組織できる者、協議会の組織を要請できる者を解説します。

（１）中心市街地と協議会の関係

基本方針において、中心市街地は、原則として 1 市町村に 1 区域として設定することが望ましいとしつつも、市町村合併を含め、まちの歴史を通じて、社会経済的に中心的な役割を果たしている拠点地区が複数ある場合も認めています。

このため、一般的に 1 市町村に 1 つの協議会が組織されますが、1 市町村に複数の協議会が設立される場合もあります。

図表　中心市街地と協議会の関係

中心市街地が複数ある場合	市町村（区域）例
原則のとおり 1 市町村に 1 区域の中心市街地を設定し、中心市街地に 1 つの協議会を組織	一般的な市町村
歴史的に 1 市町村に 2 区域以上の中心市街地があり、中心市街地ごとに協議会を組織	北九州市（小倉） 北九州市（黒崎）
歴史的に 1 市町村に 2 区域以上の中心市街地があるが、1 つの協議会を組織	上越市（高田・直江津[※]）
組織後の市町村合併により 1 市町村に 2 区域以上の中心市街地となり、中心市街地ごとに協議会を継続	熊本市（熊本） 熊本市（植木）
組織後の市町村合併により 1 市町村に 2 区域以上の中心市街地となったが、1 つの協議会に統合	静岡市（静岡・清水）

※上越市の直江津地区は基本計画の認定を受けていない

（２）協議会を組織できる者

協議会を組織できる者は「都市機能増進を図る者」と「経済活力向上を図る者」です。次の（ⅰ）及び（ⅱ）に掲げる者が、「それぞれ一つ以上参画」し、協議のうえ、規約を定めることにより、共同で協議会を組織することができます。

（ⅰ）都市機能増進を図る者（法第 15 条第 1 項第 1 号）
・中心市街地整備推進機構（イ号）
・まちづくり会社（ロ号）

（ⅱ）経済活力向上を図る者（法第 15 条第 1 項第 2 号）
・商工会・商工会議所（イ号）
・一般社団法人等、特定会社（ロ号）

●中心市街地整備推進機構

中心市街地整備推進機構（以下「推進機構」という）は、実質要件を満たす場合において、市町村長の判断により中活法第 61 条に基づく推進機構として指定されれば、中活法第 15 条第 1 項第 1 号イに規定する者となります。

なお、都市機能増進を図る者として、推進機構が指定されている地域は活動中の協議会 151 地域中 34 地域（22.5%）という状況になっています。

図表　中心市街地整備推進機構の実質要件（中活法第 62 条）

ⅰ）中心市街地の整備改善に関する事業を行う者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
ⅱ）中心市街地の整備改善に資する建築物その他の施設であって国土交通省令で定めるものを認定基本計画の内容に即して整備する事業を行うこと又は当該事業に参加すること。
ⅲ）中心市街地の整備改善を図るために有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。
ⅳ）中心市街地公共空地等の設置及び管理を行うこと。
ⅴ）中心市街地の整備改善に関する調査研究を行うこと。
ⅵ）前各号に掲げるもののほか、中心市街地の整備改善を推進するために必要な業務を行うこと。

●協議会を組織できる者（法定構成員）の組み合わせ

協議会を組織できる者（法定構成員）のうち、中活法第 15 条第 1 項に基づいて、協議会を組織できる者の「それぞれ一つ以上参画」の組み合わせは、次の 4 つのパターンがあります。

①中心市街地整備推進機構×商工会・商工会議所
②市街地系まちづくり会社×商工会・商工会議所
③中心市街地整備推進機構×商業系まちづくり会社／公益法人
④市街地系まちづくり会社×商業系まちづくり会社／公益法人

図表　協議会の基本構成

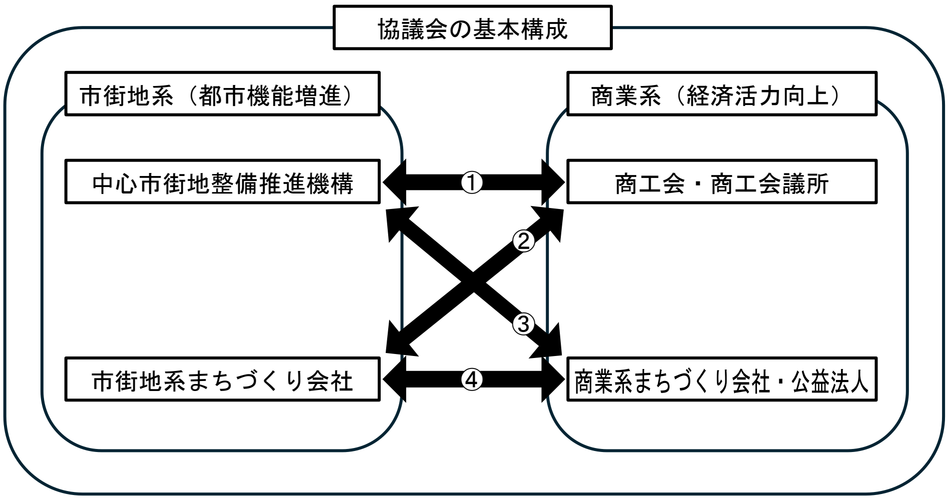

協議会を組織する主体は、地域の実情に応じて、4者を柔軟に組み合せできるように規定されています。

組み合わせのあり方は、事業の推進を中心に、地域特性か、協議会の立ち位置（合意形成を主で考えるか、企画調整の役割を担うのか、事業実施を通して企画調整を行うのかなど）か、行政の積極的関与（権威性）を求めるか、などによるものと思われます。

いずれにしても、協議会自体は調整役として、取り組みの実効性を確保し、多様な主体の合意形成のための協議の場として機能することが求められます。

図表　協議会の調整役としての役割

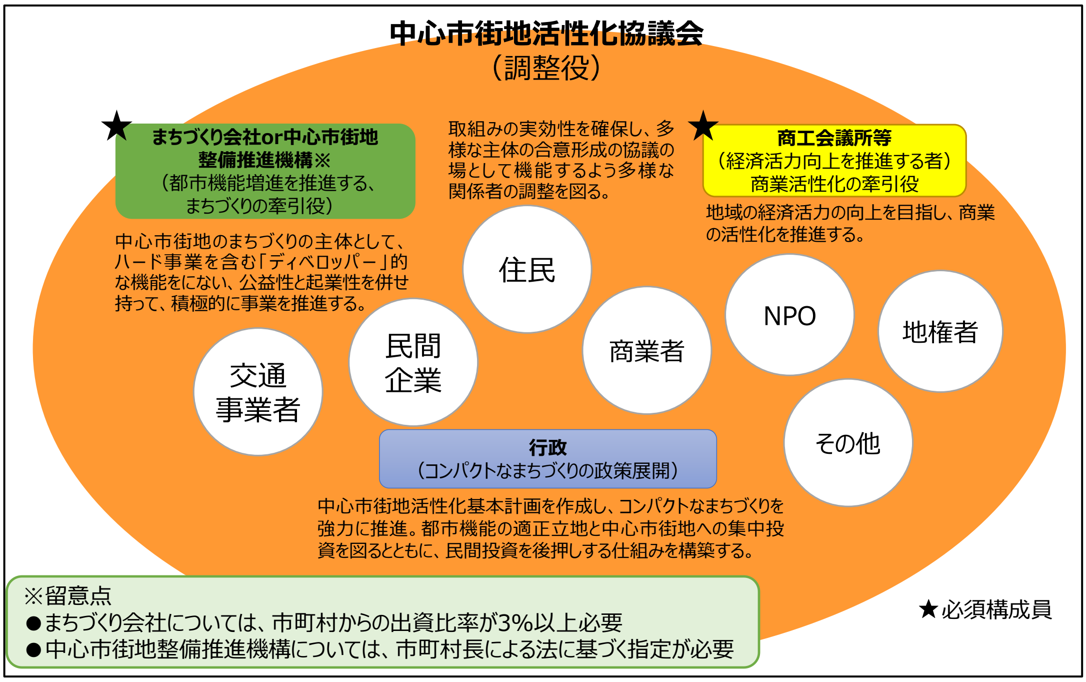

中心市街地活性化制度について（内閣府地方創生推進事務局）

https://www.chisou.go.jp/tiiki/chukatu/pdf/02_nintei_nagare.pdf

（３）協議会の組織を要請できる者

協議会が設立されていない場合は、「事業を実施しようとする者」が、「協議会を組織できる者」に対して、協議会を組織するよう要請することができます。

事業を実施しようとする者は、市街地の整備改善を行う者、都市福利施設の整備事業を行う者、住宅供給及び居住環境の向上事業を行う者、経済活力の向上（商業の活性化）事業を行う者、それらと一体的に公共交通機関の利便増進事業を行う者及び特定事業を行う者です。

図表　協議会を組織できる者と協議会の組織を要請できる者

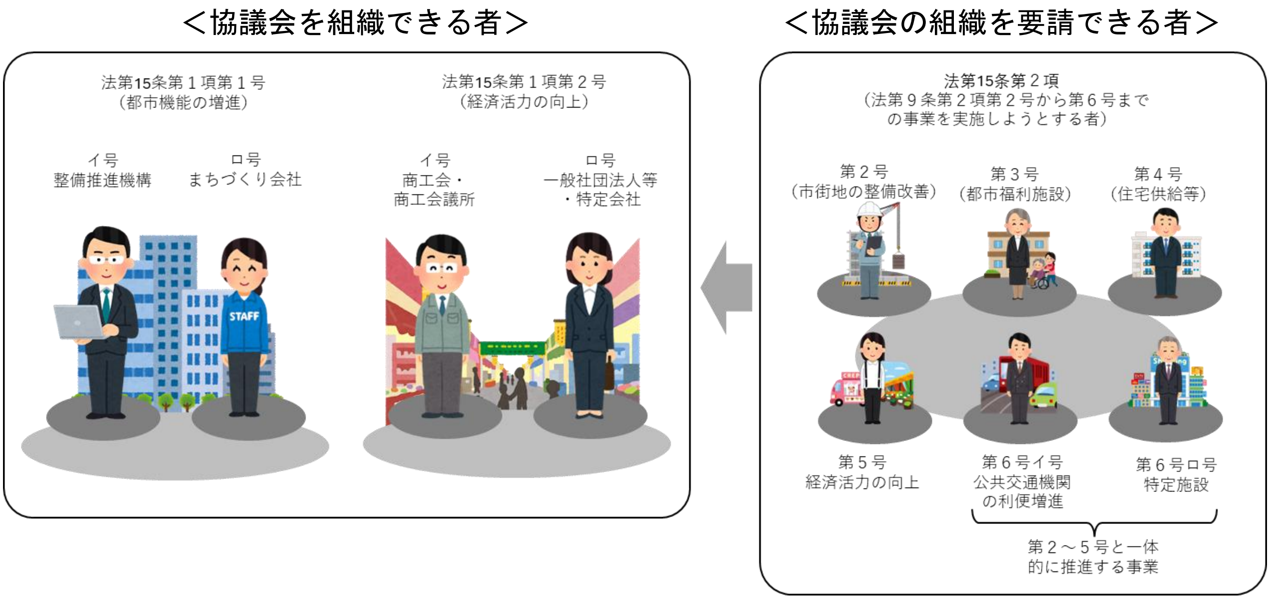

●構成員及び規約の公表

なお、協議会の組織にあたり、申請や関係省庁への届出などの手続きは必要ありませんが、協議会を組織した際、その構成員の氏名又は名称及び協議会の規約の内容を公表する必要があります。

公表の方法は、事務所などで閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法によることとされています（中活法第 15 条第 3 項に規定する内閣府令、経済産業省令、国土交通省令）。

１－４　協議会の基本構成

協議会は、都市機能増進を担う者及び経済活力向上を担う者が、中心市街地ごとに、協議により、運営に関し必要な事項等を規約に定め、共同で組織することになります。

また、協議会には基本計画に記載された事業を実施する事業者、地権者や地域住民の代表者、行政等の多様な主体も構成員として参加できます。

ここでは、協議会の構成員を法定構成員、法定外構成員、オブザーバー等に分けて解説します。

・構成員の基本構成
・協議会に参加することができる者（法定構成員）
・協議会が協力を求めることができる者（法定外構成員）
・オブザーバー等
・役割による位置づけの違い

（１）構成員の基本構成

構成員の基本構成は、協議会を組織した者と、協議会に参加することができる者、そして協議会が協力を求めることができる者から成ります。

なお、構成員以外の、議決権等を持たないアドバイザーやオブザーバー等として参加する場合もあります。

協議会を組織した者（法定構成員）
協議会に参加することができる者（法定構成員）
協議会を組織できる者（協議会を組織した者以外）
事業を実施しようとする者（協議会の組織を要請できる者）
認定基本計画及びその実施に密接な関係を有する者
中心市街地をその区域に含む市町村
協議会が協力を求めることができる者
関係行政機関、中小機構、MINTO 機構（法定構成員）
その他の者（法定外構成員）

（２）協議会に参加することができる者（法定構成員）

中活法第 15 条では、「協議会を組織する者」以外に協議会に地域の多様な関係者が参加できるよう、「協議会に参加することができる者」（法第 15 条第 4 項関係）を定めています。これらの者が協議会の構成員に加えるよう協議会に申し出た場合、正当な理由がある場合を除き、協議会はその申出を拒むことができません。

図表　自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる者

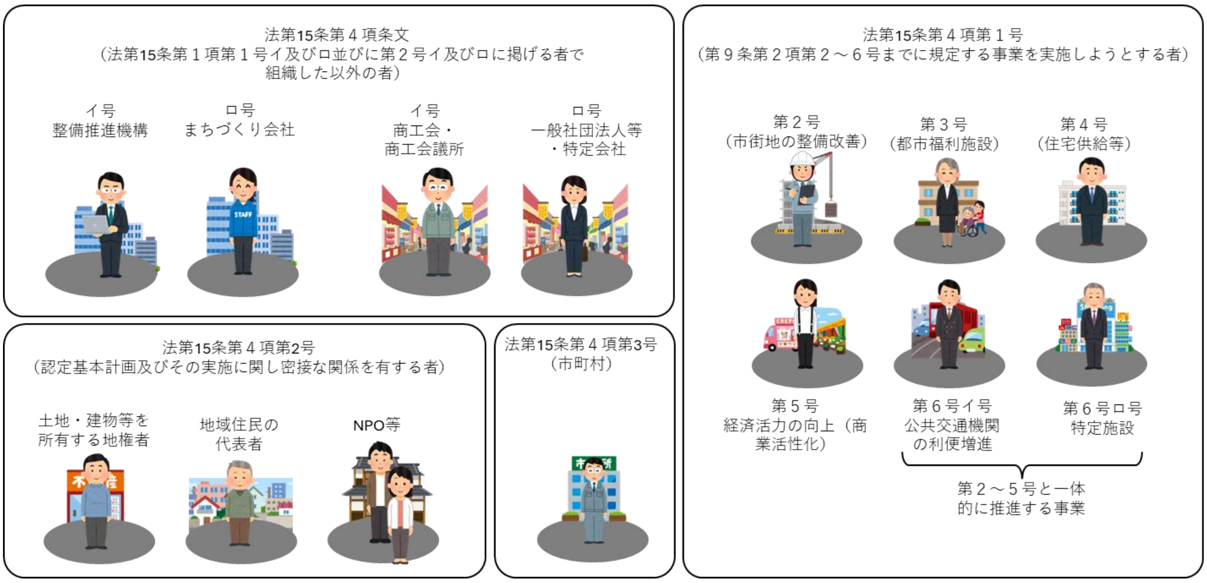

（３）協議会が協力を求めることができる者

中活法では「協議会が協力を求めることができる者」（中活法第 15 条第 7 項、第 8 項）を設定しています。構成員になる場合とオブザーバー等として参加する場合があります。

図表　協議会が協力を求めることが出来る者

法第 15 条第 7 項 （法定構成員）	協議会の必要に応じて、次の者に資料の提供、意見の表明、説明その他の協力を求めることができる。 ・関係行政機関 ・独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構） ・一般財団法人民間都市開発推進機構（MINTO 機構）
法第 15 条第 8 項 （法定外構成員）	協議会の必要に応じて、法第 15 条第 7 項以外の者（主体名が示されていない）に協力を求めることができる。

（４）オブザーバー等

多くの協議会は、構成員以外にオブザーバーやアドバイザー等の出席を求めています。

オブザーバー等は都道府県（都市部門、商工部門）が多く見られるほか、道路利用等の理解を得るため、警察本部・警察署の出席を求める協議会もあります。

（５）役割による位置づけの違い

次ページの図表「想定される協議会の構成員」は、以下の分類に応じて、対象となる者を例示したものです。

Ａ：協議会を組織できる者（法第 15 条第 1 項関係）
Ｂ：協議会に参加できる者（法第 15 条第 4 項関係）
Ｃ：協議会に協力を求められる者（法第 15 条第 7 項関係）
Ｄ：協議会に協力を求められる者（法第 15 条第 8 項関係）

構成員は、役割に応じて、例えば「B:協議会に参加できる者」として参加するか、「D:協議会に協力を求められる者」として参加するか等の、位置づけに違いが出ます。

先行地区の協議会名簿等を参照する場合、位置づけの確認が必要となる場合があります。

例１：Ｓ交通事業者が「公共交通等の利便を増進する事業」を行うため「B:協議会に参加できる者」として参加するか、事業を行わないため「D:協議会に協力を求められる者」として参加するかの違い

例２：Ｔ市役所が「公園整備事業」を行うため「B:協議会に参加できる者」として参加するか、関係機関との連携を目的とするため「市町村」として「B:協議会に参加できる者」かの違い

例３：Ｕ県が「関係行政機関」として「C: 協議会に協力を求められる者」として参加するか、オブザーバーとして構成員外として参加するかの違い

図表　想定される協議会の構成員

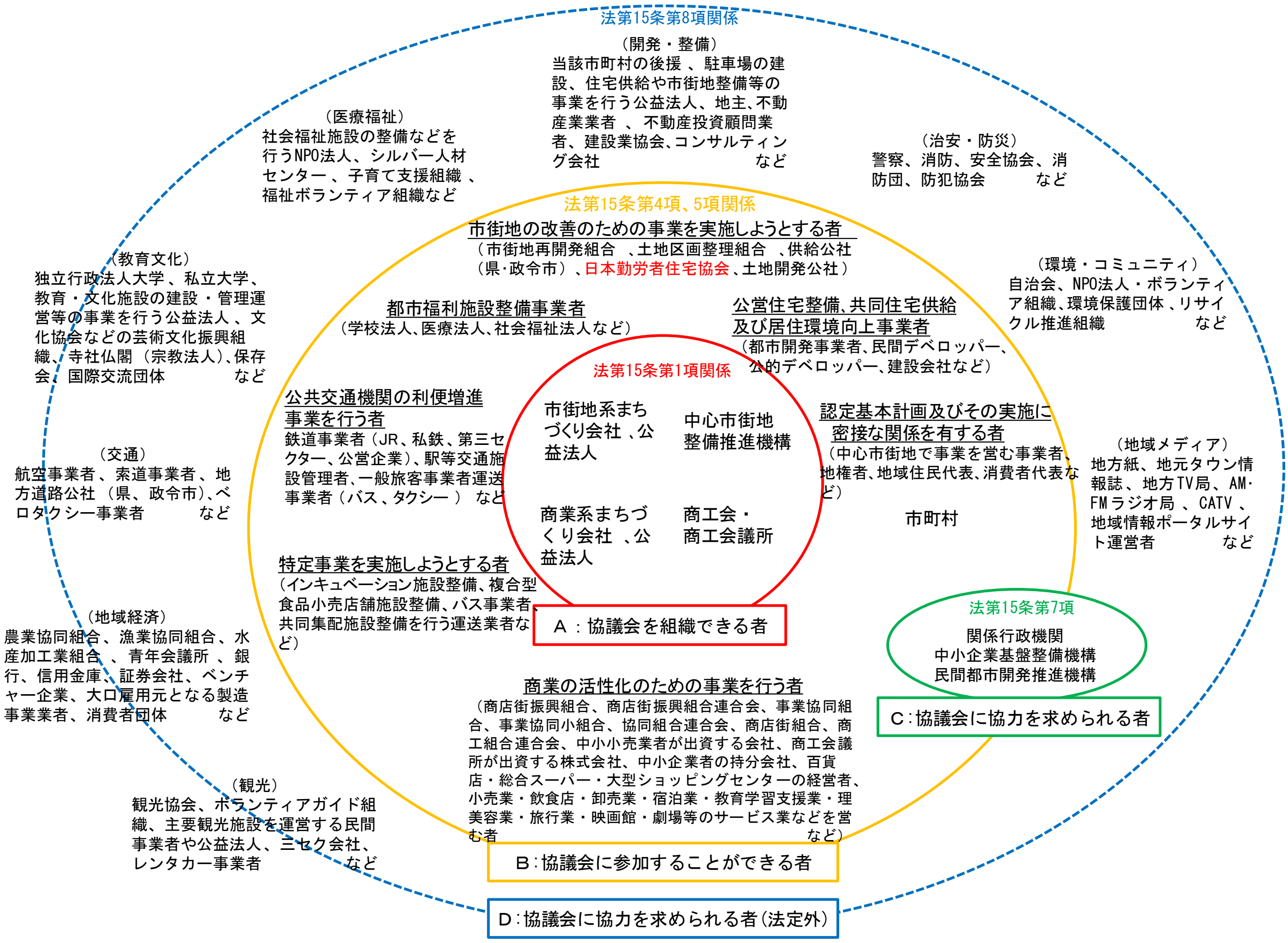

中心市街地活性化協議会立ち上げガイド（平成 18 年 7 月）を参考に作成

図表　協議会に参加することができる者・協議会が協力を求めることができる者

協議会に参加することができる者	詳細
(1)協議会を組織する主体とならなかった、当該中心市街地の者	①推進機構　②市街地系まちづくり会社 ③商工会又は商工会議所　④公益法人又は商業系まちづくり会社
(2)当該中心市街地において事業を実施しようとする者	①市街地の改善のための事業を実施しようとする者 （例：市街地再開発組合、土地区画整理組合、住宅供給公社　(県・政令市)、日本勤労者住宅協会、土地開発公社　等） ②都市福利施設整備事業者 （例：学校法人、医療法人、社会福祉法人 等） ③公営住宅整備、共同住宅供給及び居住環境向上事業者 （例：都市開発業者、民間デベロッパー、公的デベロッパー、建設会社 等） ④商業の活性化のための事業を行う者 （例：商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商店街組合、商工組合連合会、中小小売業者が出資する会社、商工会議所が出資する株式会社、中小企業者の持分会社、百貨店・総合スーパー・大型ショッピングセンターの経営者、小売業・飲食店・卸売業・宿泊業・教育学習支援業・理美容業・旅行業・映画館・劇場等のサービス業などを営む者等） ⑤公共交通機関の利便増進事業を行う者 （例：鉄道事業者（JR、私鉄、第三セクター、公営企業）、駅等交通施設管理者、一般旅客事業者運送事業者（バス、タクシー）　等） ○特定事業を実施する者 （例：インキュベーション施設整備、複合型食品小売店舗施設整備、バス事業者、共同集配施設整備を行う運送業者　等）
(3)認定基本計画及びその実施に関し密接な関係を有する者	①現に中心市街地において事業を営んでいる事業者 ②中心市街地で事業の用に供する土地又は店舗等を有する地権者 ③地域住民代表 ④消費者代表 等
(4)市町村	※市町村が基本計画を作成する際、事業の準備段階から、様々な関係者が十分な情報交換を行い、連携を図ることが必要となる。 　また、市町村の行政担当部間の連携だけでなく、民間事業者や有識者、地域住民等の幅広い関係者の理解と積極的な参画を得るため、次のような体制構築が考えられる。 ・市町村の関係部局間の内部連絡調整を行うための会議設置 ・中心市街地活性化に関する企画立案や広報、関係部局間の連絡調整事務、情報の収集・整理、対外的な窓口業務等を市町村において一元的に行う組織（部署）の設置 ・民間組織との連携を円滑にするための組織設置 ・一般の市民、事業者等の幅広い理解を得るための広報活動の展開等

協議会が協力を求めることができる者	詳細
(1)法定（法第15条第7項関係）	①関係行政機関　②中小企業基盤整備機構（中小機構） ③民間都市開発推進機（MINTO機構）
(1)法定外（法第15条第8項関係）	○開発・整備 （例：当該市町村の後援、駐車場の建設、住宅供給や市街地整備等の事業を行う公益法人、地主、不動産業業者、不動産投資顧問業者、建設業協会、コンサルティング会社　等） ○治安・防災 （例：警察、消防、安全協会、消防団、防犯協会　等） ○医療福祉 （例：社会福祉施設の整備などを行うNPO法人、シルバー人材センター、子育て支援組織、福祉ボランティア組織　等） ○交通 （例：航空事業者、索道事業者、地方道路公社（県、政令市)、タクシー事業者等）

	○教育文化 国公立大学、私立大学、教育・文化施設の建設・管理運営等の事業を行う公益法人、文化協会などの芸術文化振興組織、神社仏閣（宗教法人）、保存会、国際交流団体　等） ○地域経済 （例：農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業組合、青年会議所、銀行、信用金庫、証券会社、ベンチャー企業、大口雇用元となる製造事業者、消費者団体　等） ○観光 （例：観光協会、ボランティアガイド組織、主要観光施設を運営する民間事業者や公益法人、三セク会社、レンタカー事業者　等） ○環境・コミュニティ （例：自治会、NPO 法人・ボランティア組織、環境保護団体、リサイクル推進組織　等） ○地方メディア （例：地方紙、地元タウン情報誌、地方 TV 局、CATV、地域情報ポータルサイト運営者　等）

第２章　協議会の設立手順

中活法において協議会は、市町村の基本計画の策定や実施に、民意を反映させる重要な役割を担っており、幅広い利害関係者の参画を実現する場となっています。

本章では、協議会の設立に向けた行動や具体的な手順（ステップ）、検討事項や設立準備会等について解説します。

なお、中活法では協議会の設立を「組織（する）」としていますが、ここでは「設立（する）」と言い換えます。法人や機関を表す「組織」と区別するためです。

２－１　設立に向けた行動

「まちの顔」である中心市街地の活性化には、「まちの活性化を真剣に願う地域の人々の声」をきちんと汲み上げていけるような協議会にしていく必要があります。

ここでは、協議会の設立に向けて誰が発意（ほつい）するか、また、発足までにたどる基本的な5つのステップについて解説します。

（１）誰が発意するか

中活法では協議会を「組織できる者」と「組織を要請できる者」を定めていますが、そのいずれかが、設立を「発意する者」であることを想定している、と考えられます。

・発意する者＝組織できる者　→設立 ・発意する者＝組織を要請できる者　→組織できる者　→設立

●発意の具体例

例１：中心市街地における土地区画整理や都市福利施設・公営住宅の整備等の事業を行う者等は、「組織を要請できる者」であり、これらの事業を行うのは主に市町村です。中心市街地の整備を効率的かつ効果的に実施するため、市町村が中活法を活用することが考えらます。この場合、市町村が発意し「組織できる者」に要請します。

例２：中心市街地の衰退を憂い、協議会を設立するにはどうしたらよいかと、商店主が相談を持ち込む例があります。北海道富良野市では、商店街の商店主らが発意し協議会を発足させています。（西本伸顕『フラノマルシェの奇跡』学芸出版社（2013）を参照。）

（２）協議会発足までの５つのステップ

協議会の設立に向けて動く人は、およそ次の5ステップに沿って活動しています。ただし、実際には各ステップが前後したり、同時に進行したりします。

このステップの進行に合わせて、協議会の前身となる「設立準備会」が設置される場合があります。設置の時期は、以降に示すStep2からStep4の間で、状況に合わせて調整します。設立準備会の詳細については、２－２で説明します。

協議会発足までの５つのステップ

Step１　パートナーを決める
Step２　コア要素を決めてパートナーとの合意を形成する
Step３　協議会組織の骨格イメージを固める
Step４　協議会の運営の活動スタイルを決める
Step５　協議会の発足

Step１　パートナーを決める

協議会の設立は、自ら発意し又は要請を受けた「組織できる者」が行うことになります。

協議会の設立には、「都市機能増進を図る者」と「経済活力向上を図る者」がそれぞれ１者以上参加することが条件となります。このため「組織できる者」は、もう一方の「組織できる者」（パートナー）を決める必要があります。例えば、「経済活力向上を図る者」である商工会議所（組織できる者）が発意又は要請を受けたのなら、もう一方の「都市機能増進を図る者」になり得るパートナーを決めて、設立に向けた折衝を始めます。

また、それら「都市機能増進を図る者」と「経済活力向上を図る者」は、設立後にそのまま協議会の構成員（法定構成員）になります。協議会を組織できる者の組み合わせパターンは以下の通りです。

協議会を組織できる者（法定構成員）の組み合わせパターン（再掲）

①中心市街地整備推進機構×商工会・商工会議所
②市街地系まちづくり会社×商工会・商工会議所
③中心市街地整備推進機構×商業系まちづくり会社／公益法人
④市街地系まちづくり会社×商業系まちづくり会社／公益法人

●責任者の選任

協議会の設立を発意又は要請されたら、その「組織できる者」の中から、設立までの諸手続きを一貫して行う「責任者」を選任します。

協議会の設立に向けて、「組織できる者」はもう一方のパートナー候補との折衝のほか、他の構成員候補等との連絡調整などを多く行うことになります。その際に、担当者レベルでは折衝が難しい場合もあります。効率的な交渉や連絡調整を行うのに、意思決定の権限を持ち責任を負える者（役職者等）を決めておき、必要に応じて組織のトップ同士の協議の場を設けられるようにします。

●市町村との協議

市町村における中心市街地活性化の所管部課との協議を始めます。なぜなら、どのような基本計画になるか市町村の考えを基に、誰をパートナーとするか（上述の組み合わせパターンのどれを選択するか）、基本計画の実施段階になったときに最も機能するようにする必要があるからです。また、市町村側で、中心市街地活性化の推進組織（第１章 P16 図表(4)市町村に例示している体制）が設置される場合もあります。

民意反映の場を設定することに鑑み、市町村と協議会を組織できる者（公と民）は、対等な立場でパートナーとして協議することを、あらかじめ確認しておきます。

なお、「都市機能増進を図る者」と「経済活力向上を図る者」の両方に対して同時に要請が行われる場合も考えられます。その際は、両者と市町村とで協議し、中心市街地活性化の目的に照らし、示されたパートナーの組み合わせ案が適切かも含めて、協議するようにします。

●中心市街地整備推進機構

推進機構は、実質要件（中活法第 62 条の業務要件）を満たす非営利法人で、具体的には観光協会、NPO 法人、都市整備公社などが挙げられます。これらの法人がパートナーになる場合は、中活法第 61 条に基づき、市町村長により推進機構として指定される必要があります。

推進機構の候補となる法人を決定したら、市町村における法人の所管部門と商工会・商工会議所の所管部門とで協議等を行い、指定の可能性や、指定する場合の要件、合意形成の段取り等を進めていきます。3 者によるおおよその協議が整い見通しが立った段階で、法人の代表、商工会会長・商工会議所会頭、市町村長の 3 者で合意をします。

推進機構の指定に関して、法人によっては、市町村がその法人の実質的な事業計画や企画を行い、法人自体は施設等の管理・運営業務のみを受け持つ場合もあり、法人としての意思決定に関する独立性に乏しい場合があります。推進機構には、中心市街地のまちづくりの主体として、ハード事業を含む積極的な関わりが求められますので、法人が適切な役割を担えるかどうか確認し、難しい場合は変革を促すなど、充て職など慣習的な選び方は避けることが望ましいです。

●まちづくり会社

まちづくり会社は、地域の活性化や課題解決を目的として設立された法人です。活動の自由度等を勘案し、株式会社などの法人形態がとられています。

法定構成員となり得るまちづくり会社は、中活法施行令第 6 条において、市街地系まちづくり会社（法第 15 条第 1 項 1 号ロ）及び商業系まちづくり会社（同第 2 号ロ）とも、株式会社の場合、市町村が株式を議決権の 3%以上保有する（第三セクターとする）要件が定められています。

協議会の設立検討のときに既に設立・営業している会社に参加を求める場合もありますし、協議会の設立をきっかけに新たに設立される場合もあります。

まちづくり会社の設立については、参考編の参－２「まちづくり会社の設立と状況」で説明します。

Step２　コア要素を決めて、パートナーとの合意を図る

「都市機能増進を図る者」と「経済活力向上を図る者」の法定構成員 2 者が決定した段階で、協議会の設立に必要なコア要素を検討していきます。

●協議会発起人の決定

設立準備を行うための組織（協議会設立準備会）の発起人を決定します。具体的には、前述の「都市機能増進を図る者」と「経済活力向上を図る者」（法定構成員）、さらに設立を要請した者がいる場合は、その「組織を要請できる者」を合わせて、3 者を発起人とします。

●法定構成員の参加見込みと、法定外構成員として参画を要請する者の決定

中活法第 15 条第 2 項から第 8 項に該当する者で、協議会への参画を要請する者を決定します。この際、中心市街地が抱える問題・課題や、将来的なまちづくりの方向を勘案して、メンバーを決定していきます。

協議会において「絶対に外すことができないと判断される法定外構成員」と「市町村関係部局」等は、この段階から協議に加わってもらうことが望ましいです。また協議を進めるなかで、必要となったメンバーを順次追加していくようにします。

最終的にどのようなメンバー構成が望ましいか等、詳細は次項（検討事項）で説明します。

●設立までのスケジュールと事務局体制の決定

市町村の基本計画の策定と国への認定申請の時期を踏まえ、いつまでに協議会を設立することが必要かを確認し、それまでにやるべきことを市町村と調整しながらスケジュールを立てます。また、設立準備にかかる事務やスケジュール管理などを行う事務局を、法定構成員の中で決定します。

内閣府は基本計画の認定までにトータルで 2 年ほどかかるとしています。その内訳として、1 年目は概要の作成や、国の支援措置について地方支分部局等との調整を行う時間とされています。

図表　基本計画　認定までの流れ

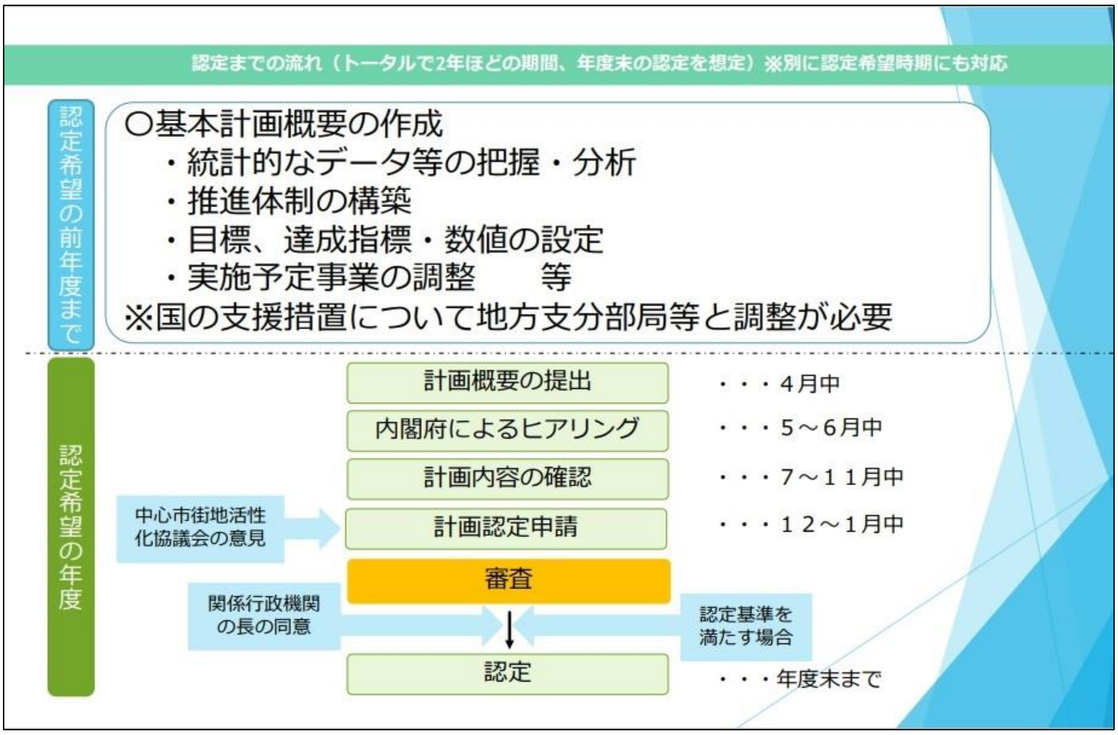

※内閣府地方創生推進局「中心市街地活性化活性化について」より一部抜粋

基本計画の認定時期と協議会の設立時期の状況に関して、計画期間中の 50 団体について見ると、認定の半年以内に設立している団体は 7（14%）、認定の半年前から 1 年前までに協議会を設立している団体は 19（38%）ありました。また、1 年から 2 年前に設立している団体は 15（30%）、2 年前以上については 8（16%）、認定後の設立は 1（2%）となっています。

協議会が、基本計画に民意を反映するための組織であることに鑑みて、基本計画の概要の検討・作成段階において意見が反映できる時点までに設立することが望ましいです。

また、多くの市町村で、基本計画策定前に市民や関係者に対する意見聴取（パブリックコメント・公聴会等）を実施しています。意見聴取を適切な時期・段階で実施できるよう、協議会設立のスケジュールと合わせて検討しておく必要があります。

以下は、スケジュール事例です。この事例では、認定年度の前々年度に協議会の前身となる会議体と、地域住民の声やアイデアを引き出すための懇話会を設置しています。また、基本計画の概要の検討・作成に先立ってビジョンを作成し、その作成段階から当該会議体と懇話会の意見を反映するようにしています。基本計画はビジョンを基に、協議会の意見を踏まえて検討・作成されています。意見聴取のためのパブリックコメントは、ビジョンと基本計画の 2 回実施しています。

図表　認定までのスケジュール事例

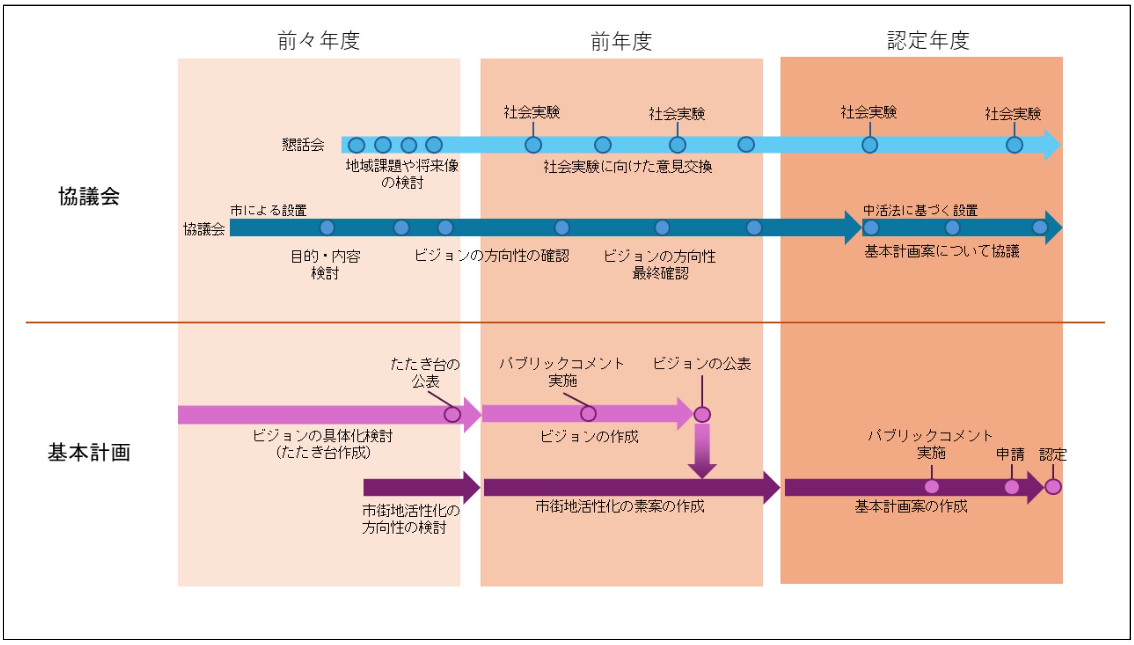

●協議会の立ち位置の決定

中活法において、協議会の役割は以下のとおりとしています。

中活法における協議会の役割

・基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項について意見を述べる（法第 15 条第 9 項） ・民間中心市街地商業活性化事業に関する実施者との協議（法第 42 条第 1 項）

これを踏まえて、中心市街地活性化の取り組みにおける協議会の立ち位置を検討します。

協議会の活動スタイルは、基本計画に関する審議・企画・調査などを行い、事業等は行わない「審議・企画型」と、基本計画に掲げる事業の実施に関わり、事業の主体にもなる「事業型」の２つに大別できます。

基本計画に掲げる事業や活動を誰がどのように行うか、大まかな展望を市町村と法定構成員の３者で共有し、その地域の特性や実情にあわせて担い手となり得る者の候補を見極めたうえで、協議会にふさわしい立ち位置を決めます。

活動スタイルの詳細は、Step4 で説明します。

●タウンマネジャーの選任

協議会におけるタウンマネジャーは、まちのにぎわいや魅力づくりに向けて、行政や商業者、市民などさまざまな関係者と連携しながら、計画の企画や実行を支える調整役・推進役として活動する人材です。

タウンマネジャーは、協議会組織の強化を図るものとして基本方針にも示されています。ただし設置は義務ではないため、協議会の目的によって設置を検討します。

Step３　協議会組織の骨格イメージを固める

Step２で合意した協議会の目的と役割を踏まえ、協議会の規約作成に必要な基本事項を決めるとともに、協議会のガバナンスのあり方など、組織としての骨格イメージを具体化します。なお、協議会の運営に関し必要な事項は、規約で定める必要があります（中活法第15条第11項）。

協議会組織の基本事項

- 協議会の名称
- 事務所の場所
- 協議会の事業内容
- 協議会組織の意思決定の仕組み
- 会員構成（法定、法定外）、その他の会員構成（一般会員、賛助会員など）
- 会員の役割や義務などの規定
- 入会金や会費、組織形態

Step４　協議会の活動スタイルを決める

中心市街地活性化に必要な取り組みにおいて、Step２で決定した「役割（立ち位置）」に沿った、具体的な活動スタイルを決めます。

協議会の活動スタイル

<table>
<tr><th colspan="3">協議会が担う役割（例）</th><th>想定される事業展開スタイル</th></tr>
<tr><td rowspan="3">審議・企画型</td><td colspan="2">Ⅰ.審議型</td><td>基本計画の立案・実施・フォローバック等について審議し、必要に応じて意見・要望等を行政に提出するなど、意見聴取の場に特化するスタイル。</td></tr>
<tr><td colspan="2">Ⅱ.企画調整型</td><td>認定特定民間中心市街地活性化事業者による各種事業推進における調整や、地域住民などが参画するワーキンググループの活動・事業の運営などを行うスタイル。</td></tr>
<tr><td colspan="2">Ⅲ.コンサル型</td><td>基本計画にかかる事業の事前調査や、各主体が実施するプロジェクト等の事業評価等、調査を主な活動とし、基本計画の的確な推進を補佐するコンサルティング特化型のスタイル。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事業型</td><td rowspan="2">Ⅳ.事業展開型</td><td>①ソフト中心型</td><td>ステークホルダーで構成される目的・テーマ別の運営協議会（部会）を複数運営しながら、中心市街地活性化に必要な事業の企画と各主体による事業協力を要請していくスタイル。</td></tr>
<tr><td>②ハード実施型</td><td>既存の市街地・商業系まちづくり会社が発展・改組して、協議会の中心となるケース。又は、構成員などの出資によって発足する新たなまちづくり会社等による事業展開が行われるスタイル。</td></tr>
<tr><td colspan="2">Ⅴ.総合型</td><td>中心市街地活性化に関わる多様な主体間の調整、ソフト・ハード事業の企画立案から、具体的な事業執行までを行う。ステークホルダー間の利害調整や合意形成、事業計画の立案から実行までのマネジメントも担う、活性化のための舵取り機関としての役割を担うスタイル。</td></tr>
</table>

Step５　協議会発足（設立総会）

設立総会において構成員の間で規約案に合意し、これを公表した段階で協議会の発足となります。公表については、市町村広報への掲載やホームページでの告知などにより行います。（中活法第 15 条第 3 項）

[参考]ビジョンとは

まちづくりにおける「ビジョン」は、地域の未来像や方向性を示すものです。言葉で描かれた目標のような存在で、「どんなまちにしたいのか」という理想を具体的に表現しています。ビジョンがあることで、関係者全員が共通の目標を持ち、協力して進める道筋ができます。

基本計画につながる「ビジョン」は、一般的に市町村が地域の将来像や目指す方向性を明確に示すために策定されることが多いようです。このビジョンは、地域住民や関係者の意見を取り入れながら計画され、多くの場合、「まちづくりの基本的な指針」として機能します。

ビジョンそのものは法令で規定されているわけではなく、市町村の自主的な取り組みとして位置づけられることが多いです。このため、法的拘束力というよりは地域全体の合意形成と共有目標としての役割を果たします。

２－２　検討事項

ここでは、協議会の設立手続における、主な検討事項（構成員、事務局、まちづくり会社、タウンマネジャー、財源、会議体及び規約）について説明します。

（１）構成員

構成員の基本構成は次の3者からなります。このほか構成員以外に、必要に応じてアドバイザーやオブザーバー等が会議に参加します。

・協議会を組織した者（法定構成員） ・協議会に参加することができる者（法定構成員） 　協議会を組織できる者（協議会を組織した者以外） 　事業を実施しようとする者（協議会の組織を要請できる者） 　認定基本計画及びその実施に密接な関係を有する者 　中心市街地をその区域に含む市町村 ・協議会が協力を求めることができる者 　関係行政機関、中小機構、MINTO機構（法定構成員） 　その他の者（法定外構成員）

①法定構成員への参加要請

協議会を組織しようとする者は、協議会に参加することができる者（法定構成員）に対して構成員となることを要請し、又は該当する者からの参加申出を受け付けます。

●商業事業者への参加要請

商店街関係者、中心市街地内の百貨店やスーパー等の大型店のほか、中心市街地活性化にかかる事業に関係のある商業者に、協議会への参加を要請します。

商店街関係者については、中心市街地活性化をきっかけとした経営の近代化や創業・起業の促進、事業承継などを図るため、若手の商業者や起業者等の巻き込みもできるようにするのが望ましいです。また、商工会・商工会議所の青年部・女性部等のほか、任意で活動する若手商業者のグループや、まちづくりに関心が高く活動的な個店の商業者など、地域の実情をよく観察し、バランスを取りながら要請先を決めます。

百貨店やスーパー等の大型店は、中心市街地の商業活性化に大きく影響を及ぼすことが多く、大型店の持つ情報等の共有により、効率的かつ効果的な商業活性化につながることも考えられます。積極的な参画・協力を求めるようにします。

●認定基本計画に密接に関係する者

中活法第15条第4項第2号に掲げる「認定基本計画に密接に関係する者」は、認定基本計画の事業の実施主体となる者と、事業の実施に際して意見・意向を求めることが重要になる者に分けられます。特に後者については、計画の早い段階で意見・意向の確認をしておかないと、事業の実施が困難になる可能性があります。具体例として、地権者、地域住民代表（自治会・町内会を除く）、消費者代表などがあげられます。

●特定事業を行う者

特定事業とは、中心市街地活性化で実施する市街地整備事業、都市福利施設整備事業、居住環境向上事業及び商業活性化事業が一体となって推進されることにより、地域のにぎわい創出、経済活力の向上を実現するための重点的な事業の集合体のことです。具体的には、次の事業を指します。

特定事業の具体例（中活法第7条第10項）

- 都市型新事業者（ソフトウェアの開発、情報サービス、デザインや広告などのIT・クリエイティブ系事業者）が入居して、製販一体となった事業や、共同研究開発、産学連携などを行う事業を行う施設（インキュベーション施設）を設置する事業
- 肉・魚・野菜などの食品小売業者が集積した店舗を設置する場合に、駐車場、休憩施設等利用者の利便を増進する施設を一体となって整備する事業
- 一般乗合旅客自動車運送業（バス事業）者が、中心市街地にある路線にかかるバスサービスの向上（運行回数の増加など）を図る事業
- 中心市街地での貨物を集配・配達するための貨物の仕分けを行う共同集配施設を整備し、かつ、その施設を利用し、複数の配送事業者が集配を行う共同集配事業

②法定外構成員への参加要請

法定外構成員の参加は、中活法第15条第8項に基づき、協議会が必要であると認めた場合、法定構成員以外の者に対して構成員となることを要請することができます。

法定外構成員への要請は、協議会の意志で決定できるものです。中心市街地活性化や協議会の活動に理解や参加を得るために、どのような経緯で決定したのか、透明性を確保しておくことが大切です。

●法定構成員からの推薦

中心市街地活性化のあり方を検討していく上で、欠かすことのできないステークホルダー（利害関係者）を、参加が決まっている法定構成員（候補）が推薦し、その者（法定外構成員候補）に参加を要請します。

要請にあたっては、協議会設立準備会が設置されている場合は発起人から、設立前であれば法定構成員のうち「都市機能の増進を図る者」または「経済活力の向上を図る者」の代表者から当該者に対して申入れをします。

●円卓会議（ラウンドテーブル）

法定構成員と随意に参加依頼した法定外構成員候補者による円卓会議により、構成員の候補者を選出します。現状の課題や将来の展望について自由かつ率直な意見を交わす場を設けます。会議を通して、参加者の中心市街地活性化への理解を深めるとともに、参加者の中から構成員にふさわしい候補者を探していきます。

●フォーラム（市民会議）・懇話会

中心市街地に関わる様々な立場の人々に広く呼びかけ、公開のフォーラム（市民会議）等の開催により、法定外構成員を探索する方法が考えられます。中心市街地のあり方についてオープンに意見を交わしながら、協議会の設立を周知するとともに、その参加者の中から構成員にふさわしい候補者を探していきます。

③協議会設立後の参加要請

協議会設立後、基本計画の進捗とともに、新たに協議会への参加が求められる者が生じた場合は、後述の規約等により、参加要請について柔軟に対応できるようにしておきます。

（２）事務局

事務局は、協議会活動を事務的立場から推進する役割を担います。事務局の動き方によって、協議会活動が活発になるか、中心市街地活性化が円滑に推進するかが決まると言っても過言ではありません。多様な主体どうしの合意形成と協働が求められるなか、事務局はその中核的存在として、柔軟かつ実行力ある体制構築を目指す必要があります。

協議会設立の準備段階では、事務局の担い手を決定し、協議会の活動スタイルに合わせた事務局の役割を確認するとともに、その役割を担える人材（役職・能力等）を確保することが求められます。

① 事務局の担い手

事務局の担い手は、「協議会を組織した者」（法定構成員）が担うことが多いです。大きく「商工会・商工会議所」「まちづくり会社」「商工会・商工会議所とまちづくり会社の共同運営」の 3 つに大別されます。なお、市町村が事務局を担う協議会もあります。

②事務局の役割

事務局の役割は、次の 5 つに整理されます。

・組織運営管理	：会議運営、事務体制の整備など
・予算確保と資金調達	：補助金申請、広報活動
・経理・業務管理	：事務費・人件費の管理、事業の進捗管理・サポート
・協議会内・外の関係構築と維持	：協議会の「顔」としての関係構築
・事業の実施	：協議会としての事業の企画、運営

●組織運営管理

事務局の事務所や設備などの物理的な整備に加え、事務・経理などの基盤的な業務から事業企画等のプロジェクト的な業務まで幅広く担います。地域の規模や事業内容に応じて、小規模な兼務体制から専門性の高い人材を含む専任体制まで柔軟に設計されます。

具体的な業務例としては、以下のようなものがあります。

・各種会議の議案作成、連絡調整、開催及び進行
・備品設備購入等の事務環境の整備
・調査研究、支援制度の探索・活用
・理事会など意思決定機関の議案作成、連絡調整等の運営支援事務
・各種研修・講習会等の開催業務
・有識者等の招聘、調整業務

●予算確保と資金調達

事務局は、活動持続のために、確実な予算確保とともに、新たな資金源の開拓に向けた活動を担います。必要な資金の額や資金調達の方法は、協議会の活動スタイルに応じて変わりますが、次の業務例を示します。

予算確保・資金調達にかかる業務例

・補助事業の探索、補助金の申請事務等
・収益事業の企画・実施
・クラウドファンディングの企画・実施　など

●経理・業務管理

事務局は、経理や業務管理を担います。また、事業報告書や決算書など必要な書類の作成を行います。

基本計画の事業に関し、協議会が関わる事業（事業実施者が構成員の場合など）の進捗サポートや、協議会が事業を行う場合（活動スタイルが「Ⅴ.総合型」の場合など）は、その進捗管理を行います。管理に際しては、計画－実施－評価－改善のＰＤＣＡサイクルを活用します。

経理・業務管理にかかる業務例

・給与、経費の支払い等の経理事務
・次年度の予算書の作成事務
・助成金、補助金の執行管理（決算報告事務支援）
・事業収支報告書の作成
・各事業の進捗管理・サポート
・調査業務にかかるレポート作成

●協議会内・外の関係構築と維持

事務局は、協議会全体の状況や基本計画の進行状況（策定や実施）を常に把握し、中心市街地活性化の現場で柔軟に行動することで、計画の円滑な遂行を支える役割を担います。そのため、協議会内（構成員間）の良好な関係性を保てるよう立ち回り、協議会の活性化や基本計画の円滑な実施のための基盤を築きます。

また協議会外では、多様なステークホルダーとのネットワークを築き、活用して、円滑な連携と理解を深めるよう努めることで、広範囲な協力を得られる体制を整えます。

協議会内・外の関係構築と維持にかかる業務例

・行政など各種関連会議への出席等、情報収集や情報交換業務 ・関係者との意見調整（根回し） ・目的・テーマに応じた意見交換

●事業の実施

２－１のStep４に挙げた、協議会の活動スタイルのうち「事業型―Ⅴ.総合型」に該当する場合、協議会が主催者となって事業を行います。具体的には、基本計画に示された認定民間中心市街地商業活性化事業のうち、協議会が担うものの企画、運営、実施等です。

（３）まちづくり会社

まちづくり会社は、基本計画における都市整備や活性化事業に取り組む事業者、協議会の法定構成員、協議会の事務局、という3つの役割を担うことが想定されます。

まちづくり会社の業務例

・都市整備や活性化事業　…リノベーション等不動産事業、イベント運営等の活性化事業 ・協議会法定構成員　…会長・副会長等の役職を担う ・協議会事務局　…ホームページ運営、広報活動等

法定構成員としてのまちづくり会社は、既存の会社の場合と、新たに設立する場合があります。法定構成員となり得るまちづくり会社は、市町村が総株主の議決権の3%以上を保有する要件が定められています。そのため、市町村内の既存の第三セクターをまちづくり会社として設定する例が多く見受けられます。また、旧法に基づくＴＭＯ（タウン・マネジメント機関）として設立した会社が、中活法においてまちづくり会社となることもあります。既存の観光地域づくり法人（DMO)、都市再生推進法人などが担う例もあります。

中心市街地活性化を目的とし、協議会の設立に合わせてまちづくり会社を新たに設立する例も見受けられます。この場合、遅くとも基本計画の認定申請までに設立・登記していることが必要であるため、まちづくり会社の設立と協議会の設置を平行して検討することになります。

（４）タウンマネジャー

タウンマネジャーは、「まちのプロデューサー」として、当該地域の特性や中心市街地活性化の目標・目指す姿を理解して、効果的かつ効率的に取り組み全般の推進を担います。

●設置の必要性の検討

タウンマネジャーの設置は義務ではなく、協議会が規約に定めることにより設置できます。

基本方針では、協議会における意見調整を円滑に進める観点から、まちづくりについて専門的なノウハウを有するタウンマネジャーや専属の職員を配置するなどして、協議会の組織体制の強化を図るよう努めることを求めています。

認定基本計画にかかる中心市街地活性化は 5 年以上にわたる取り組みになります。当初の目標・目指す姿からぶれることなく取り組みを推進するには、継続して全体を見渡すことのできる人材が求められます。その選択肢の一つがタウンマネジャーの配置といえます。

計画期間中の基本計画にかかる協議会において、タウンマネジャーの設置を規約で定めているのは 15 協議会（30%）となっています。

●人選

人選は、法定構成員の構成がおおよそ見えてくる段階までに、候補となる人物についての情報収集をし、法定構成員内の意見をまとめるようにします。早期に人選することで、設立に必要な検討の際にタウンマネジャーの意見を反映できるようにします。

●求められる資質

タウンマネジャーには、協議会が担う中心市街地活性化の推進にかかる取り組みの全体管理を行う能力（マネジメント力）が求められます。具体的には、事業戦略、財務（ファイナンス）、組織、情報、リスク、関係性などです。さらに、当該地域の現状・歴史・地勢・特性等に相応の知見があることが望ましいです。

（５）財源

協議会が活動するためにはどの程度の予算が必要か検討し、そのための財源を確保する方法を決めておきます。協議会の財源確保には、以下のようなパターンが挙げられます。

財源のパターン例

①市が全額負担
②市と商工会・商工会議所で半額ずつ負担
③商工会・商工会議所が全額負担
④商工会・商工会議所とまちづくり会社で半額ずつ負担
⑤その他（会費、事業収入、寄付　など）

上記のうち①から④については、負担元の財政事情に左右される可能性があります。例えば、協議会としてタウンマネジャーの設置を求めても、その業務委託料等が予算として認められず負担金として充当されなければ、タウンマネジャーの設置はできなくなります。協議会予算に対する理由や計算根拠を明確にし、その必要性に関する説明を行うなど、財源の確保に向けてはたらきかけるようにします。

また⑤については、協議会の構成員の協力や積極的な事業への参画が不可欠です。広報等により、協議会の活動に対する周知や理解を広めることも求められます。

（６）会議体

協議会をどのような会議体をもって構成するかを検討します。具体的には、構成員全員からなる「総会」、協議会の役員（会長、副会長等）による「幹事会」、個別事案にかかる「部会・委員会・ワーキンググループ」などです。以下に会議体例を示します。

計画期間中の認定基本計画にかかる協議会においては、全体の 84%以上が 2 つ以上の会議体を設置しています。また理事会・幹事会は 46%、運営会議は 20%、部会やワーキンググループ等については 64%が設置しています。

アドバイザーを設置できるとしている協議会は 18%、同様にオブザーバーについては 50%となっています。

図表　協議会の会議体例

会議体	主な議題	参加者	頻度等
協議会・総会	基本計画に関する事項／進捗管理／情報共有／予算関係	協議会構成者 （進行：事務局）	年１回のほか、年２回以上実施している地域もある
理事会・幹事会	基本計画に関する事項／進捗管理／情報共有／事業効果検証	協議会の役員等 （進行：事務局）	年２回以上
協議会運営にかかる会議（運営会議）	改善検討会／事業企画検討／事業効果検証／進捗管理／情報共有等	行政、事業主体等 （進行：事務局、行政）	年１回のほか、主に年２回以上実施している地域が多い
タウンマネジメント会議	進捗管理／情報共有／事業企画検討／改善検討	タウンマネジャー、まちづくり会社、事業主体等 （進行：タウンマネジャー、事務局）	月１回以上の地域が多い
部会・委員会・ワーキンググループ （事業・テーマ・エリア別　等）	事業企画検討／事業効果検証／改善検討／勉強会／情報共有等	事務局、事業主体 （進行：事務局、まちづくり会社）	年２回から４回程度の頻度が多い
その他	セミナーや研修会、視察等	協議会関係者	不定期

●タウンマネジメント会議

タウンマネジメント会議は、意思決定機関である総会・理事会・運営会議等の下に、中心市街地活性化を戦略的に進める企画調整機関として設置するものです。主な目的は、事業の効果的な進行のサポート等で、タウンマネジャーを中心に活動します。

具体的には、以下のような役割を担います。

タウンマネジメント会議の役割

・事業の進捗状況の確認　　：進行中の事業の進捗の把握と目標達成に向けた調整
・課題の共有と対応策の検討：課題の共有と改善策についての議論と決定
・企画の立案　　　　　　　：中心市街地活性化のための効果的な企画の提案

（７）規約

規約の作成は法的な定めはなく、また、様式も基本的に自由なものです。ただし、作成目的の一つは協議会の円滑な運営を図ることです。これまで協議会の設立に向けて検討してきた事項（検討事項）の明文化の意味もあります。

基本方針では、協議会における運営の透明性、公平性、実効性を確保する観点から、事務局の体制、協議事項、協議手続き、協議結果の公表方法、会計の取扱などを規約に定めるよう努めることを求めています。

２－３　設立準備会

２－２に示した検討事項を進めるにあたり、協議会の設立に向けた基盤を整えるために、設立準備会を設置します。中心市街地活性化の意義や目的、協議会への参加の理由や役割を、構成員となる地域の多様な関係者と共有することで、発足後の円滑かつ活発な活動につなげるとともに、地域住民等に対しては、基本計画や協議会活動への関心を早期から高めることで、活動への理解や協力、将来的な参加・参画につながる可能性も広がります。

設立準備会は、２－１に示した設立までの行動、Step１から Step４に関する法定構成員と市町村との協議・調整を踏まえ、この間に要請に応じた法定外構成員やタウンマネジャー等も参加する協議の場として位置づけられます。

「設立準備会」の名称は任意であり、地域の実情に応じて柔軟に設定することが可能です。また、設立準備会の設置にあたっては、活動の目的や構成、運営方法などを整理した要領などを作成し、設置する根拠を明確にしたうえで実施することが望ましいです。

前述の Step１から Step４と設立準備会の開催回数と同一である必要はありません。実務上はそれぞれの検討事項の熟度に応じて、複数回の協議を経て設立総会へと進むことが考えられます。特に、タウンマネジャーの人選や契約内容の決定など、重要な事項が含まれる場合には、協議回数が増えることも想定されます。

設立準備会においては、柔軟な運営を通じて、関係者間の理解と合意形成を丁寧に進めることが、協議会発足後の円滑で持続的な活動につながります。

設立準備協議会の運営イメージは、次のようなものが想定されます。

設立準備協議会の運営イメージ

第 1 回設立準備会	／	設立趣意書の検討（協議会の目的と役割の検討）
第 2 回設立準備会	／	意思決定手順と執行体制の検討
第 3 回設立準備会	／	規約の検討
第 4 回設立準備会	／	役員・事務局長などの人選
第 5 回設立準備会	／	設立総会議案の確認
設立総会の開催と公表		

（1）第１回設立準備会

２－１の Step１で決定した責任者は、構成員候補の内諾を得られた段階で、１回目の設立準備会を開催します。議題は設立趣意書の内容検討とします。設立趣意書は、協議会の設立及び設立趣旨への出席者の賛同を得ることが目的で、これ以降のあらたな出席依頼の際にも活用することができます。

なぜ協議会が必要なのか、中心市街地の抱える問題や課題は何かなど、出席者の共通認識づくりを行います。また、構成員を含むそれぞれの主体への期待や、協議会がどのような役割を担うか、出席者の理解を深めるようにします。

図表　協議会の設立趣意書の例

■■市中心市街地活性化協議会 設立趣意書

■■市の中心市街地は、本市の玄関口である JR■■駅を拠点に、古くから交通の要衝として栄えた在郷町として近隣村々の中心地であり続けた歴史ある地域です。また、神社、仏閣、町家などの歴史的な遺産が残る複数の商店街と市役所等の都市機能が集積する「まちの拠点」としても発展してきました。

しかし、近年は市全域及び中心市街地の人口増加にも関わらず、郊外型大型商業施設や中心市街地域内の商業床面積の減少等により往時の賑わいが影を潜めています。

中心市街地の空洞化は多くの都市が抱える問題であり、その再生、活性化を図り、加速する人口減少社会に対応した新たなまちづくりは喫緊の課題です。

国も、従来の「まちづくり三法」を改正し、平成 18 年 8 月に現在の「中心市街地の活性化に関する法律（以下「法」）を施行しました。■■市でも、平成■年■月に改定した都市計画マスタープランに基づき、中心市街地を多様な都市機能や広域交通結節点の機能を集積させた多核ネットワーク型都市の中心であるとともに、賑わいの核となる拠点として、国の「中心市街地の活性化のための基本的方針」に則り、新たな「中心市街地活性化基本計画（以下「基本計画」)」の策定が進められております。

また、これと平行して、■■地域における■■周辺の水辺を活かした観光レクリエーション拠点の整備や、中心市街地をはじめ市内に点在する名所・旧跡等の歴史、文化遺産等、将来性のある観光資源に加え、近年では■■フェスティバルに代表される各種イベントを活かせるよう、アクセス、周辺環境等の整備、良好な自然環境の保全、また、各イベントのタイアップ等、今ある資源を有機的に連携機能させるための、産官学民一体となっての取り組みが進んでいます。

これを受けて、この度、市の基本計画策定のため協議し、目標達成に向けて中心市街地整備推進機構（一般社団法人■■市まちづくり会社）と■■商工会議所が中心となり、法に基づき「■■市中心市街地活性化協議会」を共同で設立する運びとなりました。

市内大学をはじめとする地域関係者や民間事業者、行政等の協働により、中心市街地の活性化を総合的かつ一体的に推進していく機能するタウンマネジメント組織として本協議会が本市の発展を牽引していくものと確信しております。

関係各位におかれましては、本協議会の設立趣意にご理解とご賛同を賜り、主体的・積極的なご参画をお願い申し上げます。

令和■年■月■日
設立発起人　■■商工会議所
会 頭　■■　■■
設立発起人　一般財団法人■■市まちづくり公社
代表理事　■■　■■

（２）第２回設立準備会

協議会における意思決定と執行体制の検討をします。２－２－（６）で検討した会議体の構成に基づき、複数の会議体がある場合は会議体間の関係性と意思決定の流れを決定し、会議体ごとに担当する事務・事業を明らかにします。対外的な理解を高めるため、組織図として明示することが望ましいです。

以下に協議会の組織図例を示します。

図表　協議会の組織図例

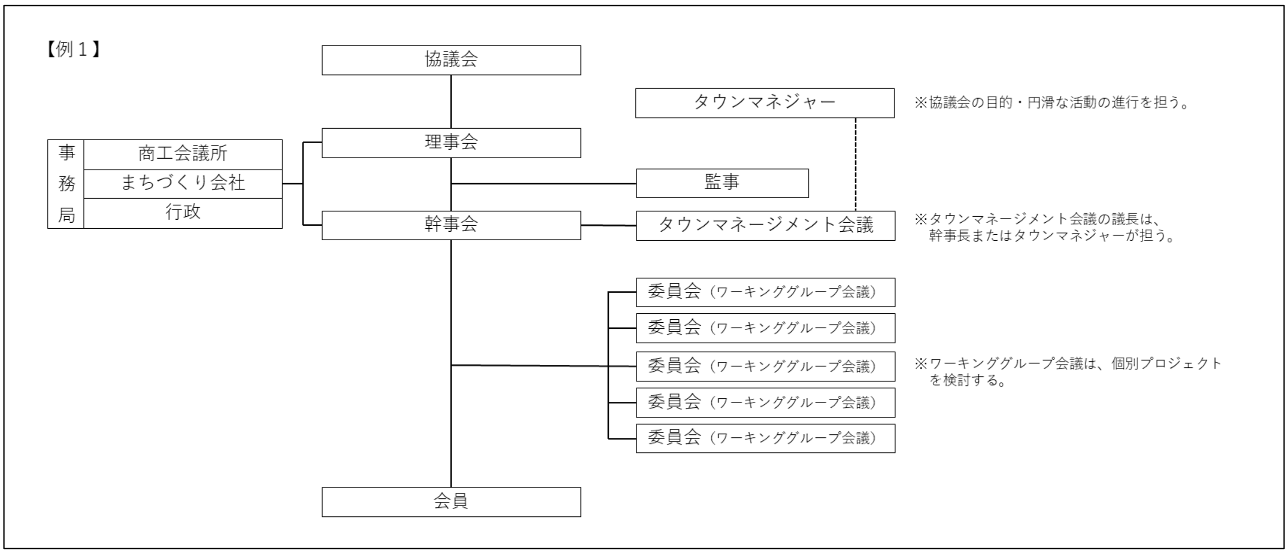

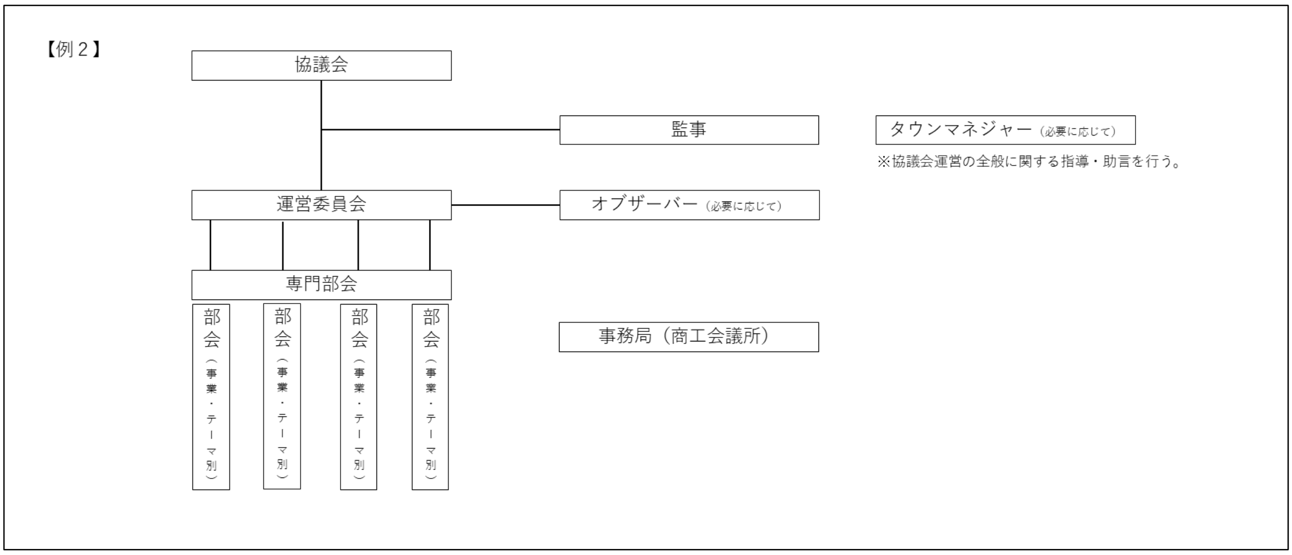

（３）第３回設立準備会

協議会の規約を決定します。中活法では、協議会を組織するにあたり、規約について協議し設定することを求めています。（中活法第 15 条第１項）

図表　協議会の規約の例

令和■年■月■日
改定　令和■年■月■日

■■市中心市街地活性化協議会 規約

（設置）
第１条 ■■商工会議所及び■■まちづくり株式会社は、中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号。以下「法」という。）第１５条第１項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。
（名称）
第２条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、■■市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。
（目的）
第３条 協議会は、■■市中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、■■市が作成する中心市街地活性化基本計画について協議し、推進することによって、■■市の発展及び秩序ある整備をはかり、市民生活及び経済の向上に寄与することを目的とする。
（活動）
第４条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。
（１）■■市が作成する中心市街地活性化基本計画（以下「基本計画」という。）、認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見提出
（２）民間事業者が国の認定、支援を受けようとする事業計画に関しての協議
（３）中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換
（４）中心市街地活性化に係る活動の企画及び実施
（５）中心市街地活性化に関する事業の総合調整
（６）中心市街地活性化に寄与する調査研究
（７）中心市街地活性化にかかる情報の一元化集約と活用
（８）中心市街地活性化にかかる行政と民間のパートナーシップによる事業推進
（９）中心市街地活性化にかかる長期ビジョンに関すること
（10）その他、中心市街地活性化に関すること
（事務所）
第５条 協議会の事務所は、■■商工会議所内に置く。
（構成員）
第６条 協議会は、次の者をもって構成する。
（１）■■商工会議所
（２）■■まちづくり株式会社
（３）法第 15 条第４項及び第８項に規定する者
（４）前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者
２ 法第 15 条第４項に該当する者であって、協議会の構成員でない者は、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会の事務局を通じて申し出ることができる。この場合においては、協議会は、法及び協議会の目的、活動から逸脱する等の正当な理由がある場合を除き、当該申出を拒むことができない。
３ 前項の申出により、協議会の構成員となった者は、法第 15 条第４項に規定する者でなくなったとき、又は協議会がなくなったと認めたときは、協議会を退会するものとする。
（委員）
第７条 協議会は、前条に該当する委員をもって組織する。ただし、企業・団体等にあっては、その構成員の指名するものを委員とする。
２ 委員の任期は２年とする。ただし、再任は妨げない。
３ 委員の任期中に変更が生じた場合、当該委員の属する構成員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。
（公表）
第８条 協議会の公表は、法の定めるところにより行う。
（役員及び職務）

第９条 協議会には、役員として会長１名、副会長２名、監事２名を置く。
２ 会長は、委員の中から互選し、会務を総理し、協議会を代表する。
３ 副会長及び監事は、会長が指名し、協議会の同意を得て選任する。
４ 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
５ 監事は、協議会の事業並びに運営等を監査する。また監事は、監査を行ったときは、その結果を協議会に報告しなければならない。
６ 役員の任期及び任期中の変更については、第７条第２項及び第３項を準用する。
（会議）
第１０条 協議会の会議は総会と称し（以下「総会」という。）会長が招集する。
２ 会長は、委員の４分の１以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
３ 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。
（会議の運営）
第１１条 会議は、委員の２分の１以上の者が出席しなければ、開くことができない。
２ 各会議の議長は、原則会長とする。
３ 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。
（総会の役割）
第１２条 総会は、年１回以上開催し、協議会の活動全般に関する事項について協議決定する。
（理事会の役割）
第１３条 会長は必要に応じて、協議会を円滑に運営するため理事会を招集することができる。
２ 理事会は、会長、副会長、監事及びタウンマネジャー、事務局長をもって充てる。
３ 理事会は、必要に応じて幹事及び当日の議事に関わる者を出席させることができる。
（協議結果の尊重）
第１４条 協議会の構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。
（幹事会の設置）
第１５条 協議会の効率的な活動及び事業実施に必要な事項を検討するため、幹事会を置く。
２ 幹事は協議会構成員から会長が指名する構成員をもって充てる。
３ 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。
（事務局及び事務局長の設置）
第１６条 協議会の事務局業務を統括する事務局長を１名置く。
２ 事務局の運営に必要な事項は、■■商工会議所と■■まちづくり株式会社が共同して処理する。
（会計）
第１７条 協議会の収入は、負担金、会費、補助金及びその他の収入による。
２ 負担金、会費は、必要に応じ別途定める。
３ 協議会の支出は、調査費、通信費、事務費、会議費その他運営に要する経費とする。
４ 協議会の会計年度は、毎年４月１日から翌年３月31日とする。
（解散の場合の措置）
第１８条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、■■商工会議所がこれを決算する。
（補則）
第１条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。
附則
１ この規約は、令和■年■月■日から施行する。
２ 第７条第２項及び第９条第６項の定めにかかわらず、設立時の委員ならびに役員の任期は、令和■年■月■日までとする。
３ 第15条第４項の定めにかかわらず、初年度の会計年度は、設立に要した費用の発生日から令和■年■月■日までとする。
４ この規約の改定は、令和■年■月■日から施行する。

（４）第 4 回設立準備会

（２）で決定した協議会における意思決定と執行体制、組織構成（組織図）に基づき、各会議体における役員や、事務局長を決定します。

（５）第 5 回設立準備会

第 1 回から第 4 回までの決定事項を踏まえ、設立総会で決定する内容を確認し、議案を作成します。

設立総会で決定する内容

- 規約（案）
- 役員（会長、副会長、監事）
- 運営委員会、部会等の会議体の設置と、各会議体の長
- 事務局、事務局長
- タウンマネジャー（設置する場合）
- 当該年度の事業計画及び予算

（６）設立総会の公表と開催

ホームページ、広報誌などを活用して、協議会の設立総会を公表します。プレスリリースを行い、地元タウン誌等へ掲載してもらうなど、地域への周知を心がけます。

設立総会は公開で行います。総会前後に地域向けのキックオフミーティングを行うなど、関心の高い地域住民や関係者を積極的に巻き込んでいけるような取り組みも検討します。

図表　設立総会次第例

■■市中心市街地活性化協議会
設立総会 次第

日時　20■■（令和■）年■月■日
■■時～
場所　■■市役所　■■会議室

開会
１．挨拶（■■市長、■■商工会議所会頭、(株) まちづくり■■　等）
２．議案
【第１号議案】　■■市中心市街地活性化協議会規約（案）について
【第２号議案】　役員（会長、副会長、監事）の選任について
【第３号議案】　運営委員会及び事務局の設置ならびに事務局長の選任について
【第４号議案】　部会の設置及び部会長の選任について
【第３号議案】　令和■年度事業計画について
【第３号議案】　令和■年度予算について
３．その他
閉会

２－４　支援機関の活用

　協議会は、必要に応じて、関係行政機関をはじめ、中小機構及びMINTO機構に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他の協力を求めることができます。（中活法第15条第7項）

（１）国及び都道府県等の行政機関の活用

　中心市街地の活性化を進めるうえで、国や都道府県などの行政機関が提供するさまざまな施策や資源を最大限活用することが望ましいです。具体的には、人的支援や財政的な助成に加え、物的な資源も有効に組み合わせることで、より効果的な取り組みが可能となります。

　また、これらの行政機関が持つ公共性や知名度といった直接目には見えない資源についても、地域社会の信頼を得るために活用していくことが重要です。このような資源を活用しながら、地域の協議会がその位置づけを確立していくことが、持続的な活性化につながります。

具体的に考えられる活用手法（国及び都道府県等）

- 協議会主催のイベントやシンポジウム等に対する協力要請。具体的には、市町村等行政機関の後援名義の使用、公共施設等の無償使用等
- 市町村等行政機関が有する公共性や知名度を活用した観光物産展等の事務局や実行委員会等を務めることによる、協議会自身の知名度の向上。
- 地権者への協力要請を行う際に、公共性の高い事業であることを担保するための市町村等行政機関職員の同行要請。
- 協議会主催の研修会等に市町村等行政機関の職員を講師として招聘。

（２）中小機構及びMINTO機構の活用

　中小機構は、中小企業の支援を目的として設立された公的機関です。金融や経営の専門知識を活かし、全国的なネットワークを活用した多様な支援を行っています。地域の中小企業や事業者が直面する課題に寄り添い、その解決をサポートしています。

　MINTO機構は、民間都市開発を支援するための組織です。都市開発に関する専門的な知見を基に、地域ごとに適した柔軟な支援を行い、住民の暮らしや地域の発展に大きく貢献しています。

　地域の中心市街地の活性化を進める際には、これらの機関や組織の支援を活用することで、専門知識や足りない資源を補い、より実効性の高い取り組みが可能となります。また、外部の支援に加えて協議会どうしが連携を深め、情報を共有し合うことも、活性化を成功へと導く鍵となります。他地域の成功事例やノウハウを取り入れることで多様な可能性が広がり、地域全体の活性化に向けた大きな力となります。

具体的に考えられる活用例（中小機構及びMINTO機構）

中小機構
・専門家によるアドバイス依頼（中心市街地・商店街等診断・サポート事業等の活用）
・協議会主催のイベント等に対する協力要請後援名義の使用、パネラー等として招聘等）
・各種支援措置や先進事例等に関する情報提供依頼
・協議会主催の研修会等に職員を講師として招聘　など

MINTO機構
・各種支援措置や先進事例に関する情報提供依頼
・民間都市開発事業に関するアドバイス依頼
・民間都市開発事業に関する金融面での支援要請
・協議会主催の研修会等に職員を講師として招聘　など

第３章　中心市街地活性化協議会の運営

ここでは、公表されている構成員名簿や会議資料等に基づき、設立後の構成員の構成、事務局体制会議開催など協議会の運営について示します。

協議会は中心市街地活性化に関し、都市部門と商工部門、行政と民間が参加した調整の場であるため、それらを総合的に勘案して構成員の規模や役員、オブザーバーなどを設定し、予算管理及び執行、会議の運営などを行います。

３－１　構成員の構成

はじめに、協議会の構成員規模やその内訳、役員、オブザーバー等の構成を概観します。

多くの協議会が、構成員に係る根拠条文（適用条項）と具体的な区分（属性）を名簿に掲載しているので、参考にすることができます。

（１）構成員の規模

構成員（委員等）の規模は、計画期間中の 50 協議会では、平均 25.9 名（最小 8 名～最大 68 名）で構成されています。21～30 名の構成が多くなっています※。

図表　協議会の構成員数

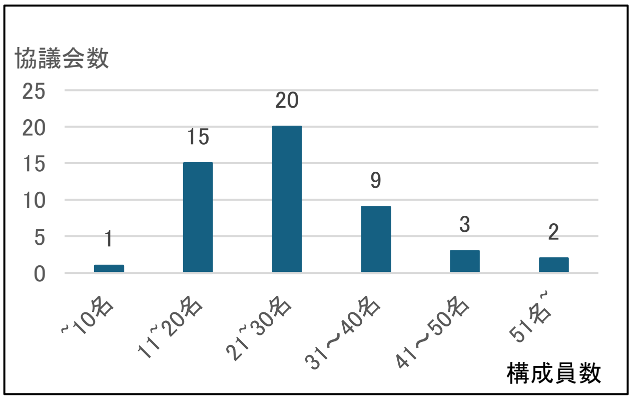

図表　会議風景

※会長・副会長・会員（委員等）のほか、監事及びタウンマネジャーを含み、顧問、アドバイザー及びオブザーバーを除く

（２）構成員の分類と区分

協議会の構成員の分類（根拠条文）と区分について、計画期間中の 50 協議会のうち、中活法の該当条項及びその区分を記載している 27 協議会の名簿に基づき概観します。

●構成員の呼称

協議会では所属機関等を「構成員」、個人を「委員」等と呼ぶ場合が多く見られます。

個人の呼称は「委員」又は「協議会委員」が多く（あわせて 68.9%）、委員等以外では「会員」や「理事」等と呼んでいます。

図表　協議会名簿の例

■■市中心市街地活性化協議会 構成員名簿

令和■年■月■日現在

（敬称略）

根拠条文	区分	構成員	機関役職	委員	協議会役職
法 15-1	経済活力の向上	■■商工会議所	会頭	■■　■■	会長
〃	経済活力の向上	■■商工会議所	専務理事	■■　■■	
〃	都市機能の増進	㈱まちづくり■■	代表取締役	■■　■■	副会長
法 15-4	商業活性化	■■市商店街連合会	会長	■■　■■	
〃	商業活性化	■■商店街まちづくり会議	会長	■■　■■	
〃	商業活性化	■■商店街振興組合	代表理事	■■　■■	
法 15-4	公共交通事業者	■■旅客鉄道㈱■■本部	■■駅長	■■　■■	
〃	公共交通事業者	■■バス㈱	代表取締役	■■　■■	
法 15-4	医療・福祉	■■市社会福祉協議会	常務理事	■■　■■	
法 15-4	行政	■■市企画調整部	部長	■■　■■	
〃	行政	■■市商工観光部	部長	■■　■■	監事

●構成員の分類・区分の状況

協議会の構成員は、中活法の適用条項により、第 15 条第 1 項、同第 4 項、同第 7 項及び同第 8 項に分類できます。また同第 1 項、同第 4 項及び第 7 項は条文や号により区分され、さらに同第 8 項は実務的な区分が行われています（さらに小区分されているものもあります。）。それらの区分・小区分は 30 ほどに分かれます。

区分を記載している 27 協議会の「区分の数」は、平均 10.2（最小 6～最大 14）、主な区分ごとの平均構成員数は、次のとおりです。

・経済活力の向上…商工会・商工会議所等　2.6 名（「地域経済」に別途登載されている場合あり）
・都市機能の増進…まちづくり会社等　1.2 名
・商業活性化　　…商店街組合等　　　4.2 名

そのほかの分類・区分の特徴を列記します。

・中活法第 15 条第 1 項（経済活力の向上を図る者、都市機能の増進を図る者の区分）では、区分名を直接「商工会・商工会議所」と「まちづくり会社」としている例がいくつかあります。
・同第 4 項（事業を行う者、密接な関係を有する者、市町村の区分）では、条文や号によらず、「商業者」、「交通事業者」、「観光事業者」等に区分している例があります。この場合、「事業を行う者」か、「密接な関係を有する者」か判断できない場合があります。
・同第 7 項の関係行政機関（国や都道府県等）は、構成員の場合と、アドバイザーやオブザーバーとして参加を求める例があります。
・同第 8 項（その他の組織等）は、「開発・整備」、「医療・福祉」、「教育・文化」のほか、「地域経済」や大学教員等の「有識者」、新聞社等の「地域メディア」等の 10 程度に区分できます。
・同第 8 項（その他の組織等）の区分「地域経済」は、小区分「農業協同組合等」、「青年会議所等」、「地域金融」、「地場企業等」に分かれます。協議会ごとに「地域経済」の扱いが異なりますので、参照する場合は注意が必要です。例えば、金融機関のみを登載している場合があります。

図表　構成員の分類・区分の状況

分類	区分		構成員例	
第１項	１号イ　中心市街地整備推進機構		（公財）■■市都市整備公社	代表理事
	１号ロ　市街地系まちづくり会社・公益法人		■■都市開発㈱	代表取締役
	２号イ　商工会・商工会議所		■■商工会議所	会頭
	２号ロ　商業系まちづくり会社・公益法人		㈱まちづくり■■	代表取締役
第４項	１号（９条２項２号）市街地の整備改善事業を行う者		■■地区再開発準備組合	理事長
	１号（９条２項３号）都市福利施設の整備事業を行う者		■■市都市整備部	部長
	１号（９条２項４号）住宅供給及び居住環境の向上事業を行う者		㈱■■■■■■	代表取締役
	１号（９条２項５号）経済活力の向上（商業の活性化）事業を行う者	地域商業組織	■■商店街振興組合連合会	会長
		総合小売り	㈱■■■■■■店	店長
		個店商業者	■■商事㈱	代表取締役
	１号（９条２項６号イ）一体的に、公共交通機関の利便増進事業を行う者		■■鉄道㈱	代表取締役
	１号（９条２項６号ロ）一体的に、特定事業を行う者		■■交通㈱	代表取締役
	２号　認定基本計画及びその実施に密接な関係を有する者		■■県宅地建物取引業協会■■支部	支部長
	３号　中心市街地をその区域に含む市町村		■■市	副市長
第７項	関係行政機関		■■県■■振興局建設部	部長
	独立行政法人中小企業基盤整備機構		高度化事業部まちづくり推進室	室長
	一般財団法人民間都市開発推進機構		－	地域連携推進役
第８項	開発・整備		(一社)■■県建設業協会■■支部	支部長
			■■不動産㈱	代表取締役
	医療・福祉		■■医師会	会長
			■■市社会福祉協議会	会長
	教育・文化		■■PTA 連合会	会長
			■■文化財保護協会	会長
	地域経済	農業協同組合等	■■市農業協同組合	代表理事
		青年会議所等	(公社)■■青年会議所	代表理事
		地域金融	■■信用金庫	理事長
		地場企業等	㈱■■■■製造	代表取締役
	交通		■■バス㈱	代表取締役
	観光		(公社)■■市観光協会	代表理事
	治安・防災		■■警察署	署長
			■■消防署	署長
	環境・コミュニティ		■■自治会連合会	会長
			■■まちづくり協議会	会長
	地域メディア		㈱■■新聞社	代表取締役
	有識者		■■大学■■学部	教授
	中小企業商工団体		－	－

（３）役員（会長、副会長、監事等）

協議会の組織は、およそ会長、副会長、委員及び監事をもって構成されています。また、タウンマネジャーを含む場合があります。ここでは、会長、副会長及び監事等の属性を概観します。

●会長

協議会の代表者である会長は、構成員である行政と経済団体等を調整する役割から、計画期間中の 50 協議会のうち、42 協議会（84.0%）において商工会会長又は商工会議所会頭等が就任しています。

会長の選任方法については、委員の中から互選する方法が 62%を占めますが、規約により指名する方法も 34%あります。

図表　会長の選任方法（規約）

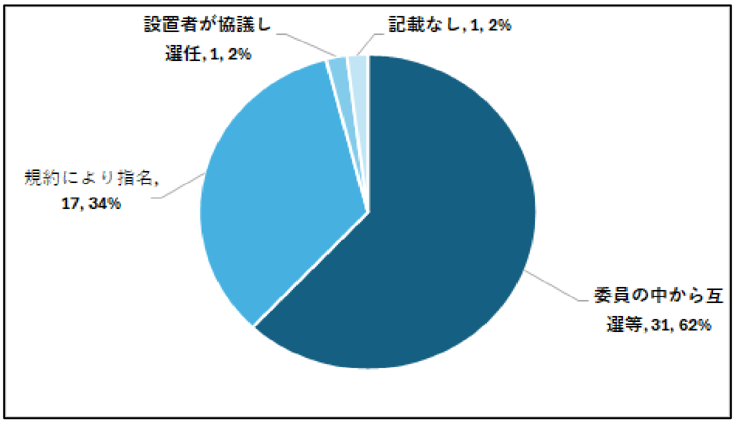

図表　協議会の会長（50 名）の属性内訳

会長	協議会数	割合
商工会会長又は商工会議所会頭等	42	84.0%
まちづくり会社代表者等	4	8.0%
大学教授等	4	8.0%
合計	50	100.0%

●副会長

副会長の設置については、計画期間中の 50 協議会すべての規約に規定があります。規約上の副会長の数は 1～2 名が多く、若干名や人数指定のない協議会も多くあります。また、選任の方法は会長の指名が大半を占めています。

名簿に記載のある 43 協議会では、1 名配置が 20 協議会（40%）、2 名配置が 18 協議会（36%）、3 名以上は 5 協議会（10%）で、72 名が選任されています。

それら副会長 72 名の属性は、まちづくり会社が 21 名（29%）、商工会・商工会議所が 14 名（19%）、整備推進機構が 10 名（14.%）のほか、大学が 4 名（6%）となっています。協議会の性格や会長の属性等により、調整されているようです。

図表　副会長の数（規約）

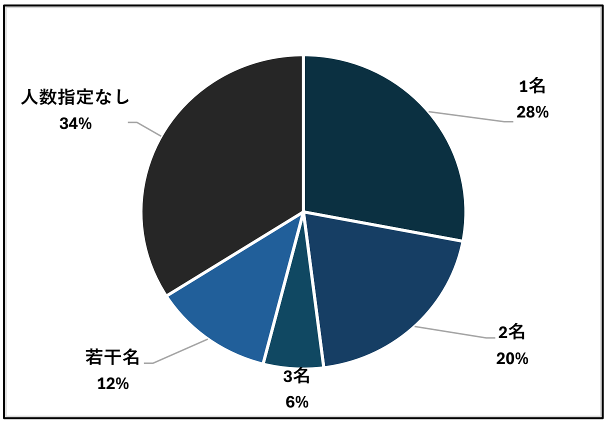

図表　副会長の数（実際）

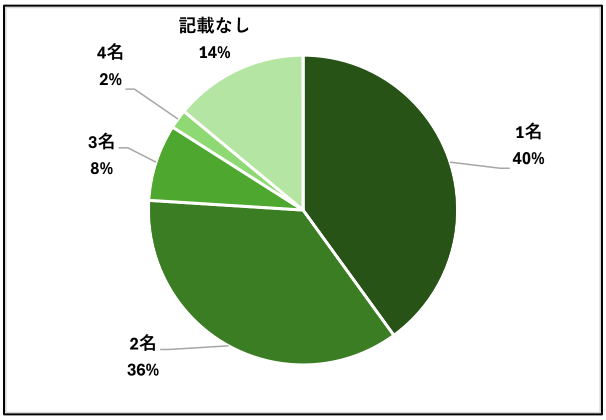

図表　副会長（72 名）の属性内訳

副会長の属性	人数	割合
まちづくり会社	21	29%
商工会・商工会議所	14	19%
中心市街地整備推進機構	10	14%
大学	4	6%
市町村	10	14%
その他	13	18%

●監事

監事の設置については、計画期間中の 50 協議会のうち、規約に規定があるのは 38 協議会（76%）、規定がないのは 12 協議会（24%）となっています。規約上での監事の数は 2 名が多く、若干名・人数指定のない協議会もあります。

名簿に記載のある 30 協議会では、1 名配置が 3 協議会（6%）、2 名配置が 25 協議会（50%）、3 名配置が 2 協議会（4%）で、59 名が選任されています。

それら監事 59 名の内訳は、銀行・信用金庫の役職者が 12 名（20%）、商店会・同連合会等の代表が 7 名（12%）のほか、市役所、商工会議所、NPO 法人の役職者などが就任しています。

図表　監事の数（規約）

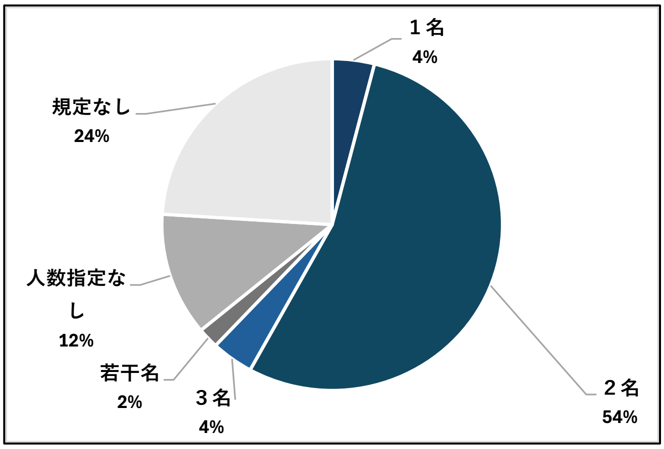

図表　監事の数（実際）

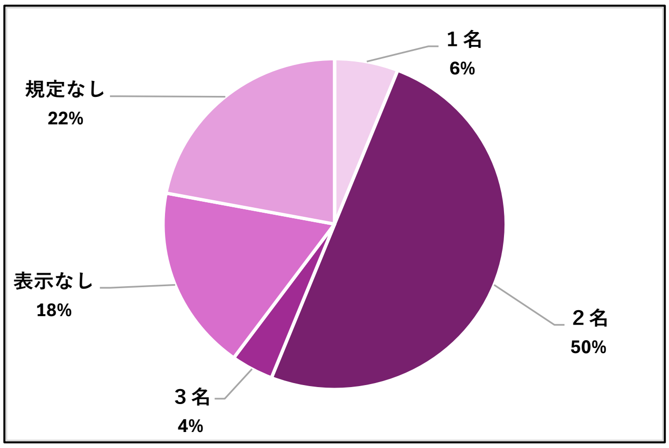

図表　監事（59 名）の属性内訳

監事	人数	割合
銀行	12	20%
信用金庫	7	12%
商店会・同連合会	6	10%
市役所	5	9%
商工会議所	4	7%
NPO 法人	3	5%
その他	22	37%

（４）アドバイザー及びオブザーバー等

多くの協議会は、構成員のほかに、議決権を持たない顧問、アドバイザーやオブザーバーを設置しています。明確な区分はありませんが、アドバイザーは有識者（学識経験者など）が、オブザーバーは行政機関などが招聘されています。

アドバイザー及びオブザーバーは、計画期間中の 50 協議会のうち 26 協議会（52%）が規約に規定し、規約に関わらず 29 協議会（58%）が設置しています。属性は都道府県（都市部門、商工部門）が多く、道路利用等の理解を得るため、警察本部・警察署が出席する協議会もあります。

図表　アドバイザー・オブザーバーに係る規約の規定と配置の状況

	規約に規定がある	配置されている
アドバイザー	10 協議会	4 協議会
オブザーバー	23 協議会	27 協議会

※規約においてアドバイザーとオブザーバーのいずれかの設置を規定しているのは 26 協議会である。

図表　アドバイザー・オブザーバーの設置人数

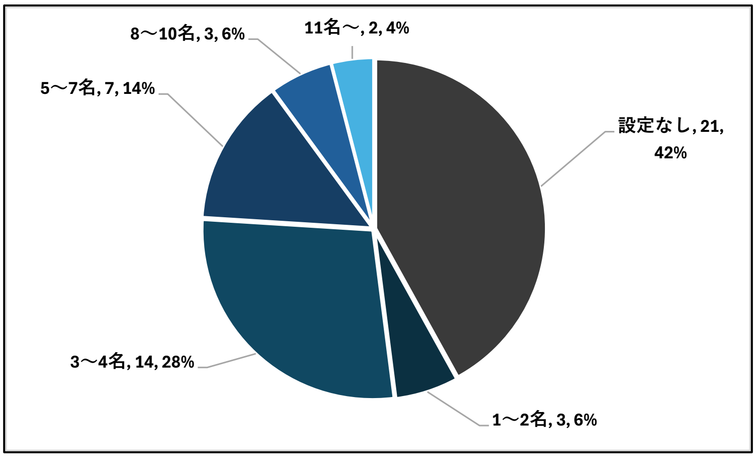

図表　アドバイザー・オブザーバーの属性（協議会数＝50）

オブザーバーの所属	協議会数	オブザーバーの所属	協議会数
大学	3	警察本部・警察署	18
コンサルタント	1	消防本部・消防署	4
まちづくり会社	2	都市機構	2
経済産業局	16	中小機構	17
地方整備局	11	政府系金融機関	4
都道府県・都道府県財団	39	MINTO 機構	1
市町村	22	その他（JR 等）	1
商工会・商工会議所	6	合計	147

●タウンマネジャー等の配置

計画期間中の 50 協議会のうち、規約にタウンマネジャーの配置等を定めている協議会は 15(30%)あります。また、5 つの協議会に配置が確認できます。

タウンマネジャーは所属や契約形態によって業務内容も多様です。所属の違いでは、市町村の特別職や商工会・商工会議所の嘱託職員などがあり、常勤・非常勤の違いもあります。また、事務局を務めるまちづくり会社の役職員が実質的にタウンマネジャーの役割を担っている地域もあります。

業務内容も、基本計画案に対する意見（案）への助言などのマクロなものから、商店街のまちづくり支援（例えば、出退店情報や権利関係の把握、日常の運営への助言）などのミクロなものまで様々です。

３－２　事務局体制

（１）事務局の属性

協議会の事務局は、計画期間中に 50 協議会のうち 28 協議会（56%）は商工会・商工会議所が担い、次いで 7 協議会（14%）はまちづくり会社が担っています。また、商工会・商工会議所とまちづくり会社等が共同で運営するケースもあります。共同運営の場合、主に総会等の事務を商工会・商工会議所が担い、住民への広報誌やホームページ運営などの周知活動をまちづくり会社が担っています。

図表　協議会の事務局の属性内訳

協議会事務局	協議会数	割合	備考
商工会・商工会議所	28	56%	
まちづくり会社	7	14%	
整備推進機構	2	4%	
商工会・商工会議所＋まちづくり会社	3	6%	共同運営
商工会・商工会議所＋整備推進機構	3	6%	共同運営
市町村＋整備推進機構	1	2%	共同運営
商工会・商工会議所＋まちづくり会社＋市町村	1	2%	共同運営
市町村	4	8%	
その他	1	2%	
合計	50	100.0%	

（２）事務局の業務例

協議会の組織運営では、その要となる事務局の果たす役割は大きなものとなります。協議会の活動スタイルや状況などによって変わりますが、基本的な業務例は以下のようなものがあります。

図表　協議会事務局の業務（例）

基本的な役割の例	業務例
1．業務体制の確立や人材の手当などの組織運営管理	・協議会総会等の議案作成、連絡調整、開催運営等の事務 ・役員会などの議案作成、連絡調整、開催運営等の事務 ・各種研修・講習会等の開催業務 ・調査研究業務 ・有識者等の招聘、調整業務 ・人材の配置や備品設備購入等事務局設置事務　など
2．意思決定機関（縦）と外部（横）との関係性構築、維持	・目的・テーマに応じた機動的な円卓会議の開催 ・行政などの各種関連会議への出席等、情報収集や情報交換業務 ・事業企画コンペ参加及び採択事業の進捗管理業務 ・市民ボランティアの募集やその調整業務　など
3．資金調達や収益源開発による事業継続のための予算確保	・会員、基金等募集管理事務 ・補助金等申請事務 ・物販、広報事務（ホームページ管理、会報・広報誌の発行） ・イベントの企画・運営 ・指定管理者事業の受託など　など
4．組織内部マネジメントのための財務・会計、業務管理	・次年度の予算案の作成事務 ・助成金、補助金の執行管理（決算報告事務支援） ・事業収支報告書の作成 ・各事業の進捗管理、中心市街地の活性化状況（空き店舗状況、通行量等）等の事業評価表の作成　など

中心市街地活性化協議会立ち上げガイド（平成 18 年７月）　を基に作成

（３）協議会の事業

協議会としてハード整備の事業を行うことはほとんどなく、主にまちづくり情報の発信、住民への啓発や協議会活動の周知などを行っています。

・広報誌の発行

・協議会委員向け事業、例えば講師を招聘した事例研究会

また、協議会としてソフト事業の企画・運営を行うこともあります。なお、協議会の組織体制や基本計画事業の推進などについて課題がある場合は、中小機構のまちづくり支援事業を利用することができます。

（４）予算・決算

協議会の予算は、協議会にて審議・決議され、事務局において管理されます。

予算額は、中小機構がオブザーバーを務める協議会（令和 5 年度の決算審議があった 22 協議会、繰越金を除く）では最小 2.7 万円～最大 37,349 万円／年でした。

共通して計上されている会議費及び事務費のほか、事業費（調査、イベント等）や人件費（事務局員、タウンマネジャー等）を含む場合があるため、予算額にかなりの差が出ています。

会議費及び事務費の合計は 100 万円未満が多いようです。

図表　支出金額別の協議会数（繰越金除く）（協議会数＝22）

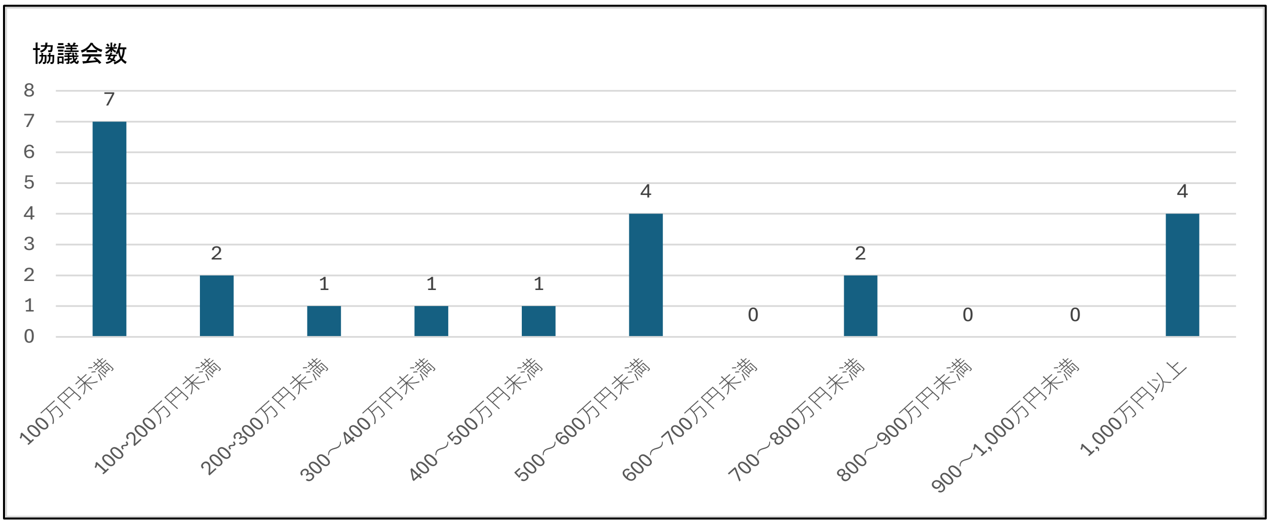

図表　会議費・事務費 支出金額別の協議会数（協議会数＝22）

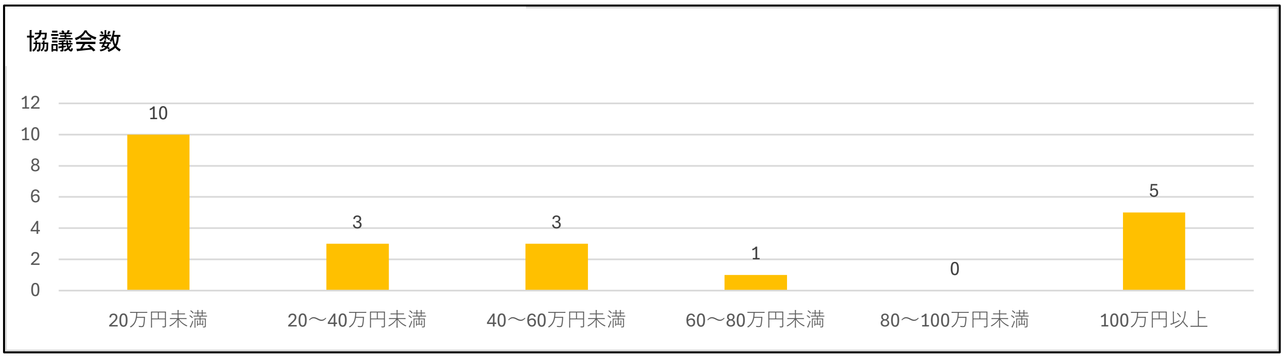

３－３　会議の開催

会議の開催について、会議の名称や開催方法などを概観します。これらは令和 6 年度に中小機構がオブザーバー参加した 31 協議会の、のべ 52 回の協議会開催の実績に基づくものです。

（１）会議の名称と特定

会議の名称は「協議会」や「総会」が多く、「総会」や「定時総会」に対し「臨時総会」が行われています。比較して開催頻度が高い協議会は「協議会」を用いています。

・「協議会」が 18 協議会（58.0%)、「総会」が 7 協議会（22.5%)

・「全体会議」や「全体会」が 2 協議会（6.5%)

・「通常総会」や「定時総会」が 4 協議会（12.9）%

会議の特定は、次の方法に分かれています。

・協議会の設立から通算して「第■回協議会」とする

・年度ごとに「令和■年度総会」や「令和■年度第■回協議会」とする

（２）開催方法、開催頻度、会場

協議会の開催は、基本的に会場開催（現地開催）が行われています。ただし、議案の緊急性等により、書面審議が行われる場合があります。また、遠隔地の構成員等に対し、オンライン参加を併用している協議会もあります。

開催頻度は、年 1 回開催が多く（16 協議会、51.6%)、2 回開催が 10 協議会、3 回開催が 4 協議会、4 回開催が 1 協議会ありました。4 回開催の協議会は、次期基本計画の審議を複数回にわたって審議しました。

協議会の会場は、構成員数や利便性・経済性等を勘案して設定されますが、商工会・商工会議所の会議室利用が 46.2%を占めています。

図表　協議会の開催頻度（年間の回数）

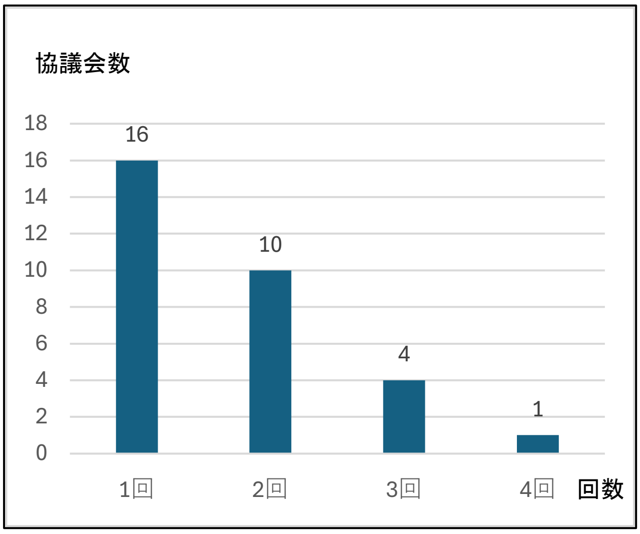

図表　協議会の会場

会場	会議回数	割合
商工会議所・商工会館	24	46.2%
市役所	3	5.8%
市民交流・文化施設等	16	30.7%
ホテル・結婚式場	6	11.5%
書面審議	3	5.8%
合計	52	100.0%

●会議の時間数

会議の時間数は、会場開催 49 回のうち、37 回は予め開始・終了時間を設定し、12 回は開始時間のみの設定でした。

予め開始・終了時間が設定されている 23 協議会の時間数は、1 時間 30 分が 45.2%、1 時間 00 分が 38.7%であり、およそ 1 時間から 1 時間 30 分が大半を占めています。

（３）会議の議案等

協議会の主な役割は、１－１－（２）の設立状況等に示したとおり、中活法や規約に基づいて、総会などにおいて、事務局が作成した「基本計画案への意見（案)」の審議などを行うことです。主な議案は次のとおりです。

- 基本計画の策定・変更案に対する意見
- フォローアップ結果案に対する意見
- 構成員等の入退会又は交代など
- 役員の改選など
- 規約改定
- 前期の事業報告及び収支決算、当期の事業計画案及び収支予算案

また、別途報告事項を設定し、基本計画の認定・変更認定、主要事業の進捗状況などの報告が行われています。

図表　協議会議案（例）

令和 6 年度第■回　■■市中心市街地活性化協議会　次第

令和 6 年■月■日（■）
13：00～14：30
■■商工会議所　大会議室

１．開会
２．会長挨拶
３．議案
　議案 1　令和 5 年度事業報告及び収支決算について
　議案 2　令和 6 年度事業計画（案）及び収支計画（案）について
　議案 3　第■期基本計画の定期フォローアップ（案）の協議会意見について
　議案 4　役員改選について
４．報告
　報告 1　■■整備事業の進捗状況について
５．閉会
６．その他　　経済産業局からの施策紹介

（４）会議の運営

会議の運営では、事前準備として、日時及び会場設定、議案及び説明資料の作成、会長など役員への説明、構成員の招集などの業務があります。別途、理事会や幹事会を設置している場合は、それらへの説明などもあります。

当日の役割は、会場設営（※）、司会進行（議事進行は議長に一任）、資料説明（基本計画に関することは市町村から説明）などを行います。そのほか、テレビ局や新聞社の傍聴・撮影を認めている場合もあり、その対応があります。

事後整理として、議事録の作成や経費精算などがあります。また、議事録をホームページで公表している協議会もあります。

※会場設営は「ロの字」形式の座席配置が多いですが、比較的構成員数の大きい協議会では「教室」形式の座席が見られます。

３－４　基本計画終了後

基本計画終了後の協議会のあり方について

（１）協議会の継続

継続型の協議会は、基本計画の期間に関わらず、長期的・継続的なまちづくりを協議する場として運営されています。基本計画終了後の協議会の活動の継続例として、次のようなケースがあります。

・次期基本計画の認定に向けて、協議を継続
・自治体独自の任意計画へ移行し、任意計画の実施に関する協議を継続
・基本計画終了後も継続する事業等についての協議を継続

（２）休止

基本計画の終了により必要な審議事項がなくなっても、再開を見据え解散せずに休止する場合があります。

この場合、下部組織（例えば幹事会（幹事）や事務局（事務局長））に、一定の権限の委任をしておくことで、休止期間や再開時の事務が簡素化されます。

規約に休止及びその間の権限委任の条項を記載することで、休止中においても必要な事務を行うことができます。この場合、中小機構のまちづくり支援事業は、休止の協議会も支援対象にしており、支援事業の利用（申請等）が可能です。

（３）廃止

状況判断による廃止と計画的な廃止があります。

前者は基本計画事業等の終了後、必要な審議事項がなくなったなどの理由で廃止されるものです。後者は臨時型の協議会で、基本計画の認定を要件とした補助金などの獲得、支援制度の活用、特定のハード整備における調整などを目的として運営され、基本計画期間の満了とともに解散します。

ただし、協議会のような、都市部門と商工部門、行政と民間が参加する調整の場を再度構築することは難しいことから、休止を選択する場合もあります。

（４）別組織への移行

中活法の規定に基づく協議会を廃止した後、別組織へ移行する場合があります。そのひとつが、エリアプラットフォーム（以下「エリプラ」という）への移行です。エリプラでは、地域活性化の取り組みを進めるための場の１つとして、市民、地元企業、まちづくり会社、商工会・商工会議所、行政など多様な人が集まり、エリアの未来像となる「未来ビジョン」を作成し、それを実現するための自立・自走型の仕組みの構築を目指します。

「官民連携まちなか再生推進事業」（国土交通省）では、「エリアプラットフォーム活動支援事業」として、官民連携によるエリプラの構築や運営に対する支援を行っています。2025（令和 7）年度には 48 者の支援が決定しました。

図表　官民連携まちなか再生推進事業

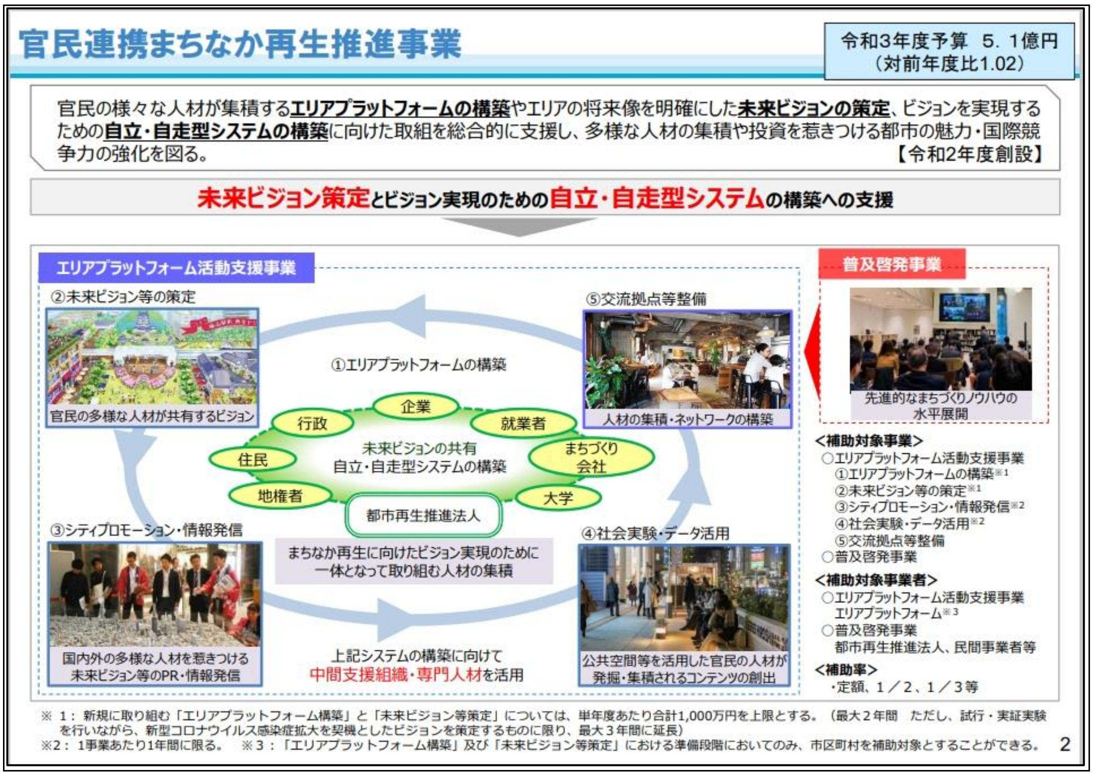

国土交通省「官民連携まちなか再生推進事業」より一部抜粋

●未来ビジョン

　未来ビジョンとは、再生しようとするまちなかエリアの将来像を明確にしたものです。地域の特性や課題を踏まえ、地域の魅力を伸ばすための指針として策定されます。官民連携を前提に、多様な人材の参画を促し、新たな価値創造や課題解決を目指す活動を展開します。都市の国際競争力を高めるねらいもあります。

図表　未来ビジョンについて

国土交通省「官民連携まちなか再生推進事業」より一部抜粋

事例　エリプラへの移行<滋賀県草津市>

ここでは、協議会からエリプラへ移行した事例として、滋賀県草津市の取り組みを紹介します。

滋賀県草津市では、第2期中心市街地活性化基本計画（2019（平成31）年度～2024年（令和6）年度の終了後、協議会総会において「協議会の発展的解消」を決議し、同日に「くさつまちなかエリアプラットフォーム（エリプラ）」を設立しました。

（１）設置の理由

エリプラを設置した背景には、次のような理由がありました。

●ハード整備からソフト強化へ

11年にわたる中活基本計画で、草津駅前のハード整備が進んだことから、今後は整備した空間を活用するソフト施策や市民参加の拡大が求められました。

●協議会からの転換

従来の協議会は地元団体の代表を中心とする構成でしたが、市民をはじめ多様な主体が参画しやすい仕組みへの転換が必要とされました。

●国の制度との合致

2020（令和2）年度から国がエリアプラットフォーム構築を支援し、長浜市・彦根市などの先行事例が参考となりました。「民が前に出て官が支える」体制を草津市も目指しました。

●名称変更による参加促進

「協議会」という名称が硬い印象を与えるため、より親しみやすい「エリアプラットフォーム」に改め、市民が気軽に参加できる雰囲気をつくりました。

（２）設置までの経緯

●2022（令和4）年度　時期方針の検討開始

中活法に基づく第3期計画よりも、柔軟な枠組みへの転換が適切と判断し、国の「官民連携まちなか再生推進事業」を活用した検討を開始しました。

●2024（令和6）年度　国事業に採択

草津市は「官民連携まちなか再生推進事業」の実施自治体に採択され、国の支援を活用して「未来ビジョン」策定に着手しました。

●市民参加の広がり

2024（令和6）年度に協議会ワークショップを実施しました。6～9月には「KUSATSUまちなかクロッキー会議」で市民・学生らが未来像をイラスト化し、「くさつDREAM MAP」を作成しました。

図表　くさつ DREAM MAP

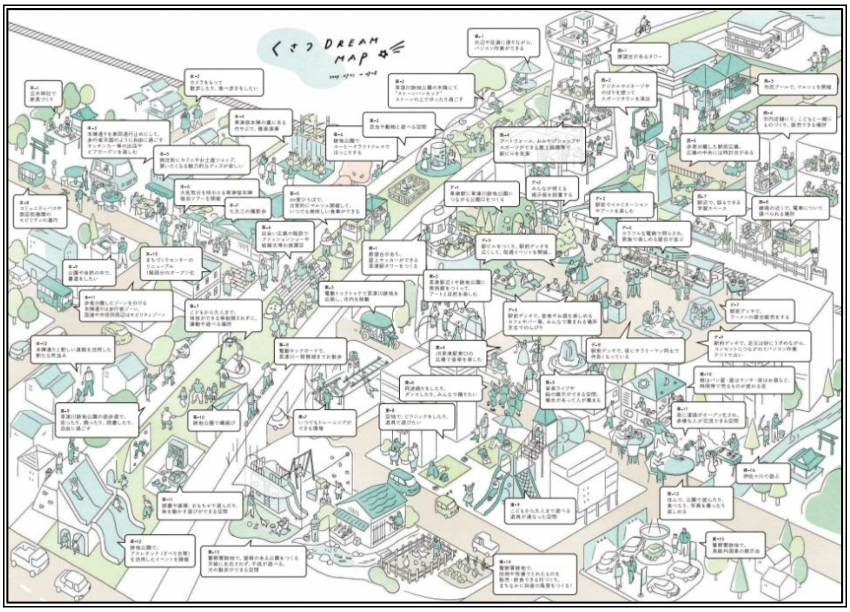

草津市「くさつ未来ビジョン」より一部抜粋

●未来ビジョンの策定

2025（令和 7）年 3 月に「くさつ未来ビジョン」を策定し、同月「未来ビジョン市民フォーラム」を開催して、広く市民に共有しました。

（３）推進体制

エリプラは、「デザイン会議」「ビジョン推進委員会」「世話人会」から構成されています。事務局は、都市再生推進法人である草津まちづくり株式会社・草津商工会議所・草津市の３者が担います。

図表　くさつまちなかエリアプラットフォーム

草津市「くさつ未来ビジョン」より一部抜粋

●デザイン会議
　市民・企業・学生など誰でも参加でき、未来ビジョン実現に向けたアイデア出しや意見交換を行います。

●ビジョン推進委員会
　プロジェクト案の承認、予算確認など、活動の意思決定を行います。協議会の構成員がそのまま委員会のメンバーとなり、中心市街地活性化の初動期を支えた知見を活かします。

●世話役会
　デザイン会議とビジョン推進委員会をつなぎ、プロジェクトの実施支援を行います。プロジェクトのリーダーのほか、事務局の3者がメンバーです。

（４）取り組みのポイント
●先進事例の取り入れ
　長浜市や彦根市の未来ビジョンづくりを学び、DREAM MAP の形式やワークショップ手法を草津市に応用しました。また、市民が描いたイラストを未来像に直接反映することで、「行政主導」ではなく「市民共創」の姿勢を根づかせました。

●活動資金の調達
　エリプラの基本財源は、市・商工会議所・まちづくり会社の負担金と各種補助金で構成されています。一方、デザイン会議から生まれる個々のプロジェクトは「自立自走」を基本とし、持続性を重視した運営を行っています。

●世話役会の機能
　世話役会は、デザイン会議で生まれたアイデアを整理し、ビジョン推進委員会への提案・調整を担う重要な橋渡し役です。協議会時代の「タウンマネジメント会議」に相当する機能を持ち、プロジェクトの実行性を高める中核的役割を果たします。

●ゆるいつながりの醸成
　自治会などの地縁組織に依存せず、市民・関係人口・活動団体などの多様な主体が緩やかにつながれる仕組みを重視しています。共感をベースとしたネットワーク形成により、チャレンジを支える土壌づくりを進めています。

●まちの戦略とのつながり
　草津市が掲げる「滋賀県湖南地域の中心都市としての役割の強化」を踏まえ、JR 草津駅を中心としたエリアのさらなる活性化を目指すとともに、その目的を「市民のため」から「県湖南地域に暮らす人のため」へ拡大していくとしています。

参－１　中心市街地活性化基本計画の認定状況

参考として、協議会の設立（組織）と密接な関係のある、中心市街地活性化基本計画（基本計画）の認定状況について概観します。

中活法において、内閣総理大臣は市町村が策定した基本計画（計画期間は概ね 5 年以内）が基本方針等の基準に適合すると認めるとき、その認定を行います。

2 回以上認定を受けている市町村（継続認定）も多くあります。内閣府ではそれら新規認定及び継続認定を合わせて「基本計画の認定数」としています。

なお、市町村合併等により、一つの市町村内に認定基本計画が 2 つある場合があり、市町村数と基本計画数は若干異なります。

ここでは、基本計画の年度別の認定数の推移や、市町村の人口規模の関係について概観します。

- 基本計画の新規認定を受けた市町村数
- 基本計画の新規認定数と継続認定数
- 計画期間中の基本計画数
- 基本計画の認定を受けた市町村の人口規模

（１）基本計画の認定を受けた市町村数

これまで認定を受けた市町村は、令和 7 年 4 月現在で 158（※）です。うち 3 市に各 2 つの基本計画があります（静岡市、北九州市、熊本市）。

都道府県あたりの市町村数は、北海道の 10 市町村、兵庫県の 8 市町村が続きます。令和 4 年 3 月に徳島市の基本計画が新規認定されたことから、すべての都道府県に基本計画があります（既に計画期間を終了した地域を含む。）

図表　基本計画の新規認定を受けた市町村数（累計）

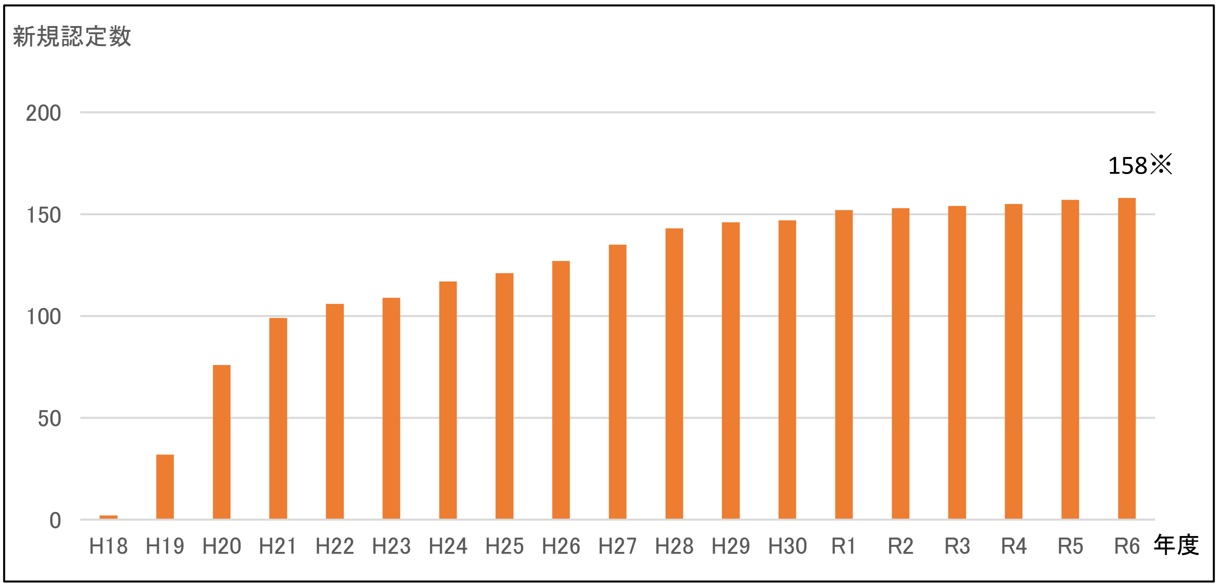

中心市街地活性化基本計画の認定を受けた自治体（内閣府ホームページ）

※内閣府の発表資料では 156 団体の認定となっていますが、下記理由により 158 団体として把握しています。
①熊本市に吸収された旧植木町をカウント
②北九州市の小倉地区と黒崎地区を別カウント
※静岡市の静岡地区と清水地区は同一としてカウントしています。

（２）基本計画の新規認定数と継続認定数

平成 18 年度から 5 年間に 107 地域（67.7%）が新規認定されましたが、以降各年度は新規認定よりも継続計画（2 期計画等）の認定数が上回っています。近年の新規認定は令和 4 年度 1 件、令和 5 年度 2 件、令和 6 年度 1 件となっています。

平成 19 年 3 月の富山市及び青森市の基本計画の認定からはじまり、これまで 155 市 3 町累計 296 計画が認定されました。うち、富山市、金沢市及び高岡市の 3 市は令和 4 年度を初年度とする 4 回目（4 期計画）となる累次認定を受けています。

図表　基本計画の年度別の認定数（新規認定、継続認定）

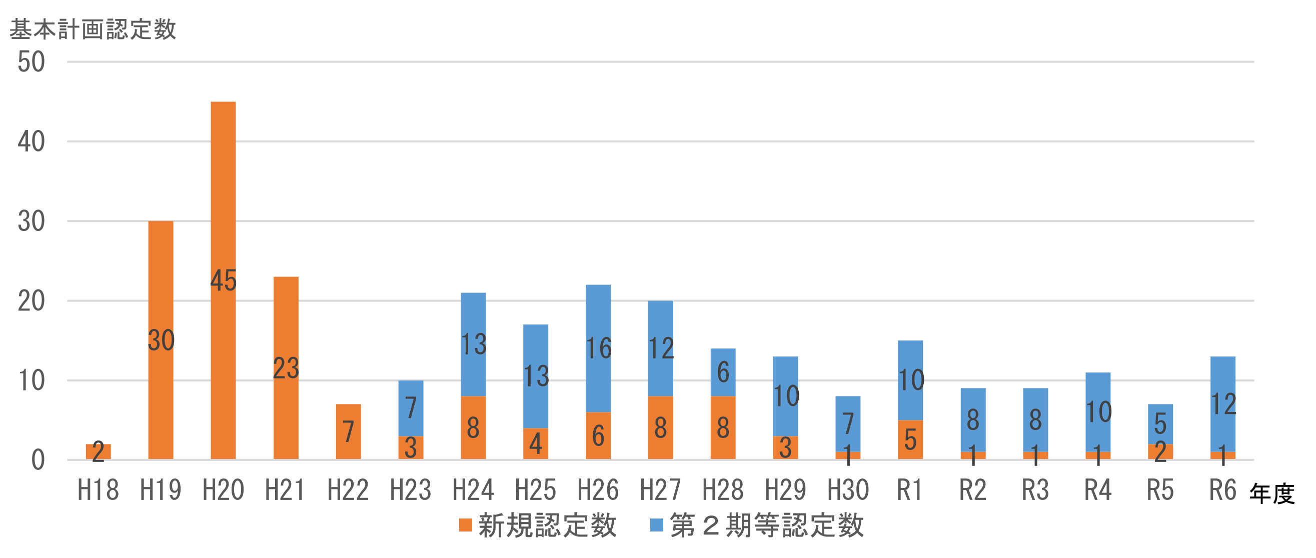

図表　基本計画の認定数と終了等、計画期間の数

	認定数	終了等	計画期間
1 期計画	76 地域	66 地域	6 地域
2 期計画	51 地域	40 地域	12 地域
3 期計画	20 地域	2 地域	16 地域
4 期計画	11 地域	0 地域	16 地域
計	158 地域	108 地域	50 地域

（３）計画期間中の基本計画数

　1 期計画又は 2 期計画等をもって計画終了した 108 地域を除くと 51 計画（50 地域）が計画期間中ですが、インターバルをおいて次期計画を準備中の地域や、認定を受けない独自計画への移行、新たに計画認定を目指す地域等を含めると、現在も 100 地域以上が中心市街地活性化に取り組んでいます。

図表　基本計画の累計認定数

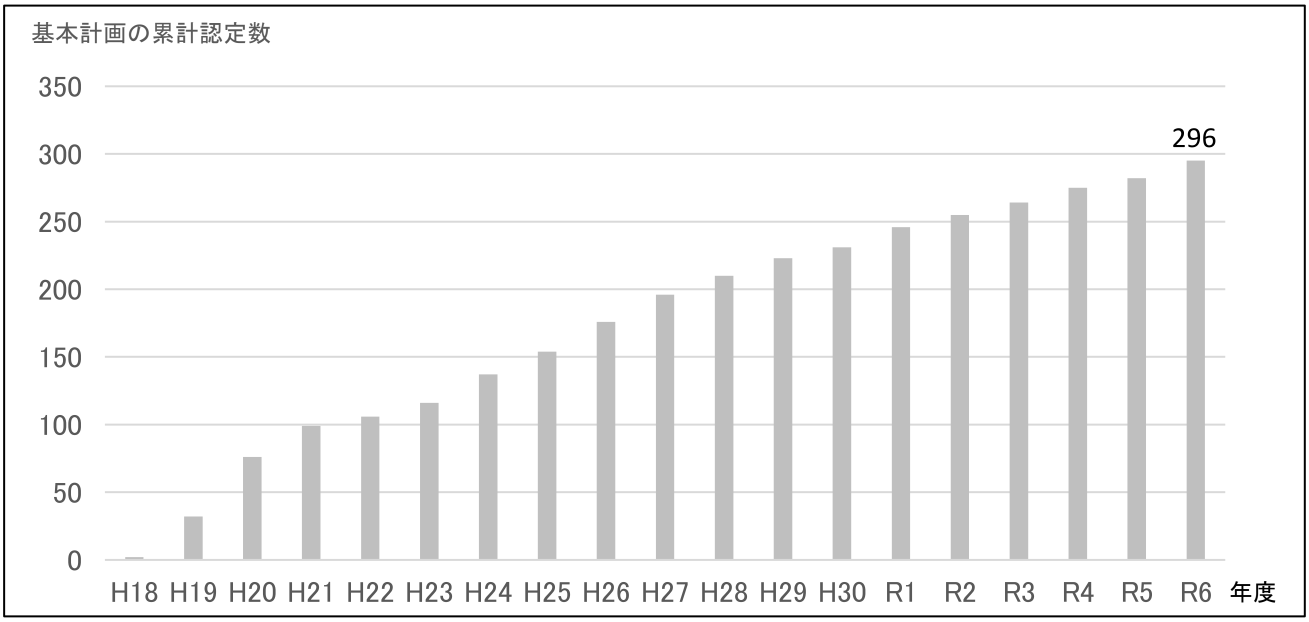

図表　計画期間中の基本計画数

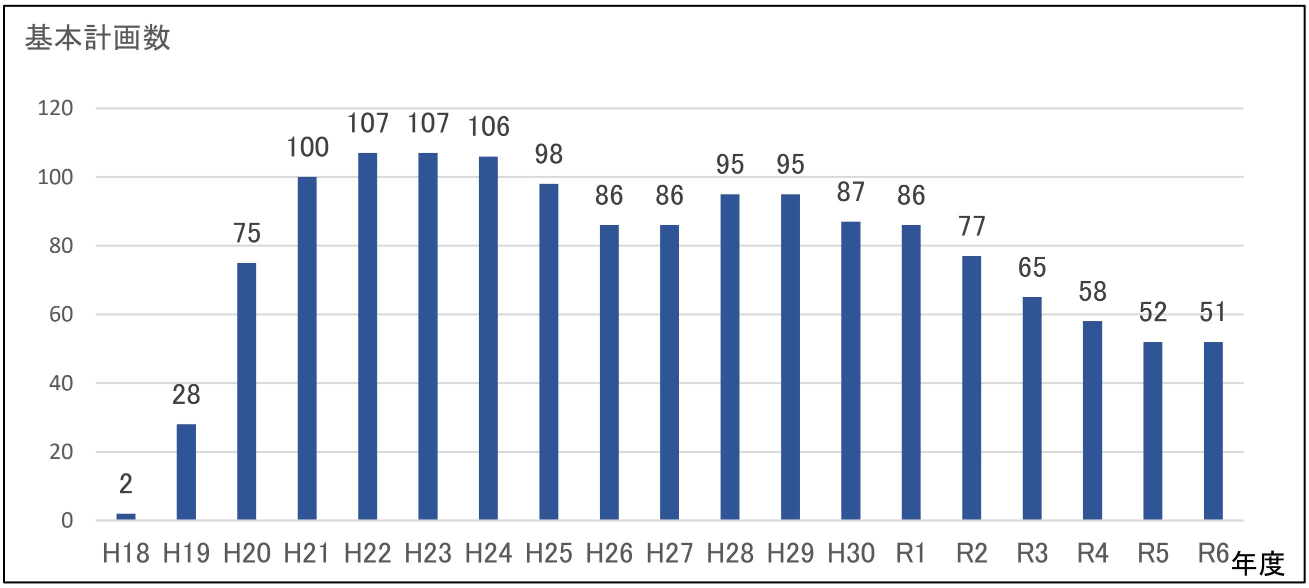

（４）基本計画の認定を受けた市町村の人口規模

認定を受けた 158 市町人口は平均 23.6 万人です（認定時）。最小は山形県小国町 6,926 人、最大は名古屋市 2,250,614 人(認定時)です。人口 10 万～30 万人の範囲に 60 市が入り、60 市の認定 158 市町に対する割合は 38%です。

このように、中心市街地活性化施策は、比較的人口規模の大きい都市部で活用され、都道府県庁所在地の 34 市（72.3%）が認定を受けています。

図表　基本計画の認定を受けた市町村数（人口規模別）

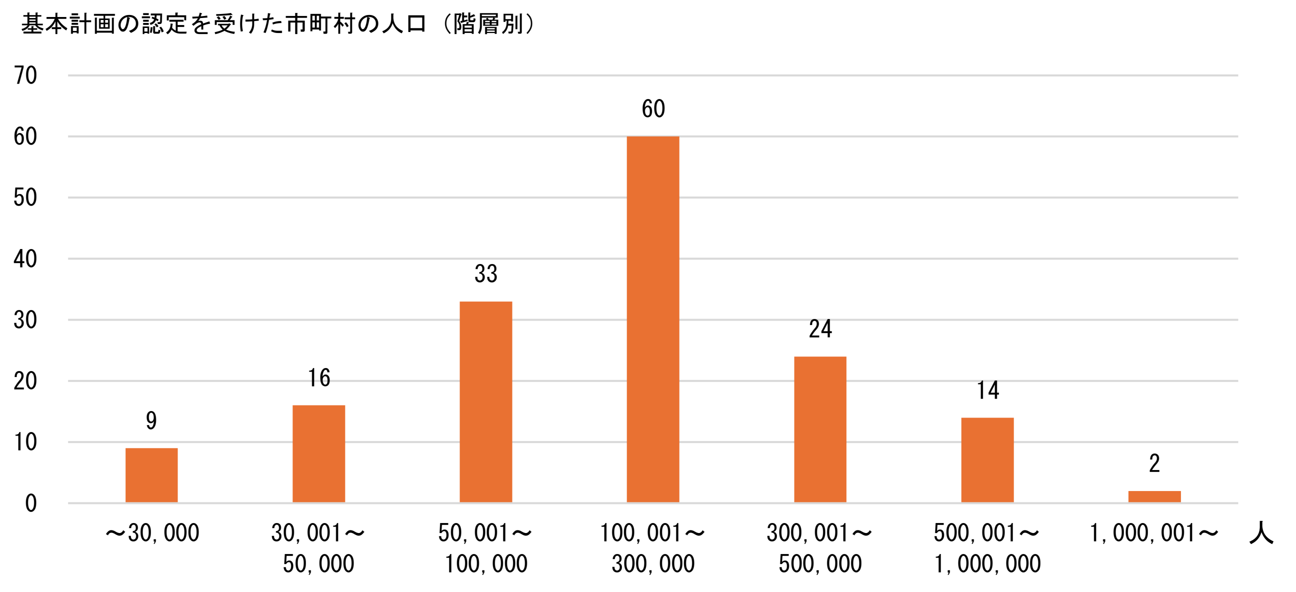

これまで基本計画は 158 地域が認定を受けていますが、全国 1,719 市町村（東京都特別区部を 1 とする）の 9.2%です。

図表　人口規模別の市町村数と認定基本計画の数

市町村の人口	3 万人以下	～5 万人以下	～10 万人以下	～30 万人以下	～50 万人以下	～100 万人以下	100 万人超	合計
①認定を受けた市町村数	9	16	33	60	24	14	2	158
②全国の市町村数※	954	243	261	189	43	17	12	1,719
③割合（①／②）	0.9%	6.6%	12.6%	31.7%	55.8%	82.4%	16.7%	9.2%

※東京都特別区部は 1 市として数えている。

備考：全国 1,719 市町村（東京都特別区部を 1 とする）では 3 万人以下が 954 市町村あります。
3 万人超は 765 市町村。
認定を受けた市町村数は、認定後に市町村合併のあった静岡市には清水市、熊本市は植木町の人口を合計した人数に基づき数えています。

人口規模別の市町村数に対する割合では、3 万人以下は 9 市町のみで同規模の全国 954 市町村の 0.9%でしかありません。一方、10 万～30 万人では 31.7%、30 万～50 万人では 55.8%に、50 万～100 万人では 82.4%が認定を受けています。

このように比較的規模の大きい都市部において、高い割合で認定を受けています。

図表　人口規模別の市町村数と認定基本計画の数

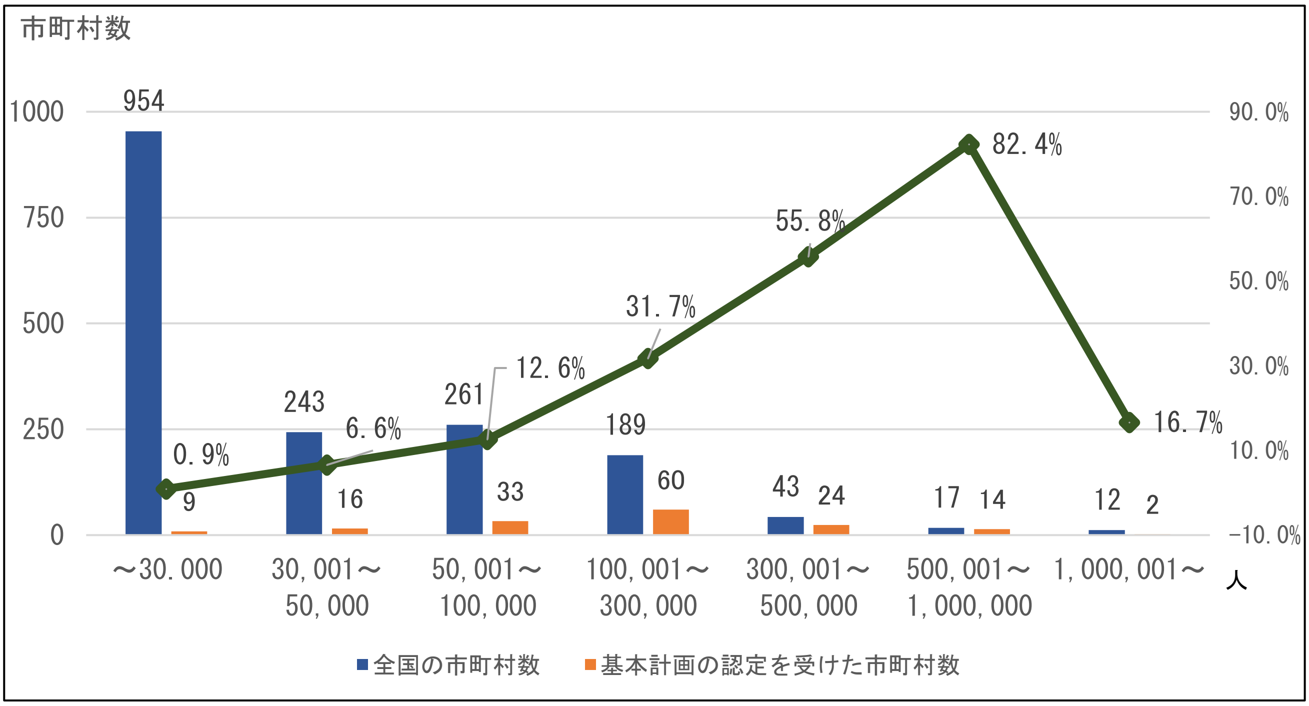

図表　中心市街地活性化基本計画認定市町村一覧：156 団体

中心市街地活性化基本計画認定市町村一覧:156団体

令和7年4月時点で、156団体(累計296計画)が認定済(②、③、④は認定の回数)、計画期間中は50団体(51計画)。
黒字は計画期間終了の自治体。赤字は計画期間中(取組実施中)の自治体。

北海道	函館市、小樽市、旭川市、帯広市③、北見市、岩見沢市②、稚内市、滝川市、砂川市、富良野市②
青森県	青森市②、弘前市②、八戸市④、黒石市、十和田市②、三沢市
岩手県	盛岡市②、久慈市②、遠野市②
宮城県	石巻市④
秋田県	秋田市②、大仙市
山形県	山形市③、鶴岡市③、酒田市②、上山市②、長井市②、小国町
福島県	福島市③、会津若松市、いわき市、白河市③、須賀川市②
茨城県	水戸市②、土浦市③、石岡市、鹿嶋市
栃木県	日光市、大田原市
群馬県	高崎市④
埼玉県	川越市②、蕨市、寄居町、志木市
千葉県	千葉市、木更津市②、柏市②
東京都	八王子市②、青梅市、府中市
神奈川県	小田原市、秦野市
新潟県	新潟市、長岡市④、十日町市、上越市(高田)
富山県	富山市④、高岡市④
石川県	金沢市④
福井県	福井市②、敦賀市、大野市②、越前市②
山梨県	甲府市②
長野県	長野市②、上田市②、飯田市③、塩尻市
岐阜県	岐阜市④、大垣市③、高山市②、中津川市②
静岡県	静岡市(静岡)③、静岡市(清水)③、浜松市②、沼津市、島田市、掛川市②、藤枝市④
愛知県	名古屋市、豊橋市②、豊田市④、安城市、東海市、田原市
三重県	伊勢市②、伊賀市②
滋賀県	大津市②、長浜市②、草津市②、守山市②、東近江市②
京都府	福知山市②
大阪府	堺市、高槻市②、茨木市②
兵庫県	神戸市(新長田)、姫路市④、尼崎市、明石市②、伊丹市③、宝塚市、川西市③、丹波市②
奈良県	奈良市
和歌山県	和歌山市、田辺市
鳥取県	鳥取市④、米子市②、倉吉市③
島根県	松江市④、江津市、雲南市
岡山県	倉敷市③、津山市、玉野市
広島県	三原市②、府中市②
山口県	下関市、宇部市②、山口市③、岩国市、周南市②
徳島県	徳島市
香川県	高松市④
愛媛県	松山市③、西条市
高知県	高知市③、四万十市
福岡県	北九州市(小倉)、北九州市(黒崎)、大牟田市、久留米市②、直方市、飯塚市
佐賀県	唐津市②、小城市、基山町
長崎県	長崎市②、諫早市②、大村市
熊本県	熊本市(熊本)④、熊本市(植木)、八代市、山鹿市、益城町
大分県	大分市④、別府市、佐伯市②、竹田市、豊後高田市②
宮崎県	宮崎市、日南市、小林市、日向市
鹿児島県	鹿児島市③、奄美市
沖縄県	沖縄市③、宮古島市

内閣府地方創生推進事務局

https://www.chisou.go.jp/tiiki/chukatu/pdf/01_chukatu_ichiran.pdf

参－２　まちづくり会社の設立と状況

●設立について

（１）法人形態

中活法における法定構成員となるまちづくり会社は、当該市町村の 3%以上の出資が必要です。そのため、法人形態は株式会社とします。

（２）設立準備会

まちづくり会社自体のあり方、設立手順や活動内容を検討するための「設立準備会」を設立します。参加者は、地域の商工会議所、商店街組合、地元金融機関、NPO 法人、大学、自治会など、まちづくりに関心を持つ多様な主体で構成し、会社設立に向けた議論や調整を行います。

設立準備会での検討内容

- ・設立準備会の会則、役員、理念及び目的、組織について
- ・設立までのスケジュール
- ・事業内容
- ・出資希望予定者の確認、出資希望者の募集方法
- ・定款（素案）の作成
- ・事業運営方法、組織構成　等

以下は、まちづくり会社の設立経緯の事例です。この事例では、設立準備会においてまちづくり会社のあり方と、定款（素案）や出資者に関することを検討した後、設立発起人会を設立し、定款（原案）の決定、会社設立にかかる法的手続き、金融機関の決定などを行っています。

図表　まちづくり会社設立の経緯例

会議名称	会議議題
第 1 回設立準備会	① 会則 ② 役員選出 ③ 今後のスケジュール ④ 理念と目的について ⑤ 組織形態について
第 2 回設立準備会	① 理念と目的の決定 組織形態の検討
第 3 回設立準備会	① 取り組み事業について ② 組織体制
第 4 回設立準備会	① 取り組み事業（案）の検討 ② 定款（素案）の検討 ③ 出資希望予定者説明会、まちづくりフォーラム開催の件
出資希望予定者説明会	※まちづくりフォーラムを同時開催
第 5 回設立準備会	① 出資希望予定者の確認 ② 定款（素案） ③ 取り組み事業（案）の整理 ④ 事業運営方法の協議
第 6 回設立準備会	① 設立発起人会の設置確認 今後の準備会のあり方
第 1 回設立発起人会	① 定款（原案）の決定 ② 関係書類の確認 ③ 出資者公募方法の決定 ④ 金融機関の決定
第 2 回設立発起人会	① 定款（原案）修正内容の確認 ② 事業計画（案）の検討 ③ 組織体制について
第 3 回設立発起人会	① 定款（認証）手続きについて
第 4 回設立発起人会	① 設立図書 ② 出資公募（手続き）説明会の 開催について

（３）出資者募集

まちづくり会社の出資者は、多様性と地域性が鍵となります。最初から大口の出資者に偏ると、会社の運営が一部の意思に左右される懸念もあり、バランスの取れた構成が望ましいです。

出資募集においては、単なる出資者ではなく「地域の未来づくりの一員」としての参画意識を促すことが重要です。説明会、ワークショップ等を通じて丁寧な関係構築が求められます。

出資者の例

・地元商業者（個人・法人） ・商工会・商工会議所、商店街振興組合 ・地元企業（不動産、建設、サービス業など） ・金融機関（信用金庫、地方銀行） ・大学・病院などの地域の中核機関 ・NPO 法人・市民団体 ・市民等 ・市町村（3%以上）

（４）収益モデルの確立と経済的自立

まちづくり会社には、単なる「行政の業務委託先」ではなく、自立する経営体としての運営が求められます。したがって、設立当初から収益事業の導入と持続可能なビジネスモデルの構築が不可欠です。補助金や委託事業頼みの事業モデルからの早期脱却明示し、自立性を事業計画で示すことが信頼性向上につながります。

収益事業の例

・公共施設等の指定管理者、管理運営受託 ・空き店舗リノベーション後の賃貸収入 ・駐車場・シェアスペース等の管理運営受託 ・テナント誘致やまちづくりコンサルティングの受注 ・イベント・マルシェ等の企画運営と出店料収入 ・地域通貨・デジタルツールの開発・提供

設立初期に市町村が出資者となることは信用力の確保と推進力の源泉として有効ですが、中長期的には「民間主導のまちづくり会社」へと自立させていく視点が重要です。

例えば、設立後一定期間を経て行政の出資比率を段階的に縮小し、他の株主への譲渡を視野に入れるといったロードマップを定めることもできます。市町村が一定の役割を果たしつつも、主体性とスピードを持った運営体制の確立が、まちづくり会社の成功につながります。

●設立の状況について

参考として、協議会の設立（組織）と密接な関係のある、まちづくり会社の設立状況について概観します。

まちづくりの定義が幅広いことと同じように、まちづくり会社の定義も幅広いです。基本はまちづくり事業を行っているかどうかですが、簡易的に、社名にまちづくりを冠している、定款にまちづくりを規定しているなどの形式な把握も行われています。

また、商店街や市町村ごとに設立された小規模な会社から、大都市の再開発等を手掛ける大企業まで経営規模も様々です。

近年、地域のまちづくり会社の社会的な認知は進みました。収益力あるまちづくり事業を行うまちづくり会社がある一方、多くのまちづくり会社が自立的経営の必要性を感じつつも、収益力ある事業を獲得できていないといわれます。

ここでは「まちづくり会社の連携に関するアンケート調査」（令和３年度）等から、まちづくり会社の法人形態などを概観します。

・まちづくり会社の法人形態
・まちづくり会社の経営規模等
・まちづくり会社の主な収益事業
・他の法律による公的な位置づけの付与

まちづくり会社の連携に関するアンケート調査概要 ・調査の目的：まちづくり会社の連携を検討するにあたり経営実態を把握するため ・調査対象　：中心市街地活性化に取り組むまちづくり会社等 149 社 　　　　　　　うち 131 社（87.9%）が中活法第 15 条第１項会社 ・調査方法　：郵送にて調査票を送付､回収 ・調査時期　：令和 3 年 6 月 8 日～令和 3 年 7 月 1 日 ・有効回答数：56 社（回収率 37.6%） ※56 社の位置づけは、中活法第 15 条第１項会社が 53 社（94.6%)、同第 4 項会社が 3 社（5.4%） 　であり、主たる調査対象の意見を反映しているものと考えられる。 　ただし、同第１項会社には基本計画の認定未了地域のまちづくり会社 7 社が含まれている。

（１）協議会（認定基本計画地域）構成員のまちづくり会社の法人形態

アンケート調査対象とした 149 社は、ほとんどが中活法第 15 条第１項会社であり、127（85.2%）社が株式会社形態です。

図表　協議会（認定基本計画地域）構成員であるまちづくり会社の法人形態

会社形態	会社数	割合（%）
株式会社	127	85.2%
NPO 法人	14	9.4%
一般社団法人	4	2.7%
一般財団法人	2	1.3%
協議会等任意団体	2	1.3%
合計	149	100.0%

（２）まちづくり会社の経営規模等

ア．まちづくり会社の資本金、従業員数、事業収入

アンケートに回答を得た 56 社からまちづくり会社を概観すると、旧法施行 1998（平成 10）年以降の設立が 39.3%、改正法施行 2006（平成 18）年以降の設立が 48.2%、合計 87.5%を占めています。

資本金	10～30 百万円が 28.6%	（中央値 46.0 百万円）
従業員数	1～3 人が 25.0%	（中央値 6.5 人）
事業収入	1～5 億円が 35.7%	（中央値 86.5 百万円）

資本金はばらつきが大きく、10～30 百万円が 28.6%を占めますが、中央値は 46.0 百万円です。地方公共団体の出資比率は、3%以上（中活法第 15 条第 1 項要件）が 89.3%を占め、うち 1/3 以上が 26.8%、1/2 以上が 21.4%です。

従業員数もばらつきが大きく、1～3 人が 25%を占めますが、中央値は 6.5 人です。従業員のいない会社が 10.7%、正社員のいない会社が 19.6%あり、有期雇用（非正規雇用）に頼った運営については問題視されています。

事業収入は 1～5 億円が 35.7%を占めますが、中央値は 86.5 百万円です。地方公共団体からの収入が 30%以上の会社は、回答を得た 51 社のうち 27 社（52.9%）あります。

イ．経営に対する考え方

地方公共団体からの委託事業や補助金が縮小されても経営継続できる状態かの問いに、「できない」（44.6%）が「できる」（23.2%）を大きく上回りました。

また、自主事業により経営の安定化を目指すべきかの問いに、1.8%は「そうは思わない」と回答しています。また、「どちらとも言えない」（26.8%）の回答も少なくありません。

図表　まちづくり会社の経営に対する考え方

問　委託事業や補助金が縮小されても経営継続できる状態か

No.	項目	回答数	%
1	できる	13	23.2
2	できない	25	44.6
3	どちらとも言えない	16	28.6
	無回答	2	3.6
	回答者数	56	100.0

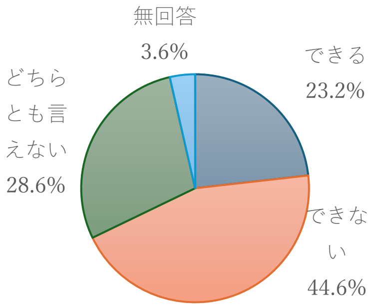

問　自主事業により経営の安定化を目指すべきか

No.	項目	回答数	%
1	そう思っている	39	69.6
2	そうは思わない	1	1.8
3	どちらとも言えない	15	26.8
	無回答	1	1.8
	回答者数	56	100.0

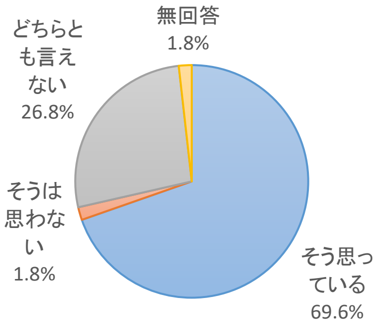

（３）まちづくり会社の主な事業

まちづくり会社が行う主要事業（売上上位 3 事業まで）は、「事業名」から見ると、施設等の指定管理受託を 50.0%が実施し、駐車場・駐輪場運営を 42.9%が実施しています。

また、「事業の概要、特徴」の記述から見ると、店舗活用・出店支援を 57.1%が実施しています。ただし、自主事業か受託事業かは不明です。

図表　アンケート調査で回答されたまちづくり会社の主要事業

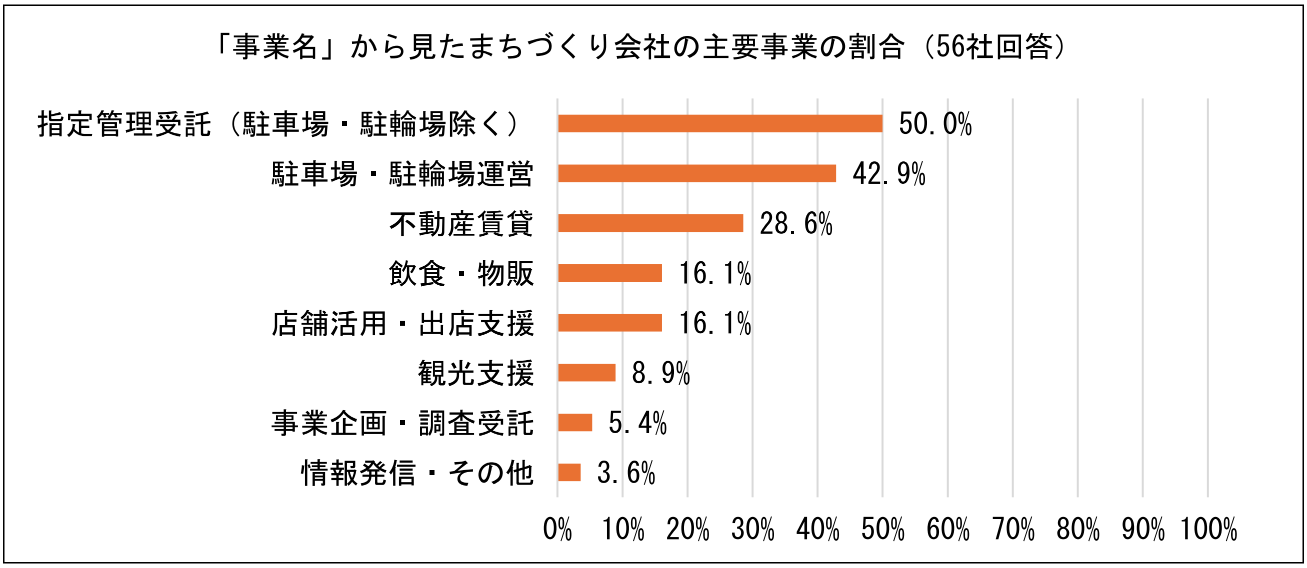

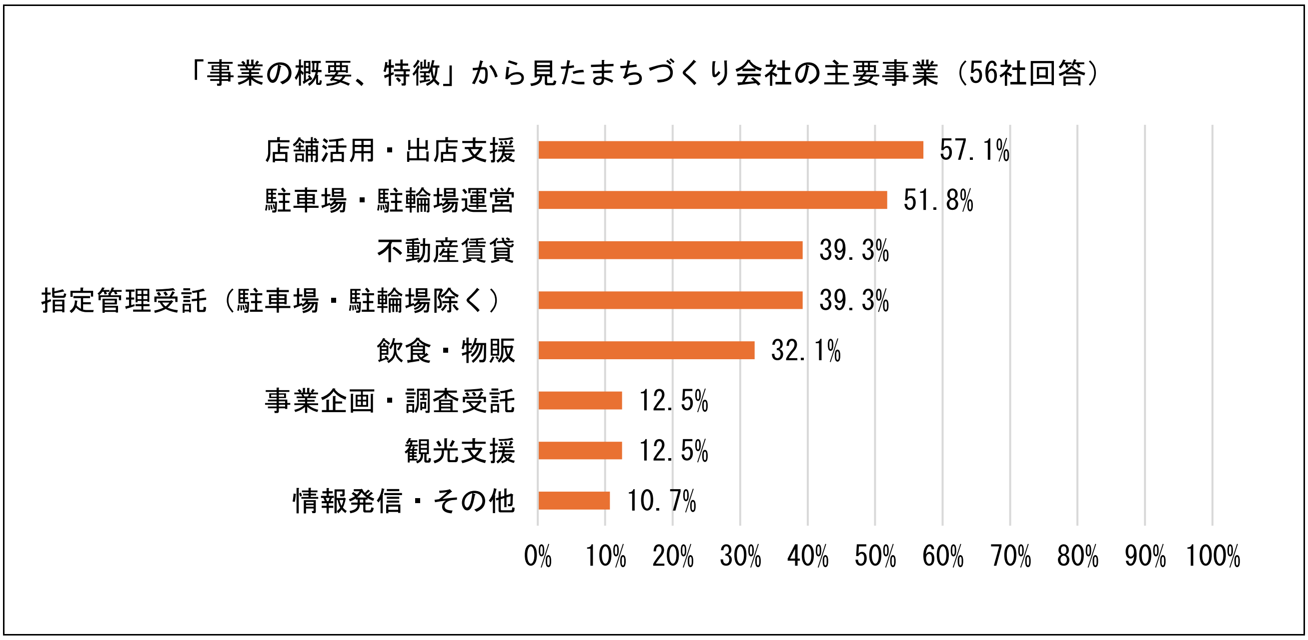

※この分析は、まちづくり会社が行う主要事業の「事業名」及び「主要事業の特徴、概要」（ともに自由記述）について、統計分析フリーソフト「R」（https://cran.r-project.org/）により＜キーワード＞抽出を行い、それらを 8 つの事業に集約する方法により、簡易に行ったものです。

（４）他の法律等による公的な位置づけ付与

民間におけるまちづくり活動の成熟化・ノウハウの蓄積に伴い、近年では民間まちづくり会社の発意による多様なまちづくり活動が広がっています。このような法人に公的な位置づけを付与する動きがあります。ここでは、次の法律等による指定等の概要を示します。

・都市再生推進法人
・空家等管理活用支援法人
・地域再生推進法人
・観光地域づくり法人（地域 DMO）

ア．都市再生推進法人

令和 6 年 10 月末時点の都市再生推進法人の指定状況によると、137 団体が指定されています。都市再生推進法人になることができるのは、一般社団法人（公益社団法人を含む）、一般財団法人（公益財団法人を含む）、NPO 法人及びまちづくり会社です。

民間まちづくり活動の成熟化・ノウハウの蓄積に伴い、近年では市町村の出資を受けない民間まちづくり会社の発意による多様なまちづくり活動が広がっています。

こうしたまちづくり会社を都市再生推進法人として指定できるよう、2016（平成 28）年度より、都市再生推進法人に指定する際の「まちづくり会社」への市町村の出資要件は撤廃されました。

ここでの「まちづくり会社」とは、まちづくりの推進を図ることを目的として設立される公共性が高い会社のことを指します。

活用している市町村は 88 あります。

図表　都市再生推進法人の指定件数（累計）

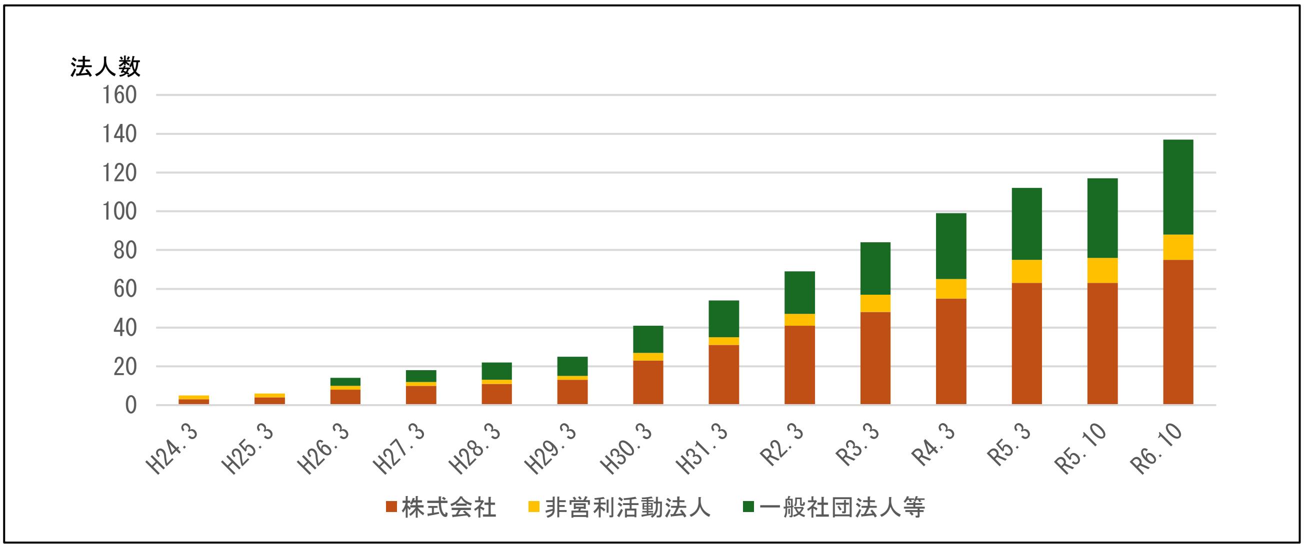

国土交通省　都市局
https://www.mlit.go.jp/toshi/toshisaisei/

イ．空家等管理活用支援法人

令和 5 年 12 月 13 日に施行された空家等対策の推進に関する特別措置法において、新たに空家等管理活用支援法人に係る制度が創設されました。

指定により、民間法人が公的立場から活動しやすい環境を整備し、空家などの対策に取り組む市区町村の補完的な役割を果たします。

指定を受けることができる法人は、特定非営利活動法人、一般社団法人・公益社団法人、一般財団法人・公益財団法人及び空家等の管理又は活用を図る活動を行うことを目的とする会社です。

市区町村ごとに指定､募集又は指定しないなどの方針が公表されています｡令和 6 年 12 月時点で、活用する市町村は 36、指定法人は 45 でした。

図表　空家等管理活用支援法人の指定（累計）

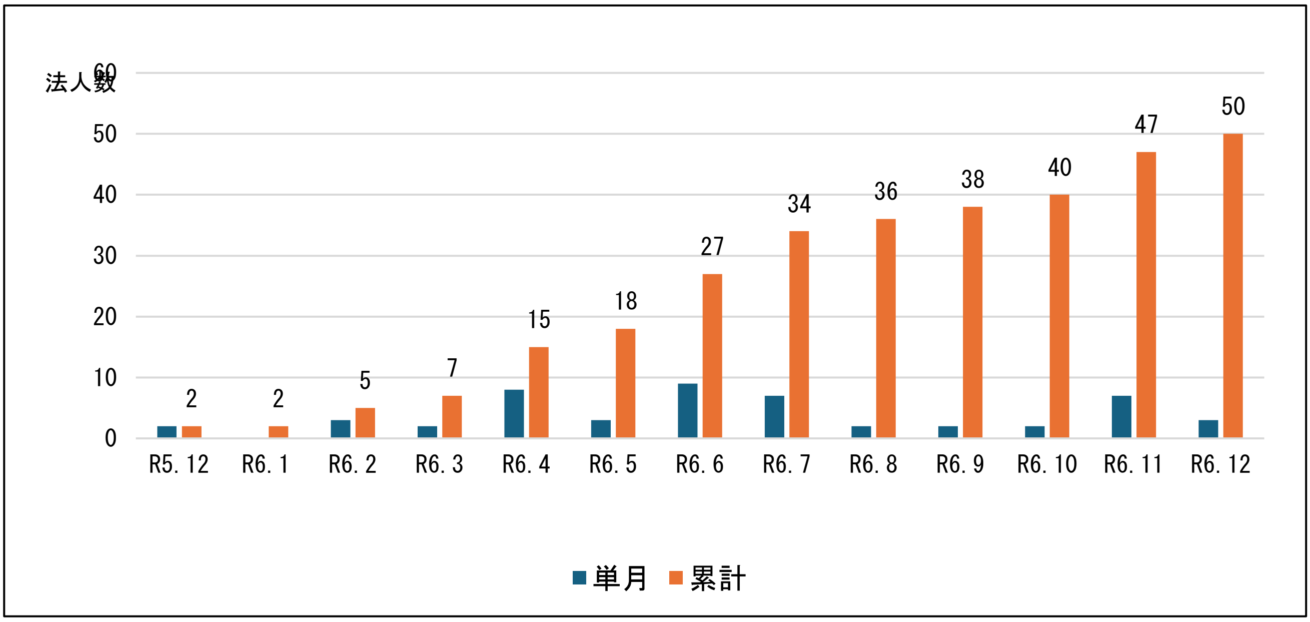

※指定日情報のない米子市の 2 法人を除く

※同一法人が複数地域で指定を受けている場合がある

国土交通省　住宅局

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001732460.pdf

ウ．地域再生推進法人

地方公共団体の補完的な立場で地域再生の推進に取り組むため、次のいずれかの業務を行う NPO 法人などの非営利法人、又は地域再生の推進を図る活動を行うことを目的とする組織を、地域再生推進法人として指定しています。

・地域再生事業の実施又は当該事業への参加
・地域再生事業者への情報供、相談その他の援助
・地域再生の推進に関する調査研究
・地域再生事業推進業務に要する土地の取得、管理及び譲渡
・その他、生涯活躍のまち形成事業計画の作成又は変更の提案 等

令和 6 年 9 月時点で、のべ指定数 60 が指定され、法人数は 47、活用する都道府県・市町村数は 50、うち市町村数は 38 です。

図表　地域再生推進法人の法人形態

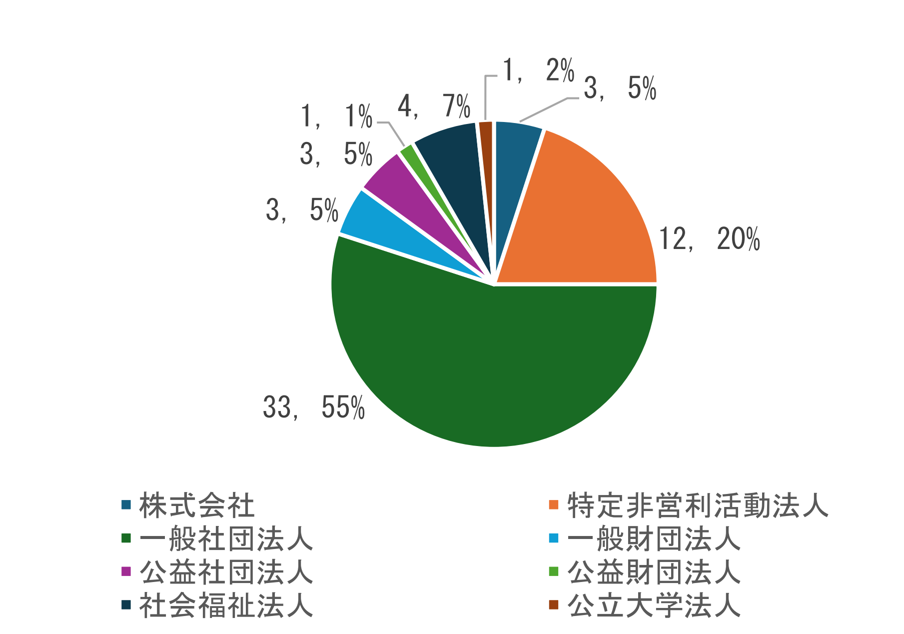

内閣府 地方創生推進事務局

https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/houjin.html

エ．観光地域づくり法人

観光地域づくり法人（以下地域 DMO）は、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔といえます。多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人です。

地域 DMO は、その役割･目的、ターゲットなどに応じて、次のように分かれます。

・地方ブロックレベルの広域連携 DMO
・複数の地方公共団体にまたがる地域連携 DMO
・基礎自治体を区域とした地域 DMO

まちづくりの観点から、およそ地域 DMO が対応すると思われます。なお、令和 6 年 12 月時点において指定を受けている 187 法人中、「観光協会」を法人名に含む者が 73（39%）、「まちづくり」を法人名に含む者が 13（7%）あります。

図表　地域 DMO の法人形態

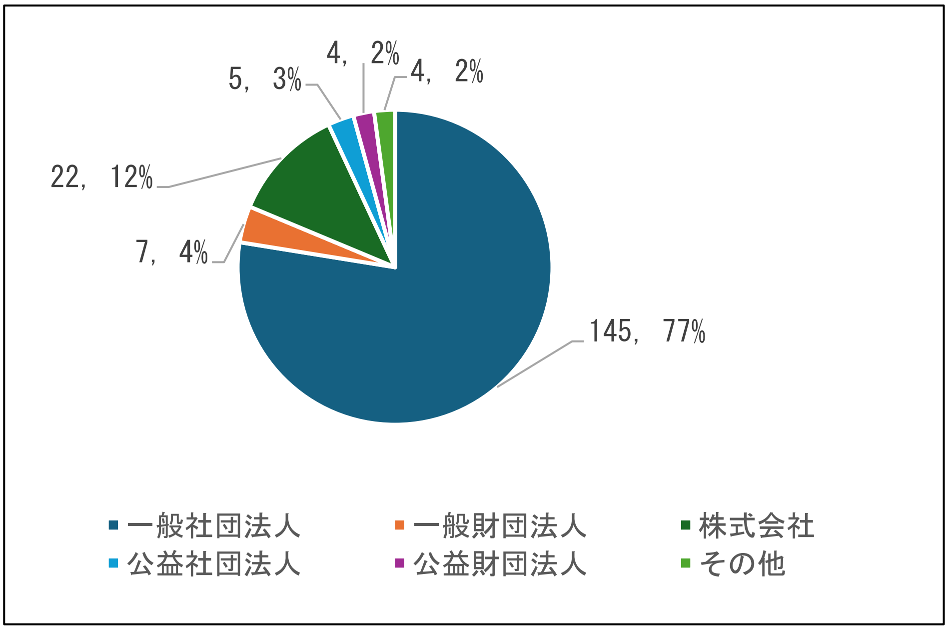

国土交通省 観光庁
https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku_seido/dmo/ichiran.html

資料編

資－１　中心市街地の活性化に関する法律等

（１）中心市街地の活性化に関する法律

（２）中心市街地の活性化に関する法律施行令

（３）中心市街地の活性化に関する法律施行規則

（４）中心市街地の活性化に関する法律第１５条第３項の中心市街地活性化協議会の組織の公表に関する命令

（５）経済産業省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則

（６）国土交通省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則

（７）中心市街地の活性化に関する法律第五十四条に規定する業務に係る食品等流通合理化促進機構に関する省令

資－２　中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（基本方針）（抄）

資－３　中心市街地活性化プラットフォーム（内閣府地方創生推進事務局）

資－４　中心市街地活性化協議会支援センター

資－１　中心市街地の活性化に関する法律等

（１）中心市街地の活性化に関する法律（中心市街地活性化法）

中心市街地の活性化に関する法律

平成 18 年９月８日
閣議決定
令和７年 10 月１日
一部変更

目次

第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　基本方針（第八条）
第三章　基本計画の認定等（第九条―第十五条）
第四章　中心市街地の活性化のための特別の措置
第一節　認定中心市街地における特別の措置（第十六条―第四十一条）
第二節　認定民間中心市街地商業活性化事業に対する特別の措置（第四十二条―第四十七条）
第三節　認定特定民間中心市街地活性化事業及び認定特定民間中心市街地経済活力向上事業に対する特別の措置（第四十八条―第六十条）
第四節　中心市街地の活性化のためのその他特別の措置（第六十一条―第六十五条）
第五章　中心市街地活性化本部（第六十六条―第七十五条）
第六章　雑則（第七十六条―第八十三条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、中心市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、近年における急速な少子高齢化の進展、消費生活の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上（以下「中心市街地の活性化」という。）を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地の活性化に関し、基本理念、政府による基本方針の策定、市町村による基本計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた基本計画に基づく事業に対する特別の措置、中心市街地活性化本部の設置等について定め、もって地域の振興及び秩序ある整備を図り、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（中心市街地）

第二条　この法律による措置は、都市の中心の市街地であって、次に掲げる要件に該当するもの（以下「中心市街地」という。）について講じられるものとする。

一　当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること。

二　当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること。

三　当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること。

（基本理念）

第三条　中心市街地の活性化は、中心市街地が地域住民等の生活と交流の場であることを踏まえつつ、地域における社会的、経済的及び文化的活動の拠点となるにふさわしい魅力ある市街地の形成を図ることを基本とし、地方公共団体、地域住民及び関連事業者が相互に密接な連携を図りつつ主体的に取り組むことの重要性にかんがみ、その取組に対して国が集中的かつ効果的に支援を行うことを旨として、行われなければならない。

（国の責務）

第四条　国は、前条の基本理念にのっとり、地域の自主性及び自立性を尊重しつつ、中心市街地の活性化に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条　地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに経済的環境の変化を踏まえつつ、国の施策と相まって、効果的に中心市街地の活性化を推進するよう所要の施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第六条　事業者は、第三条の基本理念に配意してその事業活動を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する中心市街地の活性化のための施策の実施に必要な協力をするよう努めなければならない。

（定義）

第七条　この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいい、「中小小売商業者」とは、主として小売業に属する事業を営む者であって、第四号から第七号までのいずれかに該当するものをいう。

一　資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二　資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三　資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

四　資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する

事業を主たる事業として営むもの
五　資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの
六　企業組合
七　協業組合
八　事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの
２　この法律において「商業基盤施設」とは、顧客その他の地域住民の利便の増進を図るための施設及び相当数の小売業の業務を行う者の業務の円滑な実施を図るための施設をいい、「商業施設」とは、小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設であって、商業基盤施設以外のものをいう。
３　この法律において「都市型新事業」とは、中心市街地に集まる一般消費者等の多様かつ高度な需要に即応して、新商品の生産若しくは新役務の提供又は商品の生産若しくは販売若しくは役務の提供の方式の改善を行う次に掲げる事業であって、中心市街地における事業の構造の高度化又は国民生活の利便の増進に寄与するものをいう。
一　主として一般消費者の生活の用に供される工業製品の製造又は加工の事業
二　役務をその媒体である物の提供を通じて提供する事業
４　この法律において「都市福利施設」とは、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設その他の都市の居住者等の共同の福祉又は利便のため必要な施設をいう。
５　この法律において「公営住宅等」とは、地方公共団体、地方住宅供給公社その他公法上の法人で政令で定めるものが自ら居住するため住宅を必要とする者に対し賃貸し、又は譲渡する目的で建設する住宅をいう。
６　この法律において「中心市街地共同住宅供給事業」とは、この法律で定めるところに従って行われる共同住宅の建設及びその管理又は譲渡に関する事業並びにこれらに附帯する事業をいう。
７　この法律において「中小小売商業高度化事業」とは、次の各号に掲げる者が実施（第一号又は第二号に掲げる場合にあっては、第一号又は第二号に掲げる者の組合員又は所属員による実施を含む。）をする当該各号に定める事業をいう。
一　中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一号）第四条第一項に規定する商店街振興組合等　主として中小小売商業者である組合員又は所属員の経営の近代化を図るために行う同項に規定する事業（事業の用に供されていない店舗を賃借する事業を含む。）
二　事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会　主として中小小売商業者である組合員又は所属員の経営の近代化を図るために行う店舗を一の団地に集団して設置する中小小売商業振興法第四条第二項に規定する事業
三　事業協同組合又は事業協同小組合　中小小売商業者である組合員のための中小小売商業振興法第四条第三項第一号に規定する共同店舗等（第六号において「共同店舗等」という。）の設置の事業
四　協業組合　中小小売商業振興法第四条第三項第二号に定める事業
五　二以上の中小小売商業者が合併をして設立された小売業に属する事業を主たる事業として営む会社（合併後存続している会社を含む。）　当該会社の店舗等（中小小売商業振興法第四条第三項第二号に規定する店舗等をいう。次号において同じ。）の設置の事業
六　二以上の中小小売商業者が資本金の額又は出資の総額の大部分を出資している会社　当該会社及び当該会社に出資している中小小売商業者のための共同店舗等の設置の事業又は小売業に属する事業を主たる事業として営む当該会社の店舗等の設置の事業
七　商工会、商工会議所又は中小企業者が出資している会社であって政令で定める要件に該当するもの（以下「特定会社」という。）若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人（以下「一般社団法人等」という。）　商店街の区域、団地又は建物の内部に集団して事業を営む中小小売商業者の経営の近代化を支援するために行う中小小売商業振興法第四条第六項に規定する事業（事業の用に供されていない店舗を賃借する事業を含む。）
８　この法律において「特定商業施設等整備事業」とは、商業基盤施設又は相当規模の商業施設を整備する事業（前項に掲げるものを除く。）をいう。
９　この法律において「民間中心市街地商業活性化事業」とは、中心市街地における商業の活性化を促進するために行う次に掲げる事業であって、民間事業者が行うものをいう。
一　展示会の開催その他の顧客の増加に寄与する事業を支援する事業
二　小売業の業務を行う者の経営の効率化に寄与する研修その他の事業
１０　この法律において「特定事業」とは、次に掲げる事業をいう。
一　中心市街地における都市型新事業を実施する企業等の立地の促進を図るための施設であって、相当数の企業等が利用するためのものを整備する事業
二　食品（飲食料品（花きを含む。）のうち医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品以外のものをいう。以下この号において同じ。）の小売業の業務を行う者（以下この号において「食品小売業者」という。）又は事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会その他の政令で定める法人で食品小売業者を直接若しくは間接の構成員とするものの出資又は拠出に係る法人で政令で定めるものが、相当数の食品小売業者の店舗が集積する施設で、当該施設と一体的に駐車場、休憩所その他の当該施設の利用者の利便の増進に資する施設が整備されているもの（これと一体的に設置される倉庫その他の食品に係る流通業務用の施設を含む。）を整備する事業で、中心市街地における食品の流通の円滑化に特に資するもの（第五十四条において「中心市街地食品流通

円滑化事業」という。）
三　その全部又は一部の区間が中心市街地に存する路線に係る一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業をいう。）を経営する者が当該事業の利用者の利便の増進を図るために実施する事業であって、国土交通省令で定めるもの
四　中心市街地における貨物の運送の効率化を図るために行う次に掲げる事業を併せて実施する事業（以下「貨物運送効率化事業」という。）
イ　特定の中心市街地から集貨された貨物の仕分又は当該中心市街地への貨物の配達に必要な仕分を専ら行うための次に掲げる施設であって政令で定めるものを整備する事業
（１）　貨物の積卸しのための施設
（２）　上屋又は荷さばき場
（３）　（１）又は（２）に掲げる施設に附帯する駐車場又は車庫
ロ　イに掲げる施設を利用して行う一般貨物自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業をいう。）又は第一種貨物利用運送事業（貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第七項に規定する第一種貨物利用運送事業をいう。以下同じ。）であって、国土交通省令で定めるもの
１１　この法律において「特定民間中心市街地活性化事業」とは、中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業及び特定事業であって、民間事業者が行うものをいう。
１２　この法律において「特定民間中心市街地経済活力向上事業」とは、中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高を相当程度増加させることを目指した中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業及び第十項第一号に掲げる事業であって、民間事業者が行うものをいう。

第二章　基本方針
第八条　政府は、中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
２　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　中心市街地の活性化の意義及び目標に関する事項
二　中心市街地の活性化のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
三　中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項
四　中心市街地における土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業をいう。以下同じ。）、市街地再開発事業（都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業をいう。以下同じ。）、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する基本的な事項
五　中心市街地における都市福利施設を整備する事業に関する基本的な事項
六　公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の中心市街地における住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する基本的な事項
七　中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業その他の中心市街地における経済活力の向上のための事業及び措置に関する基本的な事項
八　第四号から前号までに規定する事業及び措置と一体的に推進する次に掲げる事業に関する基本的な事項
イ　公共交通機関の利用者の利便の増進を図るための事業
ロ　特定事業
九　第四号から前号までに規定する事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項
十　中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項
十一　特定民間中心市街地経済活力向上事業の中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高の増加の目標の設定に関する事項
十二　その他中心市街地の活性化に関する重要な事項
３　政府は、基本方針を定めるに当たっては、前項第四号から第八号まで及び第十号に規定する事業及び措置が総合的かつ一体的に推進されるようこれを定めるものとする。
４　内閣総理大臣は、中心市街地活性化本部（第六十六条に規定する中心市街地活性化本部をいう。次条及び第十四条において同じ。）が作成した基本方針の案について閣議の決定を求めなければならない。
５　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
６　政府は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更しなければならない。
７　第四項及び第五項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章　基本計画の認定等
（基本計画の認定）
第九条　市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域内の中心市街地について、中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。
２　基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
一　中心市街地の位置及び区域
二　土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項
三　都市福利施設を整備する事業に関する事項
四　公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項（地方住宅供給公社の活用により中心市街地共同住宅供給事業を促進することが必要と認められる場合にあっては、地方住

宅供給公社による中心市街地共同住宅供給事業の促進に関する業務の実施に関する事項）
五　中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項
六　第二号から前号までに規定する事業及び措置と一体的に推進する次に掲げる事業に関する事項
イ　公共交通機関の利用者の利便の増進を図るための事業
ロ　特定事業
七　第二号から前号までに規定する事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項
八　中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項
九　計画期間
３　前項各号に掲げるもののほか、基本計画を定める場合には、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
一　中心市街地の活性化に関する基本的な方針
二　中心市街地の活性化の目標
三　その他中心市街地の活性化に資する事項
４　第二項第二号から第六号までに掲げる事項には、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十二条第一項第一号又は第四号から第七号までに掲げる施設、工作物又は物件（以下この項及び第四十一条において「施設等」という。）のうち、中心市街地の活性化に寄与し、道路（同法による道路に限る。第四十一条において同じ。）の通行者又は利用者の利便の増進に資するものとして政令で定めるものの設置（道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であって、当該施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。）であって、同項又は同法第三十二条第三項の許可に係るものに関する事項を定めることができる。
５　基本計画は、都市計画及び都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針に適合するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第五条第一項に規定する地域公共交通計画との調和が保たれたものでなければならない。
６　市町村は、第一項の規定により基本計画を作成しようとするときは、第十五条第一項の規定により中心市街地活性化協議会が組織されている場合には、基本計画に定める事項について当該中心市街地活性化協議会の意見を、同項の規定により中心市街地活性化協議会が組織されていない場合には、第二項第五号に掲げる事項について当該市町村の区域をその地区とする商工会又は商工会議所の意見を聴かなければならない。
７　市町村は、地方住宅供給公社による中心市街地共同住宅供給事業の促進に関する業務の実施に関する事項を定めようとするときは、あらかじめ、当該地方住宅供給公社の同意を得なければならない。
８　市町村は、第四項に規定する事項を定めようとするときは、あらかじめ、道路法第三十二条第一項又は第三項の許可の権限を有する道路管理者（同法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。第四十一条において同じ。）及び都道府県公安委員会の同意を得なければならない。
９　市町村は、第一項の規定による認定の申請に当たっては、中心市街地において実施し又はその実施を促進しようとする中心市街地の活性化に係る事業及びこれに関連する事業に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）の規定の解釈について、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。以下この項において同じ。）に対し、その確認を求めることができる。この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、当該市町村に対し、速やかに回答しなければならない。
１０　内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、基本計画のうち第二項各号に掲げる事項（第四項の規定により同項に規定する事項を定めた場合にあっては、当該事項を含む。）に係る部分が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
一　基本方針に適合するものであること。
二　当該基本計画の実施が当該市町村における中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること。
三　当該基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
１１　内閣総理大臣は、前項の認定を行うに際し必要と認めるときは、中心市街地活性化本部に対し、意見を求めることができる。
１２　内閣総理大臣は、第十項の認定をしようとするときは、第二項第二号から第八号までに掲げる事項について、経済産業大臣、国土交通大臣、総務大臣その他の当該事項に係る関係行政機関の長（次条、第十二条及び第十三条に　おいて単に「関係行政機関の長」という。）の同意を得なければならない。
１３　内閣総理大臣は、第十項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村に通知しなければならない。
１４　市町村は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、都道府県及び第六項の規定により意見を聴いた中心市街地活性化協議会又は商工会若しくは商工会議所に当該認定を受けた基本計画（以下「認定基本計画」という。）の写しを送付するとともに、その内容を公表しなければならない。
１５　都道府県は、認定基本計画の写しの送付を受けたときは、市町村に対し、当該認定基本計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言をすることができる。
（認定に関する処理期間）
第十条　内閣総理大臣は、前条第一項の規定による認定の申請を受理した日から三月以内において速やかに、同条第十項の認定に関する処分を行わなければならない。
２　関係行政機関の長は、内閣総理大臣が前項の処理期間中に前条第十項の認定に関する処分を行うことができるよう、速やかに、同条第十二項の同意について同意又は不同意の旨を通知しなければならない。
（認定基本計画の変更）
第十一条　市町村は、認定基本計画の変更（内閣府令で定め

る軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

２　第九条第六項から第十五項まで及び前条の規定は、前項の認定基本計画の変更について準用する。

（報告の徴収）

第十二条　内閣総理大臣は、第九条第十項の認定（前条第一項の規定による変更の認定を含む。）を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）に対し、認定基本計画（認定基本計画の変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）の実施の状況について報告を求めることができる。

２　関係行政機関の長は、認定市町村に対し、認定基本計画（第九条第二項第二号から第八号までに掲げる事項に限る。）の実施の状況について報告を求めることができる。

（認定の取消し）

第十三条　内閣総理大臣は、認定基本計画が第九条第十項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、内閣総理大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。

２　関係行政機関の長は、前項の規定による認定の取消しに関し、内閣総理大臣に意見を述べることができる。

３　第九条第十三項の規定は、第一項の規定による認定の取消しについて準用する。

４　市町村は、前項の規定により準用する第九条第十三項の規定により通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を、都道府県及び同条第六項（第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により意見を聴いた中心市街地活性化協議会又は商工会若しくは商工会議所に通知するとともに、公表しなければならない。

（認定市町村への援助等）

第十四条　認定市町村は、中心市街地活性化本部に対し、認定基本計画の実施を通じて得られた知見に基づき、当該認定基本計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、政府の中心市街地の活性化に関する施策の改善についての提案をすることができる。

２　中心市街地活性化本部は、前項の提案について検討を加え、遅滞なく、その結果を当該認定市町村に通知するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

３　国は、認定市町村に対し、当該認定基本計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うように努めなければならない。

４　前三項に定めるもののほか、国及び認定市町村は、当該認定基本計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

（中心市街地活性化協議会）

第十五条　第九条第一項の規定により市町村が作成しようとする基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議するため、第一号及び第二号に掲げる者は、中心市街地ごとに、協議により規約を定め、共同で中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

一　当該中心市街地における都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として次に掲げるもののうちいずれか一以上の者

イ　中心市街地整備推進機構（第六十一条第一項の規定により指定された中心市街地整備推進機構をいう。次条、第十八条及び第十九条において同じ。）

ロ　良好な市街地を形成するためのまちづくりの推進を図る事業活動を行うことを目的として設立された会社であって政令で定める要件に該当するもの

二　当該中心市街地における経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として次に掲げるもののうちいずれか一以上の者

イ　当該中心市街地の区域をその地区とする商工会又は商工会議所

ロ　商業等の活性化を図る事業活動を行うことを目的として設立された一般社団法人等又は特定会社であって政令で定める要件に該当するもの

２　中心市街地において、第九条第二項第二号から第六号までに規定する事業を実施しようとする者は、当該中心市街地において前項の規定による協議会が組織されていない場合にあっては、同項各号に掲げる者に対して、同項の規定による協議会を組織するよう要請することができる。

３　第一項各号に掲げる者は、同項の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、内閣府令・経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、その旨及び内閣府令・経済産業省令・国土交通省令で定める事項を公表しなければならない。

４　第一項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロに掲げる者並びに次に掲げる者であって協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。

一　当該中心市街地において第九条第二項第二号から第六号までに規定する事業を実施しようとする者

二　前号に掲げる者のほか、認定基本計画及びその実施に関し密接な関係を有する者

三　当該中心市街地をその区域に含む市町村

５　前項に規定する者から同項の規定による申出があった場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申出を拒むことができない。

６　協議会は、必要があると認めるときは、第四項に規定する者に対し、協議会への参加を要請することができる。

７　協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関及び独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）の長並びに民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号。第二十条において「民間都市開発法」という。）第三条第一項の規定により指定された民間都市開発推進機構の代表者に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他の協力を求めることができる。

８　協議会は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を求めることができる。

９　協議会は、市町村に対し、第九条第一項の規定により市町村が作成しようとする基本計画並びに認定基本計画及び

その実施に関し必要な事項について意見を述べることができる。

１０　第一項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

１１　前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、規約で定めるものとする。

第四章　中心市街地の活性化のための特別の措置

第一節　認定中心市街地における特別の措置

（土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例）

第十六条　認定基本計画において第九条第二項第二号に掲げる事項として定められた土地区画整理事業であって土地区画整理法第三条第四項、第三条の二又は第三条の三の規定により施行するものの換地計画（認定基本計画において定められた中心市街地（以下「認定中心市街地」という。）の区域内の宅地について定められたものに限る。）において　は、都市福利施設（認定中心市街地の区域内の住民等の共同の福祉又は利便のため必要な施設に限る。）で国、地方公共団体、中心市街地整備推進機構その他政令で定める者が　設置するもの（同法第二条第五項に規定する公共施設を除き、認定基本計画において第九条第二項第三号に掲げる事項として土地区画整理事業と併せてその整備が定められたものに限る。）又は公営住宅等（認定基本計画において第九条第二項第四号に掲げる事項として土地区画整理事業と併せてその整備が定められたものに限る。）の用に供するため、一定の土地を換地として定めないで、その土地を保留地として定めることができる。この場合においては、当該保留地の地積について、当該土地区画整理事業を施行する土地の区域内の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有するすべての者の同意を得なければならない。

２　土地区画整理法第百四条第十一項及び第百八条第一項の規定は、前項の規定により換地計画において定められた保留地について準用する。この場合において、同法第百八条第一項中「第三条第四項若しくは第五項」とあるのは「第三条第四項」と、「第百四条第十一項」とあるのは「中心市街地の活性化に関する法律第十六条第二項において準用する第百四条第十一項」と読み替えるものとする。

３　施行者は、第一項の規定により換地計画において定められた保留地を処分したときは、土地区画整理法第百三条第四項の規定による公告があった日における従前の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する者に対して、政令で定める基準に従い、当該保留地の対価に相当する金額を交付しなければならない。土地区画整理法第百九条第二項の規定は、この場合について準用する。

４　土地区画整理法第八十五条第五項の規定は、この条の規定による処分及び決定について準用する。

（路外駐車場についての都市公園の占用の特例等）

第十七条　市町村は、基本計画において、駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第三条の駐車場整備地区内に整備されるべき同法第四条第二項第五号の主要な路外駐車場（都市計画において定められた路外駐車場を除く。）の整備に関する事項を定めた場合であって、当該基本計画が第九条第十項（第十一条第二項において準用する場合を含む。）の認定を受けたときは、同法第四条第一項の駐車場整備計画において、当該路外駐車場の整備に関する事項の内容に即して、おおむねその位置、規模、整備主体及び整備の目標年次を定めた路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要を定めることができる。

２　市町村は、前項の規定により駐車場整備計画に都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項の都市公園の地下に設けられる路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要（以下この条において「特定駐車場事業概要」という。）を定めようとする場合には、当該特定駐車場事業概要について、あらかじめ、公園管理者（同法第五条第一項の公園管理者をいう。次項において同じ。）の同意を得なければならない。

３　前項の特定駐車場事業概要が定められた駐車場法第四条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による駐車場整備計画の公表の日から二年以内に当該特定駐車場事業概要に基づき都市公園の地下の占用の許可の申請があった場合においては、当該占用が都市公園法第七条第一項の規定に基づく政令で定める技術的基準に適合する限り、公園管理者は、同法第六条第一項又は第三項の許可を与えるものとする。

（中心市街地公共空地等の設置及び管理）

第十八条　地方公共団体又は中心市街地整備推進機構は、認定中心市街地の区域内における国土交通省令で定める規模以上の土地又は建築物その他の工作物（以下この条において「土地等」という。）の所有者との契約に基づき、当該土地等に緑地、広場その他の公共空地、駐車場その他当該認定中心市街地の区域内の居住者等の利用に供する国土交通省令で定める施設（以下「中心市街地公共空地等」という。）を設置し、当該中心市街地公共空地等を管理することができる。

（都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の特例）

第十九条　中心市街地整備推進機構が前条の規定により管理する中心市街地公共空地等内の樹木又は樹木の集団で都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和三十七年法律第百四十二号）第二条第一項の規定に基づき保存樹又は保存樹林として指定されたものについての同法の規定の適用については、同法第五条第一項中「所有者」とあるのは「所有者及び推進機構（中心市街地の活性化に関する法律第六十一条第一項の規定により指定された中心市街地整備推進機構をいう。以下同じ。）」と、同法第六条第二項及び第八条中「所有者」とあるのは「推進機構」と、同法第九条中「所有者」とあるのは「所有者又は推進機構」とする。

（民間都市開発法の事業用地適正化計画の認定の特例）

第二十条　認定中心市街地の区域内の民間都市開発事業（民間都市開発法第二条第二項に規定する民間都市開発事業をいう。）の用に供する一団の土地の形状、面積等を適正化す

る計画について、民間都市開発法第十四条の二第一項若しくは第二項又は第十四条の十三第一項の認定の申請があった場合における民間都市開発法第十四条の三の規定（民間都市開発法第十四条の十三第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の適用については、民間都市開発法第十四条の三第一号中「次に掲げる」とあるのは、「次のイ、ハ及びニに掲げる」とする。

（都市計画に基づく事業の推進）

第二十一条　国及び地方公共団体は、都市計画法第六条の二の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、同法第七条の二の都市再開発方針等又は同法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針に従い、認定基本計画の達成に資するため、土地区画整理事業又は市街地再開発事業の施行、道路、公園、駐車場その他の公共の用に供する施設の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（中心市街地共同住宅供給事業の計画の認定）

第二十二条　中心市街地共同住宅供給事業を実施しようとする者（地方公共団体を除く。）は、国土交通省令で定めるところにより、中心市街地共同住宅供給事業の実施に関する　計画を作成し、市町村長の認定を申請することができる。

２　前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　中心市街地共同住宅供給事業を実施する区域

二　共同住宅の規模及び配置

三　住宅の戸数並びに規模、構造及び設備

四　共同住宅の建設の事業に関する資金計画

五　住宅が賃貸住宅である場合にあっては、次に掲げる事項

イ　賃貸住宅の賃借人の資格並びに賃借人の募集及び選定の方法に関する事項

ロ　賃貸住宅の家賃その他賃貸の条件に関する事項

ハ　賃貸住宅の管理の方法及び期間

六　住宅が分譲住宅である場合にあっては、次に掲げる事項

イ　分譲住宅の譲受人の資格並びに譲受人の募集及び選定の方法に関する事項

ロ　分譲住宅の価額その他譲渡の条件に関する事項

ハ　譲渡後の分譲住宅の用途を住宅以外の用途へ変更することを規制するための措置に関する事項

七　その他国土交通省令で定める事項

（認定の基準）

第二十三条　市町村長は、前条第一項の認定（以下この条から第二十九条までにおいて「計画の認定」という。）の申請があった場合において、当該申請に係る同項の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、計画の認定をすることができる。

一　第九条第二項第四号に掲げる事項として認定基本計画に定められているものに適合するものであること。

二　良好な住居の環境の確保その他の市街地の環境の確保又は向上に資するものであること。

三　都市福利施設（居住者の共同の福祉又は利便のため必要なものに限る。以下この号及び第七号において同じ。）の整備と併せて建設し、又は都市福利施設と隣接し、若しくは近接するものであること。

四　共同住宅が地階を除く階数が三以上の建築物の全部又は一部をなすものであり、かつ、当該建築物の敷地面積が国土交通省令で定める規模以上であること。

五　住宅の戸数が、国土交通省令で定める戸数以上であること。

六　住宅の規模、構造及び設備が、当該住宅の入居者の世帯構成等を勘案して国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

七　共同住宅の建設の事業（当該事業と併せて都市福利施設の整備を行う場合には当該都市福利施設の整備に関する事業を含む。）に関する資金計画が、当該事業を確実に遂行するため適切なものであること。

八　住宅が賃貸住宅である場合にあっては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ　賃貸住宅の賃借人の資格を、次の（１）又は（２）に掲げる者としているものであること。

（１）　自ら居住するため住宅を必要とする者

（２）　自ら居住するため住宅を必要とする者に対し住宅を賃貸する事業を行う者

ロ　賃貸住宅の家賃の額が、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定められるものであること。

ハ　賃貸住宅の賃借人の募集及び選定の方法並びに賃貸の条件が、国土交通省令で定める基準に従い適正に定められるものであること。

ニ　賃貸住宅の管理の方法が、国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

ホ　賃貸住宅の管理の期間が、住宅事情の実態を勘案して国土交通省令で定める期間以上であること。

九　住宅が分譲住宅である場合にあっては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ　分譲住宅の譲受人の資格を、次の（１）から（３）までのいずれかに掲げる者としているものであること。

（１）　自ら居住するため住宅を必要とする者

（２）　親族の居住の用に供するため自ら居住する住宅以外に住宅を必要とする者

（３）　自ら居住するため住宅を必要とする者に対し住宅を賃貸する事業を行う者

ロ　分譲住宅の価額が、近傍同種の住宅の価額と均衡を失しないよう定められるものであること。

ハ　分譲住宅の譲受人の募集及び選定の方法並びに譲渡の条件が、国土交通省令で定める基準に従い適正に定められるものであること。

ニ　譲渡後の分譲住宅の用途の住宅以外の用途への変更の規制が、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六十九条又は第七十六条の三第一項の規定による建築協定の締結により行われるものであることその他の国土交通省令で定める基準に従って行われるものであること。

（計画の認定の通知）

第二十四条　市町村長は、計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を関係都道府県知事に通知しなければならない。

（認定計画の変更）

第二十五条　計画の認定を受けた者（次条から第三十一条ま

で及び第八十一条において「認定事業者」という。）は、当該計画の認定を受けた第二十二条第一項の計画（第二十八条及び第三十一条において「認定計画」という。）の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、市町村長の認定を受けなければならない。

２　前二条の規定は、前項の規定による変更の認定について準用する。

（報告の徴収）

第二十六条　市町村長は、認定事業者に対し、中心市街地共同住宅供給事業の実施の状況について報告を求めることができる。

（地位の承継）

第二十七条　認定事業者の一般承継人又は認定事業者から中心市街地共同住宅供給事業を実施する区域の土地の所有権その他当該中心市街地共同住宅供給事業の実施に必要な権原を取得した者は、市町村長の承認を受けて、当該認定事業者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。

（改善命令）

第二十八条　市町村長は、認定事業者が認定計画（第二十五条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。第三十一条において同じ。）に従って中心市街　地共同住宅供給事業を実施していないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期間を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（計画の認定の取消し）

第二十九条　市町村長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、計画の認定を取り消すことができる。

一　前条の規定による命令に違反したとき。

二　不正な手段により計画の認定を受けたとき。

２　第二十四条の規定は、市町村長が前項の規定による取消しをした場合について準用する。

（費用の補助）

第三十条　地方公共団体は、認定事業者に対して、中心市街地共同住宅供給事業の実施に要する費用の一部を補助することができる。

２　国は、地方公共団体が前項の規定により補助金を交付する場合には、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その費用の一部を補助することができる。

（地方公共団体の補助に係る中心市街地共同住宅供給事業により建設された住宅の家賃又は価額）

第三十一条　認定事業者は、前条第一項の規定による補助に係る中心市街地共同住宅供給事業の認定計画に定められた賃貸住宅の管理の期間における家賃について、当該賃貸住宅の建設に必要な費用、利息、修繕費、管理事務費、損害保険料、地代に相当する額、公課その他必要な費用を参酌して国土交通省令で定める額を超えて、契約し、又は受領してはならない。

２　前項の賃貸住宅の建設に必要な費用は、建築物価その他経済事情の著しい変動があった場合として国土交通省令で定める基準に該当する場合には、当該変動後において当該賃貸住宅の建設に通常要すると認められる費用とする。

３　認定事業者は、前条第一項の規定による補助に係る中心市街地共同住宅供給事業により建設された分譲住宅の価額について、当該分譲住宅の建設に必要な費用、利息、分譲事務費、公課その他必要な費用を参酌して国土交通省令で定める額を超えて、契約し、又は受領してはならない。

（資金の確保等）

第三十二条　国及び地方公共団体は、中心市街地共同住宅供給事業の実施のために必要な資金の確保又はその融通のあっせんに努めるものとする。

（地方住宅供給公社の業務の特例）

第三十三条　地方住宅供給公社による中心市街地共同住宅供給事業の促進に関する業務の実施に関する事項が定められた認定基本計画に係る認定中心市街地の区域内において、地方住宅供給公社は、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）第二十一条に規定する業務のほか、委託により、中心市街地共同住宅供給事業の実施並びに中心市街地共同住宅供給事業として自ら又は委託により行う共同住宅の建設と一体として建設することが適当である商店、事務所等の用に供する施設及び当該共同住宅の存する団地の居住者の利便に供する施設の建設及び賃貸その他の管理の業務を行うことができる。

２　前項の規定により地方住宅供給公社の業務が行われる場合には、地方住宅供給公社法第四十九条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する　業務及び中心市街地の活性化に関する法律第三十三条第一項に規定する業務」とする。

（地方公共団体による住宅の建設）

第三十四条　地方公共団体は、中心市街地共同住宅供給事業の実施その他の認定中心市街地の区域内における住宅の供給の状況に照らして必要と認めるときは、良好な居住環境が確保された住宅の建設に努めなければならない。

２　国は、地方公共団体が認定中心市街地の区域内において第二十三条の基準に準じて国土交通省令で定める基準に従い住宅の供給を行う場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該住宅の建設に要する費用の一部を補助することができる。

（地方住宅供給公社の設立の要件に関する特例）

第三十五条　認定市町村である市に対する地方住宅供給公社法第八条の規定の適用については、同条中「人口五十万以上の市」とあるのは、「人口五十万以上の市若しくは中心市　街地の活性化に関する法律第十二条第一項に規定する認定市町村である市」とする。

第三十六条　削除

（大規模小売店舗立地法の特例）

第三十七条　都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条、次条及び第六十五条において「都道府県等」という。）は、認定中心市街地の区域（当該区域内に第六十五条第一項の規定により第二種大規模小売店舗立地法特例区域として定められた区域がある場合においては、当該定められた区域を除く。）のうち、大規模小売店舗（大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第二条第二項に規定する大規模小売店舗をいう。以下同じ。）の迅速な立地を促進することにより中心市街地の活性化を図ることが特に必

要な区域（以下「第一種大規模小売店舗立地法特例区域」という。）を定めることができる。
２　都道府県等は、第一種大規模小売店舗立地法特例区域を定めたときは、経済産業省令で定めるところにより、その内容を公告しなければならない。
３　前項の公告の日（第一種大規模小売店舗立地法特例区域の変更があったときは、次条第一項において準用する前項の公告の日）以後は、第一種大規模小売店舗立地法特例区域（第一種大規模小売店舗立地法特例区域の変更があったときは、その変更後のもの）における大規模小売店舗については、大規模小売店舗立地法第五条、第六条第一項から第四項まで、第七条から第十条まで、第十一条第三項、第十四条及び附則第五条の規定は、適用しない。
４　都道府県等は、第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案を作成しようとするときは、当該区域の存する認定市町村と協議しなければならない。
５　認定市町村は、認定基本計画を実施するため必要があると認めるときは、都道府県等に対し、第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案を記載した書面をもって第一種大規模小売店舗立地法特例区域を定めるよう要請することができる。
６　都道府県等は、第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催その他の住民等（当該第一種大規模小　売店舗立地法特例区域内に居住する者、当該区域において事業活動を行う者、当該区域をその地区に含む商工会又は商工会議所その他の当該区域に存する団体その他の当該第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案について意見を有する者をいう。第八項及び第九項において同じ。）の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
７　都道府県等は、第一種大規模小売店舗立地法特例区域を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業省令で定めるところにより、当該第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案を公告し、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。
８　前項の公告に係る第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案には、次項の規定により住民等が当該第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案について都道府県等に意見を提出するに際し参考となるべき事項として経済産業省令で定めるものを記載した書類を添付しなければならない。
９　第七項の規定による公告があったときは、住民等は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案について、都道府県等に意見を提出することができる。
１０　第一種大規模小売店舗立地法特例区域において大規模小売店舗を設置する者は、その大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持についての適正な配慮をして当該大規模小売店舗を維持し、及び運営するよう努めなければならない。
１１　前項の大規模小売店舗において事業活動を行う小売業者は、当該大規模小売店舗を設置する者が同項の規定により適正な配慮をして行う当該大規模小売店舗の維持及び運営に協力するよう努めなければならない。

第三十八条　前条第二項及び第四項から第九項までの規定は、第一種大規模小売店舗立地法特例区域の変更又は廃止について準用する。
２　第一種大規模小売店舗立地法特例区域の変更又は廃止の際当該変更又は廃止により第一種大規模小売店舗立地法特例区域でなくなった区域において現に大規模小売店舗を設置している者は、前項において準用する前条第二項の公告の日以後最初に大規模小売店舗立地法第五条第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、その旨及び同項第一号、第二号又は第四号から第六号までに掲げる事項で当該変更に係るもの以外のものを都道府県等に届け出なければならない。この場合においては、同法附則第五条の規定は、適用しない。
３　前項の規定による変更に係る事項の届出は、大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出とみなす。
４　第二項の規定による届出のうち変更に係る事項以外のものの届出は、大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出とみなす。ただし、同法第五条第三項及び第四項並びに第七条から第九条までの規定は、適用しない。

（機構の行う商業活性化・都市型新事業立地促進業務）
第三十九条　機構は、認定中心市街地における商業の活性化及び都市型新事業を実施する企業等の立地を促進するため、認定中心市街地において、都市型新事業の用に供する工場若しくは事業場又は当該工場若しくは当該事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡を行う。
２　機構は、前項の業務のほか、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第十五条第一項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。
一　認定中心市街地における次に掲げる施設（イに掲げる施設にあっては、これと併せて整備される商業施設を含む。）又は都市型新事業の用に供する工場若しくは事業場の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡
イ　商業基盤施設
ロ　都市型新事業の技術に関する研究開発のための施設であって都市型新事業の技術に関する研究開発を行う者の共用に供するもの、都市型新事業の技術に関する研究開発及びその企業化を行うための事業場又は都市型新事業に係る商品若しくは役務の展示及び販売若しくは提供のための施設
二　前項の規定により機構が行う都市型新事業の用に供する工場若しくは事業場又は前号イ若しくはロに掲げる施設（以下この号において「工場等」という。）の整備と併せて整備されるべき公共の用に供する施設及び当該工場等の利用者の利便に供する施設の整備並びに当該施設の賃貸その他の管理及び譲渡
三　前二号に掲げる業務に関連する技術的援助並びに中心市街地における商業の活性化及び都市型新事業を実施する企業等の立地の促進のための計画の策定に係る技術的援助

（共通乗車船券）
第四十条　運送事業者は、認定基本計画において第九条第二項第六号イに掲げる事項として定められた公共交通機関の利用者の利便の増進を図るための事業を行うため、認定中

心市街地に来訪する旅客又は認定中心市街地の区域内を移動する旅客を対象とする共通乗車船券（二以上の運送事業者が期間、区間その他の条件を定めて共同で発行する証票であって、その証票を提示することにより、当該条件の範囲内で、当該各運送事業者の運送サービスの提供を受けることができるものをいう。）に係る運賃又は料金の割引を行おうとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を共同で国土交通大臣に届け出ることができる。

２　前項の届出をした者は、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第十六条第三項後段若しくは第三十六条後段、軌道法（大正十年法律第七十六号）第十一条第二項、道路運送法第九条第三項後段又は海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第七条第一項後段（同法第二十一条の五において準用する場合を含む。）の規定による届出をしたものとみなす。

（道路の占用の特例）

第四十一条　認定中心市街地の区域内の道路の道路管理者は、道路法第三十三条第一項の規定にかかわらず、認定基本計画の計画期間内に限り、認定基本計画に記載された第九条第四項に規定する事項に係る施設等のための道路の占用（同法第三十二条第二項第一号に規定する道路の占用をいい、同法第三十三条第二項に規定するものを除く。）で次に掲げる要件のいずれにも該当するものについて、同法第三十二条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

一　道路管理者が施設等の種類ごとに指定した道路の区域内に設けられる施設等（当該指定に係る種類のものに限る。）のためのものであること。

二　道路法第三十三条第一項の政令で定める基準に適合するものであること。

三　その他安全かつ円滑な交通を確保するために必要なものとして政令で定める基準に適合するものであること。

２　道路管理者は、前項第一号の道路の区域（以下この条において「特例道路占用区域」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ、市町村の意見を聴くとともに、当該特例道路占用区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

３　道路管理者は、特例道路占用区域を指定するときは、その旨並びに指定の区域及び施設等の種類を公示しなければならない。

４　前二項の規定は、特例道路占用区域の指定の変更又は解除について準用する。

５　第一項の許可に係る道路法第三十二条第二項及び第八十七条第一項の規定の適用については、同法第三十二条第二項中「申請書を」とあるのは「申請書に、中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条第四項の措置を記載した書面を添付して、」と、同法第八十七条第一項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は道路交通環境の維持及び向上を図る」とする。

第二節　認定民間中心市街地商業活性化事業に対する特別の措置

（民間中心市街地商業活性化事業計画の認定）

第四十二条　民間中心市街地商業活性化事業（認定基本計画に記載されたものに限る。）を実施しようとする者は、単独で又は共同して、協議会における協議を経て、民間中心市街地商業活性化事業に関する計画（以下この条及び次条において「民間中心市街地商業活性化事業計画」という。）を作成し、経済産業大臣の認定を申請することができる。

２　前項の規定による認定の申請は、市町村を経由して行わなければならない。この場合において、市町村は、当該民間中心市街地商業活性化事業計画に関し意見を付すことができる。

３　民間中心市街地商業活性化事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　民間中心市街地商業活性化事業の目標及び内容

二　民間中心市街地商業活性化事業の実施時期

三　民間中心市街地商業活性化事業を行うのに必要な資金の額及び調達方法

４　経済産業大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その民間中心市街地商業活性化事業計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　前項第一号及び第二号に掲げる事項が基本方針のうち第八条第二項第七号に掲げる事項の内容に照らして適切なものであること。

二　当該民間中心市街地商業活性化事業が確実に実施される見込みがあること。

５　経済産業大臣は、前項の認定を行ったときは、関係都道府県に対して、速やかにその旨を通知しなければならない。

（認定民間中心市街地商業活性化事業計画の変更等）

第四十三条　前条第四項の認定を受けた者（以下「認定民間中心市街地商業活性化事業者」という。）は、当該認定に係る民間中心市街地商業活性化事業計画（以下「認定民間中心市街地商業活性化事業計画」という。）を変更しようとするときは、経済産業大臣の認定を受けなければならない。

２　経済産業大臣は、認定民間中心市街地商業活性化事業者が作成した認定民間中心市街地商業活性化事業計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）に従って民間中心市街地商業活性化事業が実施されていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

３　前条第二項、第四項及び第五項の規定は、第一項の認定について準用する。

（機構の協力業務）

第四十四条　機構は、認定民間中心市街地商業活性化事業者である中小企業者の依頼に応じて、その行う民間中心市街地商業活性化事業（第七条第九項第二号に掲げる事業にあっては、中小小売商業者の経営のためにするものに限る。）に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

（中小企業投資育成株式会社法の特例）

第四十五条　中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第百一号）第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことがで

きる。
一　中小企業者が認定民間中心市街地商業活性化事業計画に従って民間中心市街地商業活性化事業を行うために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有
二　中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定民間中心市街地商業活性化事業計画に従って民間中心市街地商業活性化事業を行うために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この号及び次項において同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有
２　前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。
（指導及び助言）
第四十六条　国及び地方公共団体は、認定民間中心市街地商業活性化事業者に対し、認定民間中心市街地商業活性化事業計画に係る事業を的確に行うことができるよう必要な指導及び助言を行うものとする。
（報告の徴収）
第四十七条　経済産業大臣は、認定民間中心市街地商業活性化事業者に対し、民間中心市街地商業活性化事業の実施状況について報告を求めることができる。

第三節　認定特定民間中心市街地活性化事業及び認定特定民間中心市街地経済活力向上事業に対する特別の措置
（特定民間中心市街地活性化事業計画の認定）
第四十八条　特定民間中心市街地活性化事業（認定基本計画に記載されたものに限る。）を実施しようとする者（第七条第七項第五号に定める事業を実施しようとする場合にあっては同号に掲げる会社を設立しようとする中小小売商業者　とし、同項第六号に定める事業を実施しようとする場合にあっては同号に掲げる会社を設立しようとする中小小売商業者を、同項第七号に定める事業を実施しようとする場合にあっては特定会社を設立しようとする者を、同条第八項に規定する事業及び同条第十項各号に掲げる事業を実施しようとする場合にあっては当該事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。以下「特定民間中心市街地活性化事業者」という。）は、単独で又は共同して、協議会における協議を経て、特定民間中心市街地活性化事業に関する計画（以下「特定民間中心市街地活性化事業計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。
２　前項の規定による認定の申請は、市町村を経由して行わなければならない。この場合において、市町村は、当該特定民間中心市街地活性化事業計画に関し意見を付すことができる。
３　特定民間中心市街地活性化事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　特定民間中心市街地活性化事業の目標及び内容
二　特定民間中心市街地活性化事業の実施時期
三　特定民間中心市街地活性化事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法
４　主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その特定民間中心市街地活性化事業計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
一　前項第一号及び第二号に掲げる事項が基本方針のうち第八条第二項第七号及び第八号に掲げる事項の内容に照らして適切なものであること。
二　当該特定民間中心市街地活性化事業が確実に実施される見込みがあること。
三　特定民間中心市街地活性化事業者が貨物運送効率化事業を実施する場合であって当該貨物運送効率化事業が第一種貨物利用運送事業又は貨物自動車利用運送（貨物自動車運送事業法第二条第七項の貨物自動車利用運送をいう。以下同じ。）に該当するときは、当該特定民間中心市街地活性化事業者が貨物利用運送事業法第六条第一項第一号から第四号まで又は貨物自動車運送事業法第五条各号のいずれにも　該当しないこと。
四　特定民間中心市街地活性化事業者が中小小売商業高度化事業を実施する場合にあっては、当該中小小売商業高度化事業の適切な実施を図るために必要な要件として政令で定めるものに該当すること及び当該特定民間中心市街地活性化事業者が、経済産業省令で定めるところにより、現に事業の用に供されていない土地又は店舗用の建物の相当数の所有者等（所有権又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者をいう。第五十条において同じ。）の協力を得て行う取組であって、当該中小小売商業高度化事業の効果的な実施に資するものを行うと見込まれること。
５　主務大臣は、前項の規定による認定を行ったときは、関係都道府県に対して、速やかにその旨を通知しなければならない。
（認定特定民間中心市街地活性化事業計画の変更等）
第四十九条　前条第四項の認定を受けた者（以下「認定特定民間中心市街地活性化事業者」という。）は、当該認定に係　る特定民間中心市街地活性化事業計画（以下「認定特定民間中心市街地活性化事業計画」という。）を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。
２　主務大臣は、認定特定民間中心市街地活性化事業者が作成した認定特定民間中心市街地活性化事業計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）に従って特定民間中心市街地活性化事業が実施されていないと認めるときは、その認定を取り消すことが

できる。
３　前条第二項、第四項及び第五項の規定は、第一項の認定について準用する。
（特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定）
第五十条　特定民間中心市街地経済活力向上事業（認定基本計画に記載されたものに限る。）を実施しようとする者（第七条第七項第五号に定める事業を実施しようとする場合にあっては同号に掲げる会社を設立しようとする中小小売商業者とし、同項第六号に定める事業を実施しようとする場合にあっては同号に掲げる会社を設立しようとする中小小売商業者を、同項第七号に定める事業を実施しようとする場合にあっては特定会社を設立しようとする者を、同条第八項に規定する事業及び同条第十項第一号に掲げる事業を実施しようとする場合にあっては当該事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。第四項において「特定民間中心市街地経済活力向上事業者」という。）は、単独で又は共同して、協議会における協議を経て、特定民間中心市街地経済活力向上事業に関する計画（以下この条及び次条において「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」という。）を作成し、経済産業大臣の認定を申請することができる。
２　前項の規定による認定の申請は、市町村を経由して行わなければならない。この場合において、市町村は、当該特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に関し意見を付すことができる。
３　特定民間中心市街地経済活力向上事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　特定民間中心市街地経済活力向上事業の中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高の増加の目標及び内容
二　特定民間中心市街地経済活力向上事業の実施時期
三　特定民間中心市街地経済活力向上事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法
四　第五十八条第一項に規定する大規模小売店舗立地法の特例の適用を受けようとする場合にあっては、その旨及び当該特例の適用を受けて設置しようとする大規模小売店舗の所在地その他経済産業省令で定める事項
４　経済産業大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その特定民間中心市街地経済活力向上事業計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
一　前項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項が基本方針のうち第八条第二項第七号、第八号及び第十一号に掲げる事項の内容に照らして適切なものであること。
二　当該特定民間中心市街地経済活力向上事業が確実に実施される見込みがあること。
三　特定民間中心市街地経済活力向上事業者が中小小売商業高度化事業を実施する場合にあっては、当該中小小売商業高度化事業の適切な実施を図るために必要な要件として政令で定めるものに該当すること及び当該特定民間中心市街地経済活力向上事業者が、経済産業省令で定めるところにより、現に事業の用に供されていない土地又は店舗用の建物の相当数の所有者等の協力を得て行う取組であって、当該中小小売商業高度化事業の効果的な実施に資するものを行うと見込まれること。
５　経済産業大臣は、特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に第三項第四号に掲げる事項が記載されている場合において、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、当該事項に係る大規模小売店舗の所在地の属する都道府県の知事に協議し、その同意を得なければならない。
６　都道府県は、前項の規定による協議があった場合において必要があると認めるときは、特定民間中心市街地経済活力向上事業者に対し、住民等（当該協議に係る大規模小売店舗の所在地の属する認定中心市街地の区域内に居住する者、当該区域において事業活動を行う者、当該区域をその地区に含む商工会又は商工会議所その他の当該区域に存する団体その他の第三項第四号に掲げる事項について意見を有する者をいう。第八項において同じ。）に、説明会の開催その他の第三項第四号に掲げる事項の内容を周知させるために必要な措置を講ずるよう求めることができる。
７　都道府県は、第五項の規定による協議があったときは、経済産業省令で定めるところにより、第三項第四号に掲げる事項について公告し、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。
８　前項の規定による公告があったときは、住民等は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された第三項第四号に掲げる事項について、都道府県に意見を提出することができる。
９　経済産業大臣は、第四項の認定を行ったときは、関係都道府県に対して、速やかにその旨を通知しなければならない。
（認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の変更等）
第五十一条　前条第四項の認定を受けた者（以下「認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者」という。）は、当該認定に係る特定民間中心市街地経済活力向上事業計画（以下「認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」という。）を変更しようとするときは、経済産業大臣の認定を受けなければならない。
２　経済産業大臣は、認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者が作成した認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）に従って特定民間中心市街地経済活力向上事業が実施されていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
３　前条第二項及び第四項から第九項までの規定は、第一項の認定について準用する。
（機構の行う経済活力向上業務）
第五十二条　機構は、認定中心市街地における商業の活性化を促進するため、認定特定民間中心市街地活性化事業者又は認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者（第五十九　条において「認定特定事業者」という。）が認定特定民間中心市街地活性化事業計画又は認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画（次条及び第五十九条において「認定特定計画」という。）に従って行う特定商業施設等整備事業に必要な資金を調達するために発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十

六条第一号に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行う。
２　機構は、認定中心市街地における経済活力の向上を促進するため、認定市町村に対し、認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者（中小企業者及び一般社団法人、一般財団法人その他の経済産業省令で定める者であるものに限る。）が認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に従って行う特定民間中心市街地経済活力向上事業（経済産業省令で定めるものに限る。）を行うのに必要な資金の貸付けに必要な資金の一部の貸付けの業務を行う。
（中小企業信用保険法の特例）
第五十三条　中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下この条において「普通保険」という。）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下この条において「無担保保険」という。）又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下この条において「特別小口保険」という。）の保険関係であって、中心市街地商業等活性化関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であって、認定特定計画に基づく第七条第七項第一号から第六号までに定める中小小売商業高度化事業又は同条第十項第一号に掲げる特定事業（特定会社又は一般社団法人等が当該特定事業を実施する場合にあっては、当該特定会社又は当該一般社団法人等が自ら実施する都市型新事業の用に供する施設を整備する事業に限る。）の実施に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が	中心市街地の活性化に関する法律第五十三条第一項に規定する中心市街地商業等活性化関連保証（以下「中心市街地商業等活性化関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項及び第三条の三第一項	保険価額の合計額が	中心市街地商業等活性化関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三項及び第三条の三第二項	当該借入金の額のうち	中心市街地商業等活性化関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち
	当該債務者	中心市街地商業等活性化関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

２　認定特定計画に基づく第七条第七項第七号に定める中小小売商業高度化事業又は同条第十項第一号に掲げる特定事業（以下この条において「認定中小小売商業高度化支援等事業」という。）を実施する一般社団法人等（一般社団法人にあってはその社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているもの、一般財団法人にあっては設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により拠出されているものに限る。）であって、当該認定中小小売商業高度化支援等事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「中心市街地の活性化に関する法律　第五十三条第二項に規定する認定中小小売商業高度化支援等事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。
３　普通保険又は無担保保険の保険関係であって、中心市街地商業等活性化支援関連保証（中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証であって、特定会社又は前項の一般社団法人等が行う認定中小小売商業高度化支援等事業（特定会社又は一般社団法人等が当該認定中小小売商業高度化支援等事業を実施する場合にあっては、当該特定会社又は当該一般社団法人等が自ら実施する都市型新事業の用に供する施設を整備する事業を除く。）の実施に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた者に係るものについての中小企業信用保険法第三条第一項並びに第三条の二第一項及び第三項の規定の適用については、同法第三条第一項中「二億円」　とあるのは「四億円（中心市街地の活性化に関する法律第五十三条第二項に規定する認定中小小売商業高度化支援等　事業に必要な資金（以下「中心市街地商業等活性化支援資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、同法第三条の二第一項及び第三項中「八千万円」とあるのは「一億六千万円（中心市街地商業等活性化支援資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、八千万円）」とする。
４　普通保険の保険関係であって、中心市街地商業等活性化関連保証又は中心市街地商業等活性化支援関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。
５　普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であって、中心市街地商業等活性化関連保証又は中心市街地商業等活性化支援関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。
（食品等持続的供給推進機構の業務の特例）
第五十四条　食品等の持続的な供給を実現するための食品等

事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第二十二条第一項の規定により指定された食品等持続的供給推進機構は、同法第二十三条各号に掲げる業務のほか、認定中心市街地における食品の流通の円滑化を促進するため、次に掲げる業務を行う。

一　認定特定民間中心市街地活性化事業計画に係る中心市街地食品流通円滑化事業（次号において「認定食品流通円滑化事業」という。）に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。

二　認定食品流通円滑化事業を実施する者に対し、必要な資金のあっせんを行うこと。

三　前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の適用）

第五十五条　前条の規定により食品等持続的供給推進機構の業務が行われる場合には、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第二十四条第一項中「前条第一号に掲げる業務」とあるのは「前条第一号に掲げる業務及び中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号。以下「中心市街地活性化法」という。）第五十四条第一号に掲げる業務」と、同法第二十五条第一項中「第二十三条第一号に掲げる業務」とあるのは「第二十三条第一号に掲げる業務及び中心市街地活性化法第五十四条第一号に掲げる業務」と、同法第二十九条第一項、第三十条及び第三十一条第一項第一号中「第二十三条各号に掲げる業務」とあるのは「第二十三条各号に掲げる業務又は中心市街地活性化法第五十四条各号に掲げる業務」と、同項第三号中「この節」とあるのは「この節若しくは中心市街地活性化法」と、同法第五十七条第二号中「第二十九条第一項」とあるのは「中心市街地活性化法第五十五条の規定により読み替えて適用する第二十九条第一項」と、同条第三号中「第三十条」とあるのは「中心市街地活性化法第五十五条の規定により読み替えて適用する第三十条」とする。

（道路運送法の特例）

第五十六条　第七条第十項第三号に掲げる事業を実施する認定特定民間中心市街地活性化事業者が認定特定民間中心市街地活性化事業計画に従って当該事業を行うに当たり道路運送法第十五条第一項の認可を受けなければならない場合又は同条第三項若しくは同法第十五条の三第二項の届出を行わなければならない場合には、これらの規定にかかわらず、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

（貨物利用運送事業法及び貨物自動車運送事業法の特例）

第五十七条　貨物運送効率化事業を実施しようとする特定民間中心市街地活性化事業者であって第一種貨物利用運送事業についての貨物利用運送事業法第三条第一項の登録（以下この条において「第一種貨物利用運送事業登録」という。）を受けていないもの又は貨物自動車利用運送を行わないものとして貨物自動車運送事業法第三条の許可（同法第九条第一項の認可を含む。）を受けているものが特定民間中心市街地活性化事業計画に従って実施しようとする事業が第一種貨物利用運送事業又は貨物自動車利用運送に該当する場合において、当該特定民間中心市街地活性化事業者がその特定民間中心市街地活性化事業計画について第四十八条第四項の認定を受けたときは、当該特定民間中心市街地活性化事業者は、第一種貨物利用運送事業登録を受けたものとみなし、又は貨物自動車利用運送を行うものとしての同法第九条第一項の認可（以下「貨物自動車利用運送変更認可」という。）を受けたものとみなす。

2　前項の規定により第一種貨物利用運送事業登録又は貨物自動車利用運送変更認可を受けたものとみなされる者については、当該認定特定民間中心市街地活性化事業計画のうち貨物利用運送事業法第五条第一項第一号に掲げる事項に相当する部分が登録されたものとみなし、又は貨物自動車運送事業法第四条第一項第二号及び第二項第二号に掲げる事項に相当する部分を同条第一項第二号の事業計画とみなして、貨物利用運送事業法又は貨物自動車運送事業法の規定を適用する。

3　貨物運送効率化事業を実施しようとする特定民間中心市街地活性化事業者であって第一種貨物利用運送事業登録又は貨物自動車利用運送変更認可を受けているもの（第一項の規定により第一種貨物利用運送事業登録又は貨物自動車利用運送変更認可を受けたものとみなされる者を除く。）が特定民間中心市街地活性化事業計画に従って実施しようとする事業が第一種貨物利用運送事業又は貨物自動車利用運送に該当し、かつ、これを実施するに当たり貨物利用運送事業法第七条第一項の変更登録を受け、若しくは同条第三項の規定による届出をし、又は貨物自動車運送事業法第九条第一項の認可を受け、若しくは同条第三項の規定による届出をしなければならない場合において、当該特定民間中心市街地活性化事業者がその特定民間中心市街地活性化事業計画について第四十八条第四項の認定を受けたときは、当該特定民間中心市街地活性化事業者は、これらの規定により変更登録を受け、若しくは届出をし、又は認可を受け、若しくは届出をしたものとみなす。

4　貨物運送効率化事業を実施する認定特定民間中心市街地活性化事業者が認定特定民間中心市街地活性化事業計画に従って第一種貨物利用運送事業又は貨物自動車利用運送を行っている場合において、貨物利用運送事業法第七条第一項の変更登録を受け、若しくは同条第三項の規定による届出をし、又は貨物自動車運送事業法第九条第一項の認可を受け、若しくは同条第三項の規定による届出をしなければならない事項について、当該認定特定民間中心市街地活性化事業者がその認定特定民間中心市街地活性化事業計画について第四十九条第一項の認定を受けたときは、当該認定特定民間中心市街地活性化事業者は、これらの規定により変更登録を受け、若しくは届出をし、又は認可を受け、若しくは届出をしたものとみなす。

5　貨物運送効率化事業を実施する認定特定民間中心市街地活性化事業者のうち第七条第十項第四号ロに掲げる事業を実施する者が事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって政令で定めるもの又は一般社団法人である場合にあっては、当該認定特定民間中心市街地活性化事業者が認定特定民間中心市街地活性化事業計画に従って行う第一種貨物利用運送事業であって荷主を認定特定民間中心市街地活性化

事業者の構成員に限定して行うものについては、貨物利用運送事業法第八条第一項及び第九条（同法第十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。
６　貨物運送効率化事業を実施する認定特定民間中心市街地活性化事業者たる第一種貨物利用運送事業者（第一種貨物利用運送事業登録を受けた者をいう。）が認定特定民間中心市街地活性化事業者たる他の運送事業者と認定特定民間中心市街地活性化事業計画に従って貨物利用運送事業法第十一条に規定する運輸に関する協定を締結したときは、当該協定につき、あらかじめ、同条の規定による届出をしたものとみなす。認定特定民間中心市街地活性化事業計画に従ってこれを変更したときも、同様とする。
７　第一項の規定により第一種貨物利用運送事業登録を受けたものとみなされる者に係る登録簿への記載その他の手続的事項については、国土交通省令で定める。
（大規模小売店舗立地法の特例）
第五十八条　認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に記載された第五十条第三項第四号に掲げる事項に係る大規模小売店舗（次項及び第三項において「認定特例大規模小売店舗」という。）については、大規模小売店舗立地法第五条、第六条第一項から第四項まで、第七条から第十条まで、第十一条第三項、第十四条及び附則第五条の規定は、適用しない。
２　認定特例大規模小売店舗を設置する者は、その認定特例大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持についての適正な配慮をして当該認定特例大規模小売店舗を維持し、及び運営するよう努めなければならない。
３　認定特例大規模小売店舗において事業活動を行う小売業者は、当該認定特例大規模小売店舗を設置する者が前項の規定により適正な配慮をして行う当該認定特例大規模小売店舗の維持及び運営に協力するよう努めなければならない。
（指導及び助言）
第五十九条　国及び地方公共団体は、認定特定事業者に対し、認定特定計画に係る事業を的確に行うことができるよう必要な指導及び助言を行うものとする。
（報告の徴収）
第六十条　主務大臣は、認定特定民間中心市街地活性化事業者に対し、特定民間中心市街地活性化事業の実施状況について報告を求めることができる。
２　経済産業大臣は、認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者に対し、特定民間中心市街地経済活力向上事業の実施状況について報告を求めることができる。

第四節　中心市街地の活性化のためのその他特別の措置
（中心市街地整備推進機構の指定）
第六十一条　市町村長は、営利を目的としない法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、中心市街地整備推進機構（以下「推進機構」という。）として指定することができる。
２　市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該推進機構の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
３　推進機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。
４　市町村長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。
（推進機構の業務）
第六十二条　推進機構は、次に掲げる業務を行うものとする。
一　中心市街地の整備改善に関する事業を行う者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
二　中心市街地の整備改善に資する建築物その他の施設であって国土交通省令で定めるものを認定基本計画の内容に即して整備する事業を行うこと又は当該事業に参加すること。
三　中心市街地の整備改善を図るために有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。
四　中心市街地公共空地等の設置及び管理を行うこと。
五　中心市街地の整備改善に関する調査研究を行うこと。
六　前各号に掲げるもののほか、中心市街地の整備改善を推進するために必要な業務を行うこと。
（監督等）
第六十三条　市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、推進機構に対し、その業務に関し報告をさせることができる。
２　市町村長は、推進機構が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進機構に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
３　市町村長は、推進機構が前項の規定による命令に違反したときは、第六十一条第一項の規定による指定を取り消すことができる。
４　市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。
５　第三項の規定により第六十一条第一項の指定を取り消した場合における前条第三号に規定する土地の取得に係る業務に関する所要の経過措置は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定めることができる。
（情報の提供等）
第六十四条　国及び関係地方公共団体は、推進機構に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。
（大規模小売店舗立地法の特例）
第六十五条　都道府県等は、中心市街地の区域（当該区域内に第三十七条第一項の規定により第一種大規模小売店舗立地法特例区域として定められた区域がある場合においては、当該定められた区域を除く。）において大規模小売店舗の迅速な立地を促進することにより中心市街地の活性化を図ることが必要な区域（以下「第二種大規模小売店舗立地法特例区域」という。）を定めることができる。
２　第四項において準用する第三十七条第二項の公告の日（第二種大規模小売店舗立地法特例区域の変更があったと

きは、第四項において準用する第三十八条第一項において準用する第三十七条第二項の公告の日）以後は、第二種大規模小売店舗立地法特例区域（第二種大規模小売店舗立地法特例区域の変更があったときは、その変更後のもの）における大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出に係る大規模小売店舗の新設又は同法第六条第一項若しくは第二項の規定による届出（第三十八条第三項の規定により同法第六条第二項の規定による届出とみなされる第三十八条第二項の規定による変更に係る事項の届出及び同法附則第五条第四項の規定により同法第六条第二項の規定による届出とみなされる同法附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出を含む。第五項において同じ。）に係る同法第五条第一項各号に掲げる事項の変更については、同法第五条第四項、第六条第四項、第八条及び第九条の規定は、適用しない。

３　第二種大規模小売店舗立地法特例区域に係る大規模小売店舗立地法第五条第一項及び第六条第二項の規定による届出には、同法第五条第二項（同法第六条第三項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、経済産業省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

４　第三十七条第二項、第四項から第九項まで及び第三十八条第一項の規定は、第二種大規模小売店舗立地法特例区域について準用する。この場合において、第三十七条第四項中「認定市町村」とあるのは「市町村」と、同条第五項中「認定市町村は、認定基本計画を実施するため」とあるのは「市町村は、中心市街地において大規模小売店舗の迅速な立地を促進することにより中心市街地の活性化を図るため」と読み替えるものとする。

５　第二種大規模小売店舗立地法特例区域の変更又は廃止があった場合においては、当該変更又は廃止により第二種大規模小売店舗立地法特例区域でなくなった区域に係る当該変更又は廃止前の大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出に係る大規模小売店舗の新設又は同法第六条第一項若しくは第二項の規定による届出に係る同法第五条第一項各号に掲げる事項の変更については、当該変更又は廃止後においても、同法第五条第四項、第六条第四項、第　八条及び第九条の規定は、適用しない。

第五章　中心市街地活性化本部

（設置）

第六十六条　中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に、中心市街地活性化本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事務）

第六十七条　本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　基本方針の案の作成に関すること。

二　認定の申請がされた基本計画についての意見（第九条第十一項（第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により内閣総理大臣に対し述べる意見をいう。）に関すること。

三　前号に掲げるもののほか、基本方針に基づく施策の実施の推進に関すること。

四　前三号に掲げるもののほか、中心市街地の活性化に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

（組織）

第六十八条　本部は、中心市街地活性化本部長、中心市街地活性化副本部長及び中心市街地活性化本部員をもって組織する。

（中心市街地活性化本部長）

第六十九条　本部の長は、中心市街地活性化本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

２　本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

（中心市街地活性化副本部長）

第七十条　本部に、中心市街地活性化副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもって充てる。

２　副本部長は、本部長の職務を助ける。

（中心市街地活性化本部員）

第七十一条　本部に、中心市街地活性化本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

２　本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。

（資料の提出その他の協力）

第七十二条　本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

２　本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（事務）

第七十三条　本部に関する事務は、内閣府において処理する。

（主任の大臣）

第七十四条　本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

（政令への委任）

第七十五条　この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章　雑則

（地方債についての配慮）

第七十六条　地方公共団体が認定基本計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

（資金の確保）
第七十七条　国及び地方公共団体は、その財政収支の状況を踏まえつつ、認定基本計画の達成に資する施設の整備その他の事業に必要な資金の確保に努めなければならない。
（主務大臣）
第七十八条　第四十八条第一項、第二項、第四項及び第五項、第四十九条第一項及び第二項並びに第六十条第一項における主務大臣は、特定民間中心市街地活性化事業を所管する大臣とする。
（権限の委任）
第七十九条　この法律による権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。
（罰則）
第八十条　次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。
一　第三十八条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出を行った者
二　第六十五条第三項の添付書類に虚偽の記載をして提出した者
第八十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一　第三十条第一項の規定による補助を受けた認定事業者で、当該補助に係る中心市街地共同住宅供給事業により建設される住宅についての第二十八条の規定による市町村長の命令に違反したもの
二　第三十一条第一項又は第三項の規定に違反した者
第八十二条　第二十六条、第四十七条又は第六十条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。
第八十三条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第八十条、第八十一条第一号若しくは第二号又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

附　則
（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。第二条から第四条まで　削除
（国の無利子貸付け等）
第五条　国は、当分の間、都道府県に対し、認定中心市街地における商業基盤施設又は商業施設を整備する事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八の促進に関する特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、当該市町村が自ら行う場合にあってはその要する費用に充てる資金の一部を、地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人又は中小小売商業高度化事業を実施す　十六号）第二条第一項第二号に該当するものにつき、当該都道府県が自ら行う場合にあってはその要する費用に充てる資金の一部を、市町村、地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人又は中小小売商業高度化事業を実施する認定特定民間中心市街地活性化事業者が行う場合にあってはそれらの者に対し当該都道府県が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。
２　国は、当分の間、市町村に対し、認定中心市街地における商業基盤施設又は商業施設を整備する事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備る認定特定民間中心市街地活性化事業者が行う場合にあってはそれらの者に対し当該市町村が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。
３　前二項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。
４　前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。
５　国は、第一項又は第二項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。
６　地方公共団体が、第一項又は第二項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第三項及び第四項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（２）中心市街地の活性化に関する法律施行令

平成十年政令第二百六十三号

中心市街地の活性化に関する法律施行令

内閣は、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号）第四条第三項第三号及び第六号、第四項第三号及び第五号イ並びに第五項第七号、第七条第一項及び第三項、第十一条第三号、第十八条第一項、第二十条第四項（同法第二十一条第三項において準用する場合を含む。）、第二十四条、第二十五条、第二十六条第五項、第三十条第五項並びに第四十条の規定に基づき、この政令を制定する。

（中小企業者の範囲）

第一条　中心市街地の活性化に関する法律（以下「法」という。）第七条第一項第五号に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び従業員の数は、次の表のとおりとする。

	業種	資本金の額又は出資の総額	従業員の数
一	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	三億円	九百人
二	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	三億円	三百人
三	旅館業	五千万円	二百人

２　法第七条第一項第八号の政令で定める組合及び連合会は、次のとおりとする。

一　事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会

二　水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

三　商工組合及び商工組合連合会

四　商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

（特定会社の要件）

第二条　法第七条第七項第七号の政令で定める要件は、株式会社にあっては総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。以下この条、第六条並びに第十二条第五項第二号及び第六項第一号において同じ。）の議決権に占める中小企業者以外の会社（以下この条及び第十二条第六項第一号において「大企業者」という。）の有する議決権の割合が二分の一未満であること（独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する場合にあっては、独立行政法人中小企業基盤整備機構の出資後において、総株主の議決権に占める大企業者の有する議決権の割合が二分の一未満となることが確実と認められること）、持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。第六条及び第十二条第五項第二号において同じ。）にあってはその社員（業務執行権を有しないものを除く。）に占める大企業者の割合が二分の一未満であることとする。

（中心市街地食品流通円滑化事業の実施主体に出資又は拠出する法人等）

第三条　法第七条第十項第二号の事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会その他の政令で定める法人は、次のとおりとする。

一　事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会

二　協業組合、商工組合及び商工組合連合会

三　生活衛生同業組合及び生活衛生同業小組合並びに生活衛生同業組合連合会

四　消費生活協同組合連合会

五　農業協同組合連合会

六　漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会

七　森林組合連合会

２　法第七条第十項第二号の出資又は拠出に係る法人で政令で定めるものは、食品の小売業の振興を図ることを目的とする法人とする。

（貨物運送効率化事業に係る施設）

第四条　法第七条第十項第四号イの政令で定める施設は、特定の中心市街地からの貨物の集貨又は当該中心市街地への貨物の配達を継続して行う一般貨物自動車運送事業者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条の許可を受けた者をいう。）又は第一種貨物利用運送事業者（貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第七項に規定する第一種貨物利用運送事業について同法第三条第一項の登録を受けた者をいう。）の全部又は大部分が利用するための施設とする。

（中心市街地の活性化に寄与し、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資する施設等）

第五条　法第九条第四項の政令で定める施設等は、次に掲げるものとする。

一　広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの

二　食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

三　道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第十一条の十第一項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの

（中心市街地活性化協議会を組織することができる者の要件）

第六条　法第十五条第一項第一号ロに規定する会社についての政令で定める要件は、当該会社が株式会社である場合にあっては総株主の議決権に占める市町村（組織しようとする中心市街地活性化協議会に係る中心市街地をその区域に含む市町村をいう。以下この条において同じ。）の有する議決権の割合が百分の三以上であること、持分会社である場合にあってはその社員のうちに市町村があることとする。

２　法第十五条第一項第二号ロの政令で定める要件は、一般法人であってその社員のうちに市町村があること又は一般財団法人であってその基本財産の全部若しくは一部が市町村により拠出されていること、特定会社である場合にあっては株式会社であって総株主の議決権に占める市町村の有

する議決権の割合が百分の三以上であること又は持分会社であってその社員のうちに市町村があることとする。

（保留地において都市福利施設を設置する者）

第七条　法第十六条第一項の政令で定める者は、国（国の全額出資に係る法人を含む。）又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人とする。

（都市福利施設等の用地として処分された保留地の対価に相当する金額の交付基準）

第八条　法第十六条第三項の規定により交付すべき額は、処分された保留地の対価に相当する金額を土地区画整理事業の施行前の宅地の価額の総額で除して得た数値を土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第四項の規定による公告があった日における従前の宅地又はその宅地について存した地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、若しくは収益することができる権利の土地区画整理事業の施行前の価額に乗じて得た額とする。

（中心市街地共同住宅供給事業の実施に要する費用に係る国の補助）

第九条　法第三十条第二項の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、中心市街地共同住宅供給事業の実施に要する費用（共同住宅の建設に係るものに限る。）のうち共同住宅の共用部分及び入居者の共同の福祉のため必要な施設であって国土交通省令で定めるもの（以下この条及び次条において「共同住宅の共用部分等」という。）に係る費用に対して地方公共団体が補助する額（その額が共同住宅の共用部分等に係る費用の三分の二に相当する額を超える場合においては、当該三分の二に相当する額）に二分の一を乗じて得た額とする。

（地方公共団体が行う住宅の建設に要する費用の補助）

第十条　法第三十四条第二項の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、地方公共団体が行う住宅の建設に要する費用のうち共同住宅の共用部分等に係る費用の額に三分の一を乗じて得た額とする。

（安全かつ円滑な交通を確保するために必要な基準）

第十一条　法第四十一条第一項第三号の政令で定める基準は、第五条第一号に掲げる施設等については、次のとおりとする。

一　自転車道、自転車歩行者道又は歩道上に設ける場合においては、道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該施設等を設けたときに自転車又は歩行者が通行することができる部分の一方の側の幅員が、国道（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三条第二号に掲げる一般国道をいう。）にあっては道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第十条第三項本文、第十条の二第二項又は第十一条第三項に規定する幅員、都道府県道（同法第三条第三号に掲げる都道府県道をいう。）又は市町村道（同法第三条第四号に掲げる市町村道をいう。）にあってはこれらの規定に規定する幅員を参酌して同法第三十条第三項の条例で定める幅員であること。

二　広告塔又は看板の表示部分を車両（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第八号に規定する車両をいう。）の運転者から見えにくくするための措置が講ぜられていること。

（中小小売商業高度化事業の適切な実施を図るために必要な要件）

第十二条　法第四十八条第四項第四号（法第四十九条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）及び第五十条第四項第三号（法第五十一条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の政令で定める要件は、法第七条第七項第一号に定める事業については、次のとおりとする。

一　当該商店街振興組合等の組合員又は所属員の数が経済産業省令で定める数以上であること。

二　当該商店街振興組合等の組合員又は所属員の三分の二以上が中小小売商業者又は中小サービス業者（サービス業に属する事業を主たる事業として営む者であって、法第七条第一項第二号から第七号までのいずれかに該当するものをいう。以下この条において同じ。）であり、かつ、中小小売商業者の数が中小サービス業者の数以上であること。

三　当該商店街振興組合等の組合員又は所属員がその店舗その他の施設を新設し、又は改造する事業にあっては、当該組合員又は所属員が新設し、又は改造する店舗その他の施設の敷地面積の合計のうち中小企業者が新設し、又は改造する店舗その他の施設に係る部分が三分の二以上であり、かつ、当該組合員又は所属員の二分の一以上（経済産業省令で定める場合にあっては、当該組合員又は所属員のうち経済産業省令で定める数以上の者）が当該事業に参加すること。

２　法第四十八条第四項第四号及び第五十条第四項第三号の政令で定める要件は、法第七条第七項第二号に定める事業については、次のとおりとする。

一　事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会（以下この項において「事業協同組合等」という。）の組合員又は所属員の数が経済産業省令で定める数以上であること。

二　当該事業協同組合等の組合員又は所属員の三分の二以上が中小小売商業者又は中小サービス業者であり、かつ、中小小売商業者の数が中小サービス業者の数以上であること。

三　当該事業協同組合等の全ての組合員又は所属員が当該団地に店舗を設置すること。

３　法第四十八条第四項第四号及び第五十条第四項第三号の政令で定める要件は、法第七条第七項第三号に定める事業については、次のとおりとする。

一　当該組合の組合員の数が経済産業省令で定める数以上であること。

二　当該組合の組合員の三分の二以上が中小小売商業者又は中小サービス業者であり、かつ、中小小売商業者の数が中小サービス業者の数以上であること。

三　当該組合の組合員であって中小小売商業者であるものの全てが当該共同店舗において小売業に属する事業を営むこと。

四　当該共同店舗のうち小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が経済産業省令で定める面積以上であること。

４　法第四十八条第四項第四号及び第五十条第四項第三号の政令で定める要件は、法第七条第七項第四号に定める事業

については、次のとおりとする。
一　当該組合の組合員の数が経済産業省令で定める数以上であること。
二　当該組合が中小小売商業者であること。
三　当該組合が当該店舗を主として小売業に属する事業の用に供すること。
四　当該店舗のうち小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が前項第四号の経済産業省令で定める面積以上であること。
５　法第四十八条第四項第四号及び第五十条第四項第三号の政令で定める要件は、法第七条第七項第五号及び第六号に定める事業については、次のとおりとする。
一　当該合併若しくは出資をしようとし、又は当該出資をしている中小小売商業者の数が経済産業省令で定める数以上であること。
二　法第七条第七項第六号に掲げる会社にあっては、株式会社であって総株主の議決権に占める中小小売商業者の有する議決権の割合が十分の七以上であること又は持分会社であってその社員（業務執行権を有しないものを除く。）に占める中小小売商業者の割合が二分の一を超えていること。
三　法第七条第七項第五号に定める事業又は同項第六号に定める事業のうち店舗等の設置の事業にあっては、当該会社が当該店舗を主として小売業に属する事業の用に供すること。
四　法第七条第七項第六号に定める事業のうち共同店舗等の設置の事業にあっては、当該共同店舗が主として同号に掲げる会社又はその会社に出資しようとする、若しくは出資している中小小売商業者が営む小売業に属する事業の用に供されること。
五　当該店舗又は共同店舗のうち小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が第三項第四号の経済産業省令で定める面積以上であること。
６　法第四十八条第四項第四号及び第五十条第四項第三号の政令で定める要件は、法第七条第七項第七号に定める事業については、次のとおりとする。
一　法第七条第七項第七号の特定会社が株式会社であって当該事業を実施する場合には、次のいずれにも該当するものであること。
イ　当該特定会社に出資しようとし、又は出資している者の三分の二以上が中小企業者であること。
ロ　当該特定会社の株主のうち、その有する議決権の総株主の議決権に占める割合が最も高いものが、大企業者でないこと。
ハ　当該特定会社の株主のうち、その有する議決権の総株主の議決権に占める割合が経済産業省令で定める割合以上であるものが、いずれも大企業者でないこと。
二　共同店舗を設置する場合にあっては、次のいずれにも該当するものであること。
イ　当該共同店舗において事業を営む者の三分の二以上が中小小売商業者又は中小サービス業者であり、かつ、中小小売商業者の数が中小サービス業者の数以上であること。
ロ　当該共同店舗のうち小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が第三項第四号の経済産業省令で定める面積以上であること。

（保険料率）
第十三条　法第五十三条第五項の政令で定める率（次項において「保険料率」という。）は、保証をした借入れの期間（中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第二条第一項に規定する借入れの期間をいう。）一年につき、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険及び同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（次項において「無担保保険」という。）にあっては〇・四一パーセント（手形割引等特殊保証（同令第二条第一項に規定する手形割引等特殊保証をいう。以下この項において同じ。）及び当座貸越し特殊保証（同令第二条第一項に規定する当座貸越し特殊保証をいう。以下この項において同じ。）の場合は、〇・三五パーセント）、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険にあっては〇・一九パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・一五パーセント）とする。
２　前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた中小企業者及び法第五十三条第二項の一般社団法人等が中小企業信用保険法第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件を備えている法人である場合における無担保保険の保険関係についての保険料率は、前項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。
（貨物利用運送事業法の特例に係る組合又はその連合会）
第十四条　法第五十七条第五項の政令で定める組合又はその連合会は、次のとおりとする。
一　事業協同組合若しくは事業協同小組合又は協同組合連合会
二　商工組合又は商工組合連合会
（中心市街地の整備改善を図るために有効に利用できる土地）
第十五条　法第六十二条第三号の政令で定める土地は、次のとおりとする。
一　道路、公園、駐車場その他の公共の用に供する施設又は公用施設の整備に関する事業の用に供する土地
二　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第七項に規定する市街地開発事業の用に供する土地
三　法第六十二条第二号に規定する施設の整備に関する事業の用に供する土地
四　中心市街地の区域内において行われる前三号に規定する事業に係る代替地の用に供する土地
（権限の委任）
第十六条　法第四十条第一項、第四十八条第四項、第四十九条第一項及び第二項、第五十六条並びに第六十条第一項の規定による国土交通大臣の権限は、地方運輸局長に委任する。

附　則　抄
（施行期日）
第一条　この政令は、法の施行の日（平成十年七月二十四日）から施行する。
（国の貸付金の償還期間等）

第二条　法附則第五条第三項の政令で定める期間は、五年（二年の据置期間を含む。）とする。
２　前項の期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第六条第一項の規定による貸付けの決定（以下「貸付決定」という。）ごとに、当該貸付決定に係る法附則第五条第一項及び第二項の規定による国の貸付金（以下「国の貸付金」という。）の交付を完了した日（その日が当該貸付決定があった日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日）の翌日から起算する。
３　国の貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。
４　国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について、前三項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。
５　法附則第五条第六項の政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行った場合とする。

（３）中心市街地の活性化に関する法律施行規則

平成十八年内閣府令第七十七号

中心市街地の活性化に関する法律施行規則

中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第十一条第一項の規定に基づき、中心市街地の活性化に関する法律施行規則を次のように定める。

法第十一条第一項の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更
二　基本計画に定められた事業及び措置の実施期間に影響を与えない場合における計画期間の六月以内の変更
三　前二号に掲げるもののほか、基本計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この府令は、法の施行の日（平成十八年八月二十二日）から施行する。

（４）中心市街地の活性化に関する法律第十五条第三項の中心市街地活性化協議会の組織の公表に関する命令

平成十八年内閣府・経済産業省・国土交通省令第二号

中心市街地の活性化に関する法律第十五条第三項の中心市街地活性化協議会の組織の公表に関する命令

中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第十五条第三項の規定に基づき、中心市街地の活性化に関する法律第十五条第三項の中心市街地活性化協議会の組織の公表に関する命令を次のように定める。

（公表する事項）

第一条　中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号。以下「法」という。）第十五条第三項の規定による公表は、次に掲げる事項について行わなければならない。

一　中心市街地活性化協議会の構成員の氏名又は名称
二　中心市街地活性化協議会の規約の内容

（公表の方法）

第二条　法第十五条第三項の規定による公表は、事務所又は事業所で公衆に閲覧させるとともに、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

附　則

この命令は、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第五十四号）の施行の日（平成十八年八月二十二日）から施行する。

（５）経済産業省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則

平成十八年経済産業省令第八十三号
　経済産業省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則

　中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第五十四号）の施行に伴い、並びに中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十六条、第三十七条、第四十条、第四十一条、第五十五条及び中心市街地の活性化に関する法律施行令（平成十年政令第二百六十三号）第十条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、経済産業省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則を次のように定める。

（公告の方法）

第一条　中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号。以下「法」という。）第三十七条第二項（法第三十八条第一項（法第六十五条第四項において準用する場合を含む。次条において同じ。）及び第六十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次条において「都道府県等」という。）の公報により行うものとする。

第二条　法第三十七条第七項（法第三十八条第一項及び第六十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、都道府県等の公報その他の都道府県等が適切と認める方法により行うものとする。

第三条　法第五十条第七項（法第五十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、都道府県の公報その他の都道府県が適切と認める方法により行うものとする。

（第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案についての意見提出のための参考事項）

第四条　法第三十七条第八項（法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　第一種大規模小売店舗立地法特例区域を定めようとする区域（第一種大規模小売店舗立地法特例区域を変更しようとする場合にあっては当該変更前及び変更後の第一種大規模小売店舗立地法特例区域、第一種大規模小売店舗立地法特例区域を廃止しようとする場合にあっては当該廃止前の第一種大規模小売店舗立地法特例区域）における都市機能及び経済活動等の現況

二　第一種大規模小売店舗立地法特例区域を定めることにより中心市街地の活性化について期待される効果（第一種大規模小売店舗立地法特例区域を変更しようとする場合にあっては当該変更しようとする理由及び当該変更することにより中心市街地の活性化について期待される効果、第一種大規模小売店舗立地法特例区域を廃止しようとする場合にあっては当該廃止しようとする理由）

三　第一種大規模小売店舗立地法特例区域（第一種大規模小売店舗立地法特例区域を変更しようとする場合にあっては、その変更後のもの。）を定めるに当たって考慮した当該第一種大規模小売店舗立地法特例区域及びその周辺の地域の生活環境の保持に関する事項

四　法第三十七条第二項の公告の予定年月日（第一種大規模小売店舗立地法特例区域を変更し、又は廃止しようとする場合にあっては、法第三十八条第一項において準用する法第三十七条第二項の公告の予定年月日）

五　その他参考となるべき事項

（第二種大規模小売店舗立地法特例区域の案についての意見提出のための参考事項）

第五条　法第六十五条第四項において準用する法第三十七条第八項（法第六十五条第四項において準用する法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　第二種大規模小売店舗立地法特例区域を定めようとする区域（第二種大規模小売店舗立地法特例区域を変更しようとする場合にあっては当該変更前及び変更後の第二種大規模小売店舗立地法特例区域、第二種大規模小売店舗立地法特例区域を廃止しようとする場合にあっては当該廃止前の第二種大規模小売店舗立地法特例区域）における都市機能及び経済活動等の現況

二　第二種大規模小売店舗立地法特例区域を定めようとする区域（第二種大規模小売店舗立地法特例区域を変更し、又は廃止しようとする場合にあっては、当該変更し、又は廃止しようとする第二種大規模小売店舗立地法特例区域）を含む市町村の中心市街地の区域

三　第二種大規模小売店舗立地法特例区域を定めることにより中心市街地の活性化について期待される効果（第二種大規模小売店舗立地法特例区域を変更しようとする場合にあっては当該変更しようとする理由及び当該変更することにより中心市街地の活性化について期待される効果、第二種大規模小売店舗立地法特例区域を廃止しようとする場合にあっては当該廃止しようとする理由）

四　第二種大規模小売店舗立地法特例区域（第二種大規模小売店舗立地法特例区域を変更しようとする場合にあっては、その変更後のもの。）を定めるに当たって考慮した当該第二種大規模小売店舗立地法特例区域及びその周辺の地域の生活環境の保持に関する事項

五　法第六十五条第四項において準用する法第三十七条第二項の公告の予定年月日（第二種大規模小売店舗立地法特例区域を変更し、又は廃止しようとする場合にあっては、法第六十五条第四項において準用する第三十八条第一項において準用する法第三十七条第二項の公告の予定年月日）

六　その他参考となるべき事項

（第一種大規模小売店舗立地法特例区域でなくなった区域において大規模小売店舗を設置する者の届出）

第六条　法第三十八条第二項の規定による届出は、様式第一の届出書を提出してしなければならない。

２　法第三十八条第三項の規定により大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出とみなされる法第三十八条第二項の規定による届出に係る変更を行う場合における大規模小売店舗立地法施行規則（平成十一年通商産業省令第六十二号）第八条の規定の適用については、同条中「店舗に附属する施設の位置の変

更」とあるのは、「一時的な変更、店舗に附属する施設の位置の変更又は大規模小売店舗内の店舗面積の合計を減少させる変更」とする。

（第二種大規模小売店舗立地法特例区域における大規模小売店舗の新設等の届出に係る添付書類）

第七条　法第六十五条第三項に規定する経済産業省令で定める事項は、大規模小売店舗立地法施行規則第四条第一項第一号から第三号までに掲げる事項とする。

（民間中心市街地商業活性化事業計画の認定の申請）

第八条　法第四十二条第一項の規定により民間中心市街地商業活性化事業計画の認定の申請をしようとする者は、様式第二による申請書を、当該民間中心市街地商業活性化事業計画に係る中心市街地をその区域に含む市町村を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

二　法第七条第九項第一号若しくは第二号に掲げる事業に関する専門的な知識を有していること又はこれと同等以上の能力を有すると認められること（法人にあっては、その人的構成に照らして当該知識又は能力を有すると認められること）を証する書類

三　民間中心市街地商業活性化事業計画の工程表及びその内容を説明した書類

四　最近二期間の事業年度における営業報告書又は事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

五　中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）における協議の概要を記載した書類

（民間中心市街地商業活性化事業計画の変更の認定の申請）

第九条　法第四十三条第一項の規定により認定民間中心市街地商業活性化事業計画の変更の認定を受けようとする認定民間中心市街地商業活性化事業者は、様式第三による申請書を、当該民間中心市街地商業活性化事業計画に係る中心市街地をその区域に含む市町村を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、前条第二項各号に掲げる書類のうち当該認定民間中心市街地商業活性化事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付するものとする。

（特定民間中心市街地活性化事業計画の認定の申請）

第十条　法第四十八条第一項の規定により法第七条第七項、第八項又は第十項（第一号に掲げる部分に限る。）に規定する事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の認定の申請をしようとする特定民間中心市街地活性化事業者は、様式第四による申請書を、当該特定民間中心市街地活性化事業計画に係る中心市街地をその区域に含む市町村を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

二　特定民間中心市街地活性化事業計画の工程表及びその内容を説明した書類

三　最近二期間の事業年度における営業報告書又は事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

四　協議会における協議の概要を記載した書類

３　特定民間中心市街地活性化事業者が、法第七条第七項に規定する中小小売商業高度化事業を実施しようとする場合にあっては、前項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　当該中小小売商業高度化事業により設置する施設又は設備の配置、構造及び規模を示す図面その他の中心市街地の活性化に関する法律施行令（平成十年政令第二百六十三号。以下「施行令」という。）第十二条に規定する要件に該当することを証する書類

二　現に事業の用に供されていない土地又は店舗用の建物の相当数の所有者等と締結した協定書その他の第十三条各号のいずれかの取組を行うことを証する書類

三　道路に施設又は設備を設置する中小小売商業高度化事業であって、その設置について建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十四条第一項ただし書の許可、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十四条の承認若しくは第三十二条第一項の許可、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第七十七条第一項の許可又は消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第七条第一項の同意を要するときは、当該許可若しくは承認又は同意を得ていること又は得る見込みがあることを証する書類

（認定特定民間中心市街地活性化事業計画の変更の認定の申請）

第十一条　法第四十九条第一項の規定により法第七条第七項、第八項又は第十項（第一号に掲げる部分に限る。）に規定する事業に係る認定特定民間中心市街地活性化事業計画の変更の認定を受けようとする認定特定民間中心市街地活性化事業者は、様式第五による申請書を、当該特定民間中心市街地活性化事業計画に係る中心市街地をその区域に含む市町村を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、前条第二項各号及び第三項各号に掲げる書類のうち当該認定特定民間中心市街地活性化事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付するものとする。

（組合員の数等）

第十二条　施行令第十二条第一項第一号の経済産業省令で定める数は、二十人（法第七条第七項第一号に定める事業に係る施設又は設備が会議場施設、広場又は駐車場であるときは、五人）とする。

２　施行令第十二条第一項第三号の経済産業省令で定める場合は、事業の用に供されていない店舗を活用する場合であって特別の理由があると認められる場合とし、同号の経済産業省令で定める数は、一人又は五人とする。

３　施行令第十二条第二項第一号の経済産業省令で定める数は、二十人（特別の理由があると認められるときは、五人又は十人）とする。

４　施行令第十二条第三項第一号、第四項第一号又は第五項

第一号の経済産業省令で定める数は、五人とする。
５　施行令第十二条第三項第四号の経済産業省令で定める面積は、二百平方メートルとする。
６　施行令第十二条第六項第一号ハの経済産業省令で定める割合は、三分の一とする。
（中小小売商業高度化事業の効果的な実施に資する取組）
第十三条　法第四十八条第四項第四号の経済産業省令で定めるところにより、特定民間中心市街地活性化事業者が、現に事業の用に供されていない土地又は店舗用の建物の相当数の所有者等の協力を得て行う中小小売商業高度化事業の効果的な実施に資する取組は、次の各号のいずれかとする。
一　協定を締結して、清掃、防犯その他の商店街区域における消費生活環境の向上を図るための活動を共同で行うこと。
二　協議会その他の組織を設置して、現に事業の用に供されていない土地又は店舗の活用を図ることについて協議を行うこと。
三　現に事業の用に供されていない土地又は店舗の活用を図るための調査、調整及び情報の提供を行うこと。
四　前三号と同等以上に中小小売商業高度化事業の効果的な実施に資する取組として経済産業大臣が認めるものを行うこと。
（特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定の申請）
第十四条　法第五十条第一項の規定により特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定の申請をしようとする特定民間中心市街地経済活力向上事業者は、様式第六による申請書を、当該特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に係る中心市街地をその区域に含む市町村を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。
２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
一　定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
二　特定民間中心市街地経済活力向上事業の中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高の増加の目標の設定に関する事項を説明した書類
三　特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の工程表及びその内容を説明した書類
四　最近二期間の事業年度における営業報告書又は事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）
五　協議会における協議の概要を記載した書類
３　特定民間中心市街地経済活力向上事業者が、法第七条第七項に規定する中小小売商業高度化事業を実施しようとする場合にあっては、前項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。
一　当該中小小売商業高度化事業により設置する施設又は設備の配置、構造及び規模を示す図面その他の施行令第十二条に規定する要件に該当することを証する書類
二　現に事業の用に供されていない土地又は店舗用の建物の相当数の所有者等と締結した協定書その他の第十七条各号のいずれかの取組を行うことを証する書類
三　道路に施設又は設備を設置する中小小売商業高度化事業であって、その設置について建築基準法第四十四条第一項ただし書の許可、道路法第二十四条の承認若しくは第三十二条第一項の許可、道路交通法第七十七条第一項の許可又は消防法第七条第一項の同意を要するときは、当該許可若しくは承認又は同意を得ていること又は得る見込みがあることを証する書類
（認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の変更の認定の申請）
第十五条　法第五十一条第一項の規定により認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の変更の認定を受けようとする認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者は、様式第七による申請書を、当該特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に係る中心市街地をその区域に含む市町村を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。
２　前項の申請書には、前条第二項各号及び第三項各号に掲げる書類のうち当該認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付するものとする。
（大規模小売店舗立地法の特例の適用を受けようとする場合の記載事項）
第十六条　法第五十条第三項第四号の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項（第二号から第六号までの事項については、大規模小売店舗の新設をする日における事項に限る。）とする。
一　大規模小売店舗の新設をする日
二　大規模小売店舗内の店舗面積の合計
三　駐車場の位置及び収容台数
四　駐輪場の位置及び収容台数
五　荷さばき施設の位置及び面積
六　廃棄物等の保管施設の位置及び容量
（中小小売商業高度化事業の効果的な実施に資する取組）
第十七条　法第五十条第四項第三号の経済産業省令で定めるところにより、特定民間中心市街地経済活力向上事業者が、現に事業の用に供されていない土地又は店舗用の建物の相当数の所有者等の協力を得て行う中小小売商業高度化事業の効果的な実施に資する取組は、次の各号のいずれかとする。
一　協定を締結して、清掃、防犯その他の商店街区域における消費生活環境の向上を図るための活動を共同で行うこと。
二　協議会その他の組織を設置して、現に事業の用に供されていない土地又は店舗の活用を図ることについて協議を行うこと。
三　現に事業の用に供されていない土地又は店舗の活用を図るための調査、調整及び情報の提供を行うこと。
四　前三号と同等以上に中小小売商業高度化事業の効果的な実施に資する取組として経済産業大臣が認めるものを行うこと。
（法第五十二条第二項の経済産業省令で定める者）
第十八条　法第五十二条第二項の経済産業省令で定める者は、一般社団法人若しくは一般財団法人（一般社団法人にあってはその社員総会における議決権の二分の一以上を中

小企業者、特定会社（中小企業者以外の会社（この条において「大企業」という。）による出資の額の合計額が資本金の額若しくは出資の総額の二分の一未満である会社（独立行政法人中小企業基盤整備機構（この条において「機構」という。）が出資を行う場合にあっては、機構の出資後において大企業による出資の額の合計額が資本金の額若しくは出資の総額の二分の一未満となることが確実と認められるものを含む。）をいう。この条において同じ。）、商工会、商工会連合会、商工会議所、日本商工会議所又は大企業若しくは特定の個人に対し特別の利益を与える行為を行うおそれのない者（この条において「中小企業者等」という。）が有しているもの、一般財団法人にあっては設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者等により拠出されているものに限る。）、中小企業者、特定会社、商工会又は商工会議所とする。

（法第五十二条第二項の経済産業省令で定める事業）

第十九条　法第五十二条第二項の経済産業省令で定める事業は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第三条第一項各号（第一号及び第二号ホを除く。）及び同条第二項各号に掲げる事業とする。

附則　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日（平成十八年八月二十二日）から施行する。

（中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第二十条第四項の中小小売商業高度化事業計画に関する省令の廃止）

第二条　中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第二十条第四項の中小小売商業高度化事業計画に関する省令（平成十年通商産業省令第七十一号）は廃止する。様式第一（第六条関係）（略）

様式第二（第八条関係）（略）

様式第三（第九条関係）（略）

様式第四（第十条関係）（略）

様式第五（第十一条関係）（略）

様式第六（第十四条関係）（略）

様式第七（第十五条関係）（略）

（６）国土交通省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則

平成十八年国土交通省令第八十二号
国土交通省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第八十六条第一項、第八十七条第一項及び第九十七条第一項、中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第七条第九項第三号及び第四号、第十八条、第二十二条第一項及び第二項第七号、第二十三条第四号から第六号まで、第八号及び第九号、第二十五条第一項、第三十一条第一項から第三項まで、第三十四条第二項、第三十九条第一項、第四十七条第七項並びに第五十二条第二号並びに中心市街地の活性化に関する法律施行令（平成十年政令第二百六十三号）第八条の規定に基づき、国土交通省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則を次のように定める。

（定義）

第一条　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　耐火構造の住宅　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号のニイに掲げる基準に適合する住宅をいう。

二　準耐火構造の住宅　耐火構造の住宅以外の住宅で、建築基準法第二条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当するもの又はこれに準ずる耐火性能を有する構造の住宅として次に掲げる要件に該当するものをいう。

イ　外壁及び軒裏が、建築基準法第二条第八号に規定する防火構造であること。

ロ　屋根が、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百三十六条の二の二第一号及び第二号に掲げる技術的基準に適合するものであること。

ハ　天井及び壁の室内に面する部分が、通常の火災時の加熱に十五分間以上耐える性能を有するものであること。

ニ　イからハまでに掲げるもののほか、住宅の各部分が、防火上支障のない構造であること。

（法第七条第十項第三号の国土交通省令で定める事業）

第二条　中心市街地の活性化に関する法律（以下「法」という。）第七条第十項第三号の国土交通省令で定める事業は、その全部又は一部の区間が中心市街地に存する路線に係る運行系統ごとの運行回数を増加させる事業とする。

（法第七条第十項第四号の国土交通省令で定める事業）

第三条　法第七条第十項第四号ロの国土交通省令で定める事業は、特定の中心市街地からの貨物の集貨又は当該中心市街地への貨物の配達を同号イに掲げる施設を利用して行う第一種貨物利用運送事業者（貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第七項に規定する第一種貨物利用運送事業について同法第三条第一項の登録を受けた者をいう。）の需要に応じ、当該中心市街地からの貨物の集貨又は当該中心市街地への貨物の配達をまとめて行う事業とする。

（換地計画の認可申請手続）

第四条　法第十六条第一項に規定する土地区画整理事業の施行者は、土地区画整理法第八十六条第一項後段又は第九十七条第一項の認可を申請しようとするときは、認可申請書に法第十六条第一項後段の規定による同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。

（各筆換地明細）

第五条　法第十六条第一項に規定する土地区画整理事業にあっては、土地区画整理法施行規則（昭和三十年建設省令第五号）別記様式第六（一）の「記事」欄には、同様式備考６によるもののほか、従前の土地又は換地処分後の土地につき、法第十六条第一項の規定により保留地として定める場合に、その旨を記載するものとする。

（各筆各権利別清算金明細）

第六条　法第十六条第一項に規定する土地区画整理事業にあっては、土地区画整理法施行規則別記様式第七（一）の「記事」欄には、同様式の備考８によるもののほか、従前の土地又は換地処分後の土地につき、法第十六条第一項の規定により保留地を定める場合に、その旨を記載するものとする。

（中心市街地公共空地等を設置する土地等の規模）

第七条　法第十八条の国土交通省令で定める規模は、緑地、広場その他の公共空地を設置し、当該中心市街地公共空地等を管理する場合にあっては同条の契約に係る土地の面積が三百平方メートル、駐車場を設置し、当該中心市街地公共空地等を管理する場合にあっては同条の契約に係る土地のうち自動車の駐車の用に供する部分の面積が五百平方メートルとする。

（計画の認定の申請）

第八条　法第二十二条第一項の認定の申請は、別記様式の申請書を市町村長に提出して行うものとする。

２　前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一　中心市街地共同住宅供給事業を実施する区域及び都市福利施設（居住者の共同の福祉又は利便のため必要なものに限る。以下同じ。）の位置を表示した付近見取図

二　縮尺、方位、中心市街地共同住宅供給事業を実施する区域の境界線及び当該区域内における共同住宅の位置を表示した配置図

三　縮尺、方位、間取り、各室の用途及び設備の概要を表示した各階平面図

四　認定を申請しようとする者が当該認定に係る中心市街地共同住宅供給事業を実施する区域内の土地又はその土地について建物の所有を目的とする地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利を有する者であることを証する書類

五　住宅が賃貸住宅である場合にあっては、近傍同種の住宅の家賃の額を記載した書類

六　住宅が分譲住宅である場合にあっては、近傍同種の住宅の価額を記載した書類

（計画の記載事項）

第九条　法第二十二条第二項第七号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　共同住宅の建設の事業の実施時期

二　都市福利施設が新たに整備される場合にあっては、当該都市福利施設の整備の事業の実施時期

（法第二十三条第四号の国土交通省令で定める規模）

第十条　法第二十三条第四号の国土交通省令で定める規模は、三百平方メートルとする。

（法第二十三条第五号の国土交通省令で定める戸数）

第十一条　法第二十三条第五号の国土交通省令で定める戸数は、十戸とする。

（規模、構造及び設備の基準）

第十二条　法第二十三条第六号の国土交通省令で定める規模、構造及び設備の基準は、次のとおりとする。

一　各戸が床面積（共同住宅の共用部分の床面積を除く。以下同じ。）五十平方メートル（現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下「同居親族」という。）がない者の居住の用に供する住宅にあっては、二十五平方メートル）以上であり、かつ、二以上の居住室を有するものであること。

二　耐火構造の住宅又は準耐火構造の住宅であること。

三　各戸が台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を備えたものであること。

（法第二十三条第八号ハの国土交通省令で定める基準）

第十三条　法第二十三条第八号ハの国土交通省令で定める基準は、次条から第十九条までに定めるとおりとする。

（賃借人の募集方法）

第十四条　賃貸住宅を法第二十三条第八号イ（１）に掲げる者に賃貸する者（以下「一般賃貸人」という。）は、災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において賃貸住宅に入居させることが適当である者として市町村長が認めるものを入居させる場合を除くほか、当該賃貸住宅の賃借人を公募しなければならない。

２　前項の規定による公募は、市町村長が定めるところにより、賃借りの申込みの期間の末日から起算して少なくとも二週間前に、新聞掲載、掲示等により行うとともに、一般賃貸人のウェブサイトへの掲載により行わなければならない。

３　前二項の規定による公募は、棟ごとに又は団地ごとに、少なくとも次に掲げる事項を示して行わなければならない。

一　賃貸する住宅が中心市街地共同住宅供給事業により建設されたものであること。

二　賃貸住宅の所在地、戸数、規模及び構造

三　一般賃貸人の氏名及び住所又は名称及び主たる事務所の所在地

四　賃借人の資格

五　家賃その他賃貸の条件

六　賃借りの申込みの期間及び場所

七　申込みに必要な書面の種類

八　賃借人の選定方法

４　前項第六号の申込みの期間は、少なくとも一週間としなければならない。

（賃借人の選定）

第十五条　賃借りの申込みを受理した戸数が賃貸住宅の戸数を超える場合においては、一般賃貸人は、抽選その他公正な方法により賃借人を選定しなければならない。

（賃借人の選定の特例）

第十六条　一般賃貸人は、同居親族が多い者その他の特に居住の安定を図る必要がある者で市町村長が定める基準に適合するものについては、一回の募集ごとに賃貸しようとする住宅の戸数の五分の一を超えない範囲内の戸数（地域の実情を勘案して当該市町村長が別に戸数を定める場合には、その戸数）について、前二条に定めるところにより当該賃貸住宅の賃借人を選定することができる。

（賃貸借契約の解除）

第十七条　一般賃貸人は、貸借人が不正の行為によって賃貸住宅を賃借りしたときは、当該賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除をすることを賃貸の条件としなければならない。

（賃貸条件の制限）

第十八条　賃貸住宅を賃貸する者（以下「賃貸人」という。）は、毎月その月分の家賃を受領すること及び家賃の三月分を超えない額の敷金を受領することを除くほか、賃借人から権利金、謝金等の金品を受領し、その他賃借人の不当な負担となることを賃貸の条件としてはならない。

（転貸の条件）

第十九条　法第二十三条第八号イ（２）に掲げる者に賃貸住宅を賃貸する賃貸人は、転借人の資格、転借人の選定方法、家賃その他転貸の条件に関し、同条第八号イ（（２）を除く。）、ロ、ハ及びニ並びに法第三十一条第一項及び第二項の規定に準じて賃借人が当該賃貸住宅を転貸することを賃貸の条件としなければならない。

（管理の方法の基準）

第二十条　法第二十三条第八号ニの国土交通省令で定める管理の方法の基準は、次のとおりとする。

一　賃貸人は、賃貸住宅の管理を行うために必要な資力及び信用並びにこれを的確に行うために必要な経験及び能力を有する者で市町村長が定める基準に該当する者に当該賃貸住宅の管理を委託し、又は当該賃貸住宅を賃貸すること。ただし、当該賃貸人が当該基準に該当する者であり、かつ、当該賃貸住宅の管理を自ら行う場合には、この限りでない。

二　賃貸住宅の修繕が計画的に行われるものであること。

三　賃貸人は、賃貸住宅の賃貸借契約書並びに家賃及び敷金の収納状況を明らかにする書類をその事務所に備え付けること。

（法第二十三条第八号ホの国土交通省令で定める期間）

第二十一条　法第二十三条第八号ホの国土交通省令で定める期間は、十年とする。ただし、住宅事情の実態により必要があると認められるときは、市町村長は、十年を超え二十年以下の範囲内で、その期間を別に定めることができる。

（法第二十三条第九号ハの国土交通省令で定める基準）

第二十二条　法第二十三条第九号ハの国土交通省令で定める基準は、次条から第二十六条までに定めるとおりとする。

（譲受人の募集方法）

第二十三条　分譲住宅を法第二十三条第九号イ（１）又は（２）に掲げる者に譲渡する者（以下「一般譲渡人」という。）は、災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において分譲住宅に入居させることが適当である者として市町村長が認めるものを入居させる場合を除くほか、当該分譲住宅の譲受人を公募しなければならない。

２　前項の規定による公募は、市町村長が定めるところにより、譲受けの申込みの期間の末日から起算して少なくとも二週間前に、新聞掲載、掲示等により行うとともに、一般譲渡人のウェブサイトへの掲載により行わなければならない。
３　前二項の規定による公募は、棟ごとに又は団地ごとに、少なくとも次に掲げる事項を示して行わなければならない。
一　譲渡する住宅が中心市街地共同住宅供給事業により建設されたものであること。
二　分譲住宅の所在地、戸数、規模及び構造
三　一般譲渡人の氏名及び住所又は名称及び主たる事務所の所在地
四　譲受人の資格
五　価額その他譲渡の条件
六　譲受けの申込みの期間及び場所
七　申込みに必要な書面の種類
八　譲受人の選定方法
４　前項第六号の申込みの期間は、少なくとも一週間としなければならない。
（譲受人の選定）
第二十四条　譲受けの申込みを受理した戸数が分譲住宅の戸数を超える場合においては、一般譲渡人は、抽選その他公正な方法により譲受人を選定しなければならない。
（譲受人の選定の特例）
第二十五条　一般譲渡人は、同居親族が多い者その他の特に居住の安定を図る必要がある者で市町村長が定める基準に適合するものについては、一回の募集ごとに譲渡しようとする住宅の戸数の五分の一を超えない範囲内の戸数（地域の実情を勘案して市町村長が別に戸数を定める場合には、その戸数）について、前二条の定めるところにより当該分譲住宅の譲受人を選定することができる。
（譲渡条件の制限）
第二十六条　分譲住宅を譲渡する者（以下「譲渡人」という。）は、住宅、住宅に付随する土地又は借地権の価額を受領することを除くほか、譲受人から金品を受領し、その他譲受人の不当な負担となることを譲渡の条件としてはならない。
（法第二十三条第九号ニの国土交通省令で定める基準）
第二十七条　法第二十三条第九号ニの国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。
一　譲渡後の分譲住宅の用途の住宅以外の用途への変更の規制が建築基準法第六十九条又は第七十六条の三第一項の規定による建築協定の締結により行われるものであること。
二　譲渡後の分譲住宅の用途を住宅以外の用途へ変更してはならないことを譲渡契約の内容とするものであること。
（法第二十五条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更）
第二十八条　法第二十五条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
一　住宅の戸数の変更のうち、五分の一未満の戸数の変更（変更後の戸数が十戸以上である場合に限る。）
二　共同住宅の建設又は都市福利施設の整備の事業の実施時期の変更のうち、事業の着手又は完了の予定年月日の六月以内の変更
（中心市街地の活性化に関する法律施行令第九条の国土交通省令で定めるもの）
第二十九条　中心市街地の活性化に関する法律施行令第九条の国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一　廊下及び階段
二　エレベーター及びエレベーターホール
三　立体的遊歩道及び人工地盤施設
四　通路
五　駐車場
六　児童遊園、広場及び緑地
七　給水施設、排水施設、ごみ処理施設、電気施設、ガス施設、熱供給施設及び情報通信施設
八　機械室及び管理事務所
九　電波障害防除設備
十　集会施設
十一　電話施設
十二　防災関連施設
十三　高齢者等生活支援施設
十四　子育て支援施設
（賃貸住宅の家賃）
第三十条　法第三十一条第一項の国土交通省令で定める額は、一月につき、次に掲げる額を合計した額とする。
一　賃貸住宅（都市福利施設であって市町村長が定めるものを含む。以下この条及び次条において同じ。）の建設に要した費用（当該費用のうち、国又は地方公共団体の補助に係る部分を除く。）を期間三十五年、利率年九パーセントで毎月元利均等に償却するものとして算出した額
二　賃貸住宅の建設に要した費用（昇降機設置工事費、暖房設備設置工事費、冷房設備設置工事費、給湯設備設置工事費、浴槽及びふろがまの設置工事費並びに特殊基礎工事費を除く。）に千分の一・四を乗じて得た額
三　賃貸住宅について、昇降機、暖房設備、冷房設備、給湯設備又は浴槽及びふろがまを設置した場合においては、当該設備の工事費に、次に掲げる工事費の区分に応じ、それぞれ次に掲げる率を乗じて得た額（イからハまでに掲げる工事費にあっては、当該額に当該設備の保守に要する費用の月割額を加えた額）
イ　昇降機設置工事費　千分の一・五
ロ　暖房設備設置工事費　千分の一・五
ハ　冷房設備設置工事費　千分の一・五
ニ　給湯設備設置工事費　千分の十五・四
ホ　浴槽及びふろがまの設置工事費　千分の十・八
四　賃貸住宅の災害による損害を補てんするための損害保険又は損害保険に代わるべき火災共済に要する費用の月割額
五　賃貸住宅の建設のため通常必要な土地又は借地権を取得する場合に通常必要と認められる価額に千二百分の五を乗じて得た額（当該賃貸住宅について、地代を必要とする場合においては、当該額に、当該地代の月割額と借地契約に係る土地の価額に千二百分の六を乗じて得た額のいずれか低い額を加えた額）
六　賃貸住宅又はその敷地に租税その他の公課が賦課される場合においては賦課される額の月割額

七　前各号の規定により算出した額の合計額に百分の二を乗じて得た額

２　認定事業者は、前項の規定にかかわらず、自己の建設及び管理をする賃貸住宅で、かつ、同時期に賃借人の募集を行うものについて、住宅相互間における家賃の均衡を図るため必要があると認める場合においては、各戸の床面積、位置及び形状による利便の度合いを勘案して定める調整額を同項の規定により算出した額に加え、又はその額から減じた額を家賃の額とすることができる。ただし、この場合において、家賃の額の合計額は、同項の規定により算出した額の合計額を超えてはならない。

３　認定事業者は、賃貸住宅の維持及び管理を行うため必要があると認める場合においては、当該賃貸住宅に係る推定再建築費（昇降機設置工事、暖房設備設置工事、冷房設備設置工事、給湯設備設置工事、浴槽及びふろがまの設置工事並びに特殊基礎工事に係る推定再建築費に相当する額を除く。）に千分の一・四を乗じて得た額を第一項第二号に掲げる額とし、昇降機設置工事、暖房設備設置工事、冷房設備設置工事、給湯設備設置工事、浴槽及びふろがまの設置工事に係る推定再建築費に相当する額に、当該推定再建築費に相当する額の区分に応じ、それぞれ第一項第三号イからホまでに掲げる率を乗じて得た額（昇降機設置工事、暖房設備設置工事及び冷房設備設置工事に係る推定再建築費に相当する額にあっては、当該乗じて得た額に当該設備の保守に要する費用の月割額を加えた額）を同号に掲げる額とすることができる。

第三十一条　法第三十一条第二項の国土交通省令で定める基準は、賃貸住宅の推定再建築費が、当該賃貸住宅の建設費に一・五を乗じて得た額を超えることとする。

２　賃貸住宅が前項の基準に該当する場合における前条第一項第一号の規定の適用については、同号中「賃貸住宅（都市福利施設であって市町村長が定めるものを含む。以下この条及び次条において同じ。）の建設に要した費用（当該費用のうち、国又は地方公共団体の補助に係る部分を除く。）」とあるのは、「賃貸住宅（都市福利施設であって市町村長が定めるものを含む。以下この条及び次条において同じ。）の建設に要した費用（当該費用のうち、国又は地方公共団体の補助に係る部分を除く。）に国土交通大臣が建築物価の変動を考慮して地域別に定める率を乗じて得た額」とする。

（分譲住宅の価額）

第三十二条　法第三十一条第三項の国土交通省令で定める額は、次に掲げる額を合計した額とする。

一　分譲住宅（都市福利施設であって市町村長が定めるものを含む。以下この条において同じ。）の建設に要した費用（当該費用のうち、国又は地方公共団体の補助に係る部分を除く。）

二　分譲住宅を建設するために借り入れた資金の利息（借り入れた資金の額に利率年十パーセントを乗じて得た額を限度とする。）

三　分譲住宅又はその敷地に租税その他の公課が賦課される場合においては賦課される額

四　分譲事務費等について市町村長が定めた方法により算出した額

２　認定事業者は、前項の規定にかかわらず、自己の建設した分譲住宅で、かつ、同時期に譲受人の募集を行うものについて、住宅相互間における価額の均衡を図るため必要があると認める場合においては、各戸の床面積、位置及び形状による利便の度合いを勘案して定める調整額を同項の規定により算出した額に加え、又はその額から減じた額を価額とすることができる。ただし、この場合において、価額の合計額は、同項の規定により算出した額の合計額を超えてはならない。

３　認定事業者は、特別の事情がある場合においてやむを得ないときは、第一項の規定にかかわらず、市町村長の承認を得て、分譲住宅の価額を別に定めることができる。

（法第三十四条第二項の国土交通省令で定める基準）

第三十三条　法第三十四条第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるもののほか、住宅が賃貸住宅である場合にあっては次条から第四十二条まで、住宅が分譲住宅である場合にあっては第四十三条から第四十八条までに定めるとおりとする。

一　法第九条第二項第四号に掲げる事項として認定基本計画に定められているものに適合するものであること。

二　良好な住居の環境の確保その他の市街地の環境の確保又は向上に資するものであること。

三　都市福利施設の整備と併せて建設し、又は都市福利施設と隣接し、若しくは近接するものであること。

四　共同住宅が地階を除く階数が三以上の建築物の全部又は一部をなすものであり、かつ、当該建築物の敷地面積が三百平方メートル以上であること。

五　住宅の戸数が、十戸以上であること。

六　住宅の規模、構造及び設備が、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ　各戸が床面積五十平方メートル（同居親族がない者の居住の用に供する住宅にあっては、二十五平方メートル）以上であり、かつ、二以上の居住室を有するものであること。

ロ　耐火構造の住宅又は準耐火構造の住宅であること。

ハ　各戸が台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を備えたものであること。

（賃借人の資格）

第三十四条　賃貸住宅の賃借人の資格は、次に掲げる者とする。

一　自ら居住するため住宅を必要とする者

二　自ら居住するため住宅を必要とする者に対し住宅を賃貸する事業を行う者

（賃借人の募集方法）

第三十五条　賃貸住宅を前条第一号に掲げる者に賃貸する地方公共団体（以下第三十八条までにおいて単に「地方公共団体」という。）は、災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において賃貸住宅に入居させることが適当である者として当該地方公共団体の長が認めるものを入居させる場合を除くほか、当該賃貸住宅の賃借人を公募しなければならない。

２　前項の規定による公募は、地方公共団体の長が定めると

ころにより、賃借りの申込みの期間の末日から起算して少なくとも二週間前に、新聞掲載、掲示等により行うとともに、当該地方公共団体のウェブサイトへの掲載により行わなければならない。

３　前二項の規定による公募は、棟ごとに又は団地ごとに、少なくとも次に掲げる事項を示して行わなければならない。

一　賃貸住宅が法第三十四条第二項に規定する賃貸住宅であること。

二　賃貸住宅の所在地、戸数、規模及び構造

三　地方公共団体の名称

四　賃借人の資格

五　家賃その他賃貸の条件

六　賃借りの申込みの期間及び場所

七　申込みに必要な書面の種類

八　賃借人の選定方法

４　前項第六号の申込みの期間は、少なくとも一週間としなければならない。

（賃借人の選定）

第三十六条　賃借りの申込みを受理した戸数が賃貸住宅の戸数を超える場合においては、地方公共団体は、抽選その他公正な方法により賃借人を選定しなければならない。

（賃借人の選定の特例）

第三十七条　地方公共団体は、同居親族が多い者その他の特に居住の安定を図る必要がある者で当該地方公共団体の長が定める基準に適合するものについては、一回の募集ごとに賃貸しようとする住宅の戸数の五分の一を超えない範囲内の戸数（地域の実情を勘案して当該地方公共団体の長が別に戸数を定める場合には、その戸数）について、前二条に定めるところにより当該賃貸住宅の賃借人を選定することができる。

（賃貸借契約の解除）

第三十八条　地方公共団体は、貸借人が不正の行為によって賃貸住宅を賃借りしたときは、当該賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除をすることを賃貸の条件としなければならない。

（賃貸条件の制限）

第三十九条　地方公共団体は、毎月その月分の家賃を受領すること及び家賃の三月分を超えない額の敷金を受領することを除くほか、賃借人から権利金、謝金等の金品を受領し、その他賃借人の不当な負担となることを賃貸の条件としてはならない。

（転貸の条件）

第四十条　第三十四条第二号に掲げる者に賃貸住宅を賃貸する地方公共団体は、転借人の資格、転借人の選定方法、家賃その他転貸の条件に関し、法第二十三条第八号イ（（２）を除く。）、ロ、ハ及びニ並びに法第三十一条第一項及び第二項の規定に準じて賃借人が当該賃貸住宅を転貸することを賃貸の条件としなければならない。

（管理の方法の基準）

第四十一条　賃貸住宅の管理の方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　地方公共団体は、賃貸住宅の管理を行うために必要な資力及び信用並びにこれを的確に行うために必要な経験及び能力を有する者で当該地方公共団体の長が定める基準に該当する者に当該賃貸住宅の管理を委託し、又は当該賃貸住宅を賃貸すること。ただし、当該地方公共団体が当該賃貸住宅の管理を自ら行う場合には、この限りでない。

二　賃貸住宅の修繕が計画的に行われるものであること。

三　地方公共団体は、賃貸住宅の賃貸借契約書並びに家賃及び敷金の収納状況を明らかにする書類を当該地方公共団体の事務所に備え付けること。

（管理の期間）

第四十二条　賃貸住宅の管理の期間は、十年以上でなければならない。

（譲受人の資格）

第四十三条　分譲住宅の譲受人の資格は、次のいずれかに掲げる者とする。

一　自ら居住するため住宅を必要とする者

二　親族の居住の用に供するため自ら居住する住宅以外に住宅を必要とする者

三　自ら居住するため住宅を必要とする者に対し住宅を賃貸する事業を行う者

（譲受人の募集方法）

第四十四条　分譲住宅を前条第一号又は第二号に掲げる者に譲渡する地方公共団体（以下第四十六条までにおいて単に「地方公共団体」という。）は、災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において分譲住宅に入居させることが適当である者として当該地方公共団体の長が認めるものを入居させる場合を除くほか、当該分譲住宅の譲受人を公募しなければならない。

２　前項の規定による公募は、地方公共団体の長が定めるところにより、譲受けの申込みの期間の末日から起算して少なくとも二週間前に、新聞掲載、掲示等により行うとともに、当該地方公共団体のウェブサイトへの掲載により行わなければならない。

３　前二項の規定による公募は、棟ごとに又は団地ごとに、少なくとも次に掲げる事項を示して行わなければならない。

一　分譲住宅が法第三十四条第二項に規定する分譲住宅であること。

二　分譲住宅の所在地、戸数、規模及び構造

三　地方公共団体の名称

四　譲受人の資格

五　価額その他譲渡の条件

六　譲受けの申込みの期間及び場所

七　申込みに必要な書面の種類

八　譲受人の選定方法

４　前項第六号の申込みの期間は、少なくとも一週間としなければならない。

（譲受人の選定）

第四十五条　譲受けの申込みを受理した戸数が分譲住宅の戸数を超える場合においては、地方公共団体は、抽選その他公正な方法により譲受人を選定しなければならない。

（譲受人の選定の特例）

第四十六条　地方公共団体は、同居親族が多い者その他の特

に居住の安定を図る必要がある者で当該地方公共団体の長が定める基準に適合するものについては、一回の募集ごとに譲渡しようとする住宅の戸数の五分の一を超えない範囲内の戸数（地域の実情を勘案して当該地方公共団体の長が別に戸数を定める場合には、その戸数）について、前二条の定めるところにより当該分譲住宅の譲受人を選定することができる。

（譲渡条件の制限）

第四十七条　地方公共団体は、住宅、住宅に付随する土地又は借地権の価額を受領することを除くほか、譲受人から金品を受領し、その他譲受人の不当な負担となることを譲渡の条件としてはならない。

（譲渡後の分譲住宅の用途の住宅以外の用途への変更の規制）

第四十八条　地方公共団体は、譲渡後の分譲住宅の用途を住宅以外の用途へ変更してはならないことを譲渡契約の内容としなければならない。

（共通乗車船券）

第四十九条　法第四十条第一項の規定により共通乗車船券に係る運賃又は料金の割引の届出をしようとする運送事業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を共同で提出しなければならない。

一　共通乗車船券を発行しようとする運送事業者の氏名又は名称及び住所

二　共通乗車船券を発行しようとする運送事業者を代表する者の氏名又は名称

三　割引を行おうとする運賃又は料金の種類

四　発行しようとする共通乗車船券の名称

五　発行しようとする共通乗車船券の発行価額

六　発行しようとする共通乗車船券に係る期間、区間その他の条件

（第一種貨物利用運送事業登録に係る手続的事項）

第五十条　地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）は、法第五十七条第一項の規定により第一種貨物利用運送事業登録を受けたものとみなされる者がある場合には、当該認定特定民間中心市街地活性化事業計画に記載されている事項のうち貨物利用運送事業法第五条第一項第一号に掲げる事項に相当するもの及び同項第二号に掲げる事項を同項の第一種貨物利用運送事業者登録簿に記載するものとする。

２　地方運輸局長は、法第五十七条第三項又は第四項の規定により貨物利用運送事業法第七条第一項の変更登録を受けたものとみなされる者又は同条第三項の届出をしたものとみなされる者がある場合には、当該認定特定民間中心市街地活性化事業計画に記載されている事項のうち同法第四条第一項各号に掲げる事項に相当するもの（同法第七条第一項の変更登録を受け、又は同条第三項の届出をしなければならない事項に該当する事項に限る。）に係る登録の変更を行うものとする。

（法第六十二条第二号の国土交通省令で定める建築物その他の施設）

第五十一条　法第六十二条第二号の国土交通省令で定める建築物その他の施設は、次に掲げるものとする。

一　都市機能の増進に資する建築物

二　道路、公園、駐車場その他の公共の用に供する施設又は公用施設

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第五十四号）の施行の日（平成十八年八月二十二日）から施行する。

（中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第四条第四項第四号及び第五号の特定事業に関する省令等の廃止）

第二条　次に掲げる省令は、廃止する。

一　中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第四条第四項第四号及び第五号の特定事業に関する省令（平成十年運輸省令第五十八号）

二　中心市街地における市街地の整備改善に関する省令（平成十年建設省令第三十号）

別記様式（略）

（７）中心市街地の活性化に関する法律第五十四条に規定する業務に係る食品等流通合理化促進機構に関する省令

平成十年農林水産省令第六十三号

中心市街地の活性化に関する法律第五十四条に規定する業務に係る食品等流通合理化促進機構に関する省令

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号）を実施するため、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第二十七条に規定する業務に係る食品流通構造改善促進機構に関する省令を次のように定める。

中心市街地の活性化に関する法律第五十四条の規定により同条に規定する食品等流通合理化促進機構の業務が行われる場合には、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成三年農林水産省令第三十八号）第九条第一項中「法第十八条第一項」とあるのは「中心市街地の活性化に関する法律（以下「中心市街地活性化法」という。）第五十五条の規定により読み替えて適用する法第十八条第一項」と、同令第十一条第二項中「法第十七条各号に掲げる業務」とあるのは「法第十七条各号に掲げる業務及び中心市街地活性化法第五十四条各号に掲げる業務」と、同令第十四条中「法第十七条第一号に掲げる業務」とあるのは「法第十七条第一号に掲げる業務及び中心市街地活性化法第五十四条第一号に掲げる業務」とする。

附　則

この省令は、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の施行の日（平成十年七月二十四日）から施行する。

資－2　中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（基本方針）（抄）

基本方針は、中活法第８条の規定により、内閣府中心市街地活性化本部が作成し閣議決定されたものです。第９章に中心市街地活性化協議会の設置に関する方針が示されています。

中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（抄）

平成 18 年９月８日
閣議決定
令和２年３月 31 日
一部変更

第９章 第４章から第８章までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項

１．推進体制の整備

⑵ 中心市街地活性化協議会の設置

中心市街地の活性化を図るためには、都市機能の増進を図る事業等を実施する者や経済活力の向上を図る取組を行う者だけではなく、地権者や地域住民等の多様な主体が参画し、活発な議論を交わしつつ、それぞれが相互に連携し、共通の理念の下に主体的かつ積極的に取り組むことが重要である。

このため、都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者及び経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者が、中心市街地ごとに、協議により、運営に関し必要な事項等を規約に定め、共同で協議会を組織することができる。さらに、協議会には地権者や地域住民、行政等の多様な主体も構成員として参加できるほか、協議会の構成員以外の者に対しても、必要な協力を求めることができる。

協議会は、多様な構成員が議論を行い、地域独自の考えを実行に移すべく、その意見調整を図ることによって、中心市街地の活性化に向けた取組の実効性を確保するなど、中心市街地の活性化を推進する上での中心的な役割を担うものである。

協議会は、基本計画の案の作成に向けた協議を自ら積極的に行うことや、市町村に対して参加を要請し、基本計画の案や認定基本計画の見直しの提案を行うための協議を積極的に行うなどの意欲的な取組が期待される。

また、協議会については、都市再生特別措置法及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会との構成員の一部共通化や合同開催などにより、計画策定等に当たって綿密な連携を図ることが望ましい。

① 協議会の構成員

ａ） 協議会を組織することができる構成員

協議会は、下記の(i)及び(ii)に掲げる者の双方が、それぞれ一以上参画し、協議の上、規約を定めることにより、共同で組織することができる。

(i) 都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者

ア 中心市街地整備推進機構

イ 良好な市街地を形成するためのまちづくりの推進を図る事業活動を行うことを目的として設立された会社等

(ii) 経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者

ア 商工会又は商工会議所

イ 商業等の活性化を図る事業活動を行うことを目的として設立された一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定会社

ｂ） 協議会に参加することができる構成員

協議会は、その運営を安定化させ、確度の高い成果を追求し、中心市街地の活性化のトータルコーディネーターとしての有効な機能を果たすために、ａ)に示す協議会を設立することができる者に加え、以下に示すような者が自ら協議会に申出を行い参加する、あるいは協議会の参加の要請に基づき参加するなど、地域の多様な関係者の参画が図られなければならない。

(i) 基本計画に記載された事業を実施する事業者

(ii) 中心市街地において土地・建物等を所有する地権者、地域住民の代表者、NPO 等、認定基本計画及びその実施に関して密接な関係を有する者

(iii) 当該中心市街地をその区域に含む市町村、その他公共サービスの提供者

なお、上記に示すものはあくまで例示であり、基本計画及びその実施に関し密接な関係を有する者が、協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出た場合、その申出について、正当な理由がなければ拒むことができない。

また、協議会は、関係行政機関、独立行政法人中小企業基盤整備機構、一般財団法人民間都市開発推進機構、その他の組織等に対して、必要があると認めるときには、資料の提供、意見の表明等の協力を求めることができる。

② 協議会の役割

協議会は、市町村が基本計画を作成しようとする際に、基本計画に定める事項について意見を述べることができる。また、協議会は、認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についても、市町村に対し意見を述べることができる。なお、市町村が基本計画の認定の申請を行う際に、協議会が存在する場合には、その意見及び対応について示した資料を添付するものとする。

また、協議会は、民間中心市街地商業活性化事業、特定民間中心市街地活性化事業及び特定民間中心市街地経済活力向上事業を実施しようとする者の事業計画について、中心市街地における当該事業の位置付け、必要性、有効性、実効性等について協議を行い、事業実施者に対し協議の結果を伝えなければならない。

③ 協議会における留意事項

協議会の実効性を高める観点から、協議会を組織するに当たり、以下の事項に留意する。

ａ） 協議会における意見調整を円滑に進める観点から、まちづくりについて専門的なノウハウを有するタウンマネージャーや専属の職員を配置するなど、協議会の組織体制の強化を図るよう努めること。

ｂ） 協議会における運営の透明性、公平性、実効性を確保する観点から、事務局の体制、協議事項、協議手続、協議結果の公表方法、会計等の取扱等を規約に定めるよう努めること。

資－３　中心市街地活性化プラットフォーム（内閣府地方創生推進事務局）

https://www.chisou.go.jp/tiiki/chukatu/platform.html

中心市街地活性化を多角的、重層的に推進するためには、各地域のステークホルダーが自ら各種の知見やノウハウ等の情報を発信・共有し、互いに地元に還元する仕組みが必要です。

この度、内閣府地方創生推進事務局では、各地域のステークホルダー間の交流・連携、情報の発信・共有の場として「中心市街地活性化プラットフォーム」を立ち上げました。

現地での中心市街地活性化施策の事例研究を行う「中心市街地活性化ラボ」や先進事例・関連制度等の情報共有を行う「オンラインセミナー・交流会等」などを行い、中心市街地の活性化への機運醸成と実践事例の横展開を強力に推進、ステークホルダーのネットワーク形成、相互の研鑽・交流促進してまいります。

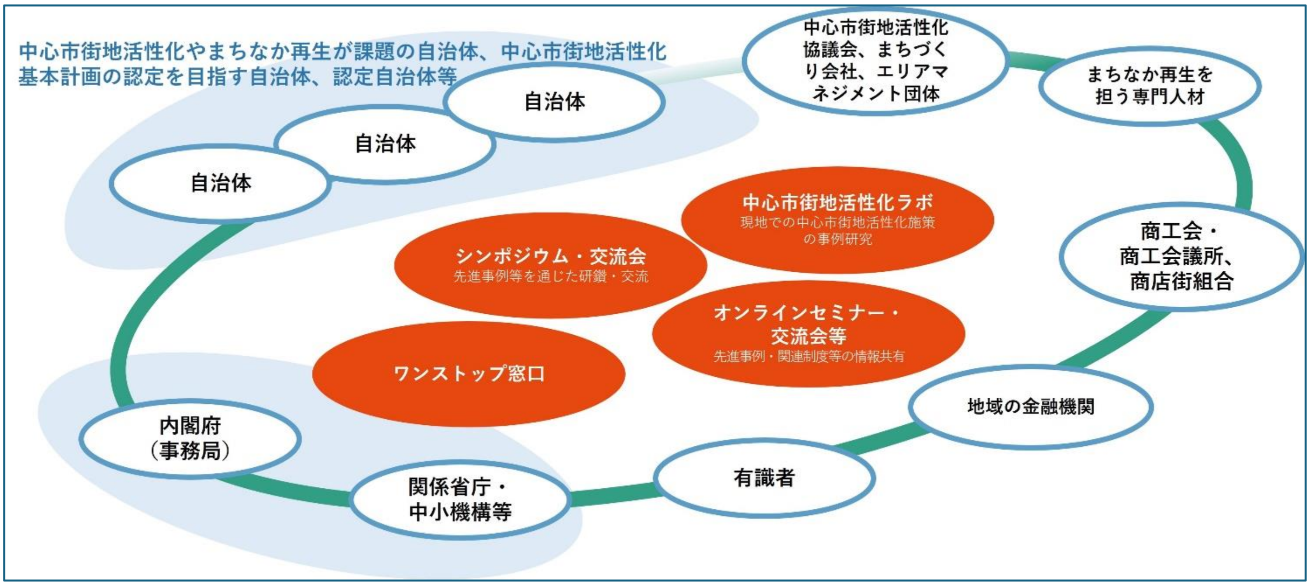

中心市街地活性化プラットフォームの活用方法

（プラットフォームイベントへの参加）

プラットフォームでは、中心市街地活性化に関する「シンポジウム・交流会」や「中心市街地活性化ラボ」、「オンラインセミナー」などを年数回開催し、メンバーの研鑽、交流の機会を提供しますので、積極的にご参加・ご活用ください。

（プラットフォームへの参画・内閣府からの情報共有）

メンバーの皆様のご参考になる中心市街地活性化やまちなか再生に関する情報を随時、提供します。こうしたプラットフォームへの参加を希望される方は、下記まで①氏名、②所属、③メールアドレスを記載の上、下記までメール連絡ください。プラットフォームメンバーとして様々な情報をお送りします。 各メンバーが中活プラットフォームにおいて取り上げてほしいテーマや事例などがありましたら、同じく下記までご提供ください。

（プラットフォームにおける情報発信）

メンバーの皆様におかれましては、以下のガイドラインに沿って中心市街地活性化に関するイベント情報や地域の取組等を他のメンバーに提供することが可能ですので、発信したい情報がございましたら下記までご相談ください。

▼中心市街地活性化プラットフォームにおける情報発信のガイドライン（PDF／204KB）
https://www.chisou.go.jp/tiiki/chukatu/pdf/guideline.pdf

（ワンストップ相談窓口）

当事務局では、中心市街地活性化基本計画の認定をめざす皆様に対して、認定に向けた計画策定の手順、自治体に合った事例の紹介、オンライン又は現地での意見交換を含んだアドバイスなどの伴走型相談支援を行っております。認定希望時期や制度活用意向が未確定の場合でも、随時相談を受け付けておりますので、お気軽に下記までご連絡ください。

▼連絡先：プラットフォーム事務局
内閣府　地方創生推進事務局　中心市街地活性化担当
TEL:03-5510-2338
Email: g.chukatsu@cao.go.jp

中心市街地活性化プラットフォームにおける情報発信のガイドライン

（１）趣旨・目的

内閣府地方創生推進事務局では、各地域のステークホルダー間の交流・連携、情報の発信・共有の場として「中心市街地活性化プラットフォーム」を立ち上げました。

各地域のステークホルダーの中心市街地活性化に関する知見やノウハウ等の情報を共有し、互いに地元に還元していただくことを目的として、中心市街地活性化に資する取組やイベント等の情報を発信いたします。

プラットフォームメンバーの皆様におかれましては、本ガイドラインに沿って中心市街地活性化に関するイベント情報や地域の取組等を他のメンバーに提供することが可能ですので、発信したい情報がございましたらご相談ください。

（２）発信できる情報

中心市街地の活性化に関する法律に基づく、中心市街地活性化を推進する次のような取組について発信することができます。

（具体例）

・中心市街地での自身の取組事例の紹介
・中心市街地活性化に取り組む方の支援策
・中心市街地活性化基本計画記載事業に関するイベント情報
・中心市街地活性化基本計画記載の拠点や施設のオープン、改修完了についてのお知らせ
（賑わい・交流拠点、歴史・文化芸術施設、サテライトオフィス・コワーキングスペース、地域資源を活用した宿泊施設等）
・その他中心市街地活性化の推進に資するイベント情報（シンポジウム、講演会、セミナー等）
（ただし、官公庁や県、市町村、中心市街地活性化協議会が主催・共催・後援のいずれかに入っていること）

※営利目的のものや公序良俗に反するもの等、当局が適さないと判断したものについては配信不可。

（３）発信手続き

発信を希望する方は、文案（添付ファイル含む）を提出先までご提出ください。

〇提出物

・文案：文案を Word にて提出ください。
・添付ファイル:メールにパンフレットやチラシ等をつけたい場合は PDF にて提出ください(20MBまで)。

〇提出先

・宛先：内閣府 地方創生推進事務局 中心市街地活性化担当
・メールアドレス：g.chukatsu@cao.go.jp

※イベント等の場合は開催日の１ヶ月前程度を目途に提出。
※発信可能頻度は、同じ事業者（個人含む）あたり、年４回まで。

資－４　中心市街地活性化協議会支援センター

中心市街地活性化協議会支援センターは、平成 18 年 8 月の改正中心市街地活性化法の施行に伴い、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会の 4 団体及び中小企業基盤整備機構により、各地の中心市街地活性化協議会を支援するための組織として設置されました。運営は中小企業基盤整備機構が行っています。

中心市街地活性化協議会支援センターでは、相談対応業務、ホームページ運営業務、協議会ネットワーク構築業務、メールマガジン運営業務、調査報告業務の 5 つの業務を行っています。

相談対応業務	…電話、メールでの相談に対応
ホームページ＜まちかつ＞運営業務	…関連施策情報及び活性化取組事例等の発信 https://machi.smrj.go.jp/
協議会ネットワーク構築業務	…協議会向け＜全国勉強会＞の開催
メールマガジン運営業務	…関連施策情報等の発信
調査報告業務	…協議会設立及び運営等に関する調査

独立行政法人 中小企業基盤整備機構
高度化事業部まちづくり推進室内
中心市街地活性化協議会支援センター

直通 TEL.03-5470-1623
（年末年始・祝日を除く月～金　10:00～17:00）
E-mail　kyogikai@smrj.go.jp